

1 日目（2月20日）



# 第1回福生市議会定例会会議録（第1号）

平成19年2月20日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

## 1 出席議員は次のとおりである。

|      |        |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 加藤 育男君 | 2 番  | 串田 金八君 | 3 番  | 田村 昌巳君 |
| 4 番  | 増田 俊一君 | 5 番  | 大野 聰君  | 6 番  | 前田 正蔵君 |
| 7 番  | 中森 富久君 | 8 番  | 阿南 育子君 | 9 番  | 高橋 章夫君 |
| 10 番 | 原島 貞夫君 | 11 番 | 森田 昌巳君 | 12 番 | 石川 和夫君 |
| 13 番 | 田村 正秋君 | 14 番 | 大野 悦子君 | 15 番 | 羽場 茂君  |
| 16 番 | 青海 俊伯君 | 17 番 | 今林 昌茂君 | 18 番 | 沼崎 満子君 |
| 19 番 | 松山 清君  | 20 番 | 清水 信作君 | 21 番 | 遠藤 洋一君 |
| 22 番 | 小野沢 久君 |      |        |      |        |

## 1 欠席議員は次のとおりである。

な し

## 1 欠員は次のとおりである。

な し

## 1 出席説明員は次のとおりである。

|       |        |             |        |          |        |
|-------|--------|-------------|--------|----------|--------|
| 市 長   | 野澤 久人君 | 助 役         | 高橋 保雄君 | 収 入 役    | 並木 茂君  |
| 教 育 長 | 宮城 眞一君 | 企画財政部長      | 野崎 隆晴君 | 総務部長     | 田辺 恒久君 |
| 総務部長  | 田中 益雄君 | 市民部長        | 石川 弘君  | 生活環境部長   | 吉沢 英治君 |
| 福祉部長  | 星野恭一郎君 | 都市建設部長      | 清水喜久夫君 | 教育次長     | 吉野 栄喜君 |
| 参 事   | 嶋崎 政男君 | 選挙管理委員会事務局長 | 山崎 典雄君 | 監査委員事務局長 | 伊藤 章一君 |

## 1 議会事務局職員は次のとおりである。

|       |        |      |        |           |        |
|-------|--------|------|--------|-----------|--------|
| 議会事務局 | 小林 作二君 | 議事係長 | 大内 博之君 | 臨時速記事務補佐員 | 杉田 愛子君 |
|-------|--------|------|--------|-----------|--------|

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第1回福生市議会定例会議事日程

開議日時 2月20日（火）午前10時

- |       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第2  | 会期の決定                                            |
| 日程第3  | 市長の施政方針演説及び教育委員会の基本的な考え方について                     |
| 日程第4  | 一般質問                                             |
| 日程第5  | 議案第1号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する<br>条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6  | 議案第4号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す<br>る条例          |
| 日程第7  | 議案第2号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第8  | 議案第3号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の<br>一部を改正する条例    |
| 日程第9  | 議案第5号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第10 | 議案第6号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第11 | 議案第7号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第12 | 議案第8号 福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する<br>条例           |
| 日程第13 | 議案第9号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第14 | 議案第10号 福生市下水道条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第15 | 議案第11号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第16 | 議案第12号 福生市副市長の定数を定める条例                           |
| 日程第17 | 議案第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の<br>整備に関する条例    |
| 日程第18 | 議案第14号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例                   |
| 日程第19 | 議案第15号 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について                   |
| 日程第20 | 議案第16号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につ<br>いて          |
| 日程第21 | 議案第17号 東京市町村総合事務組合理約の変更について                      |
| 日程第22 | 議案第18号 瑞穂斎場組合理約の変更について                           |

|       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第23 | 議案第19号 | 西多摩衛生組合規約の変更について             |
| 日程第24 | 議案第20号 | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）       |
| 日程第25 | 議案第21号 | 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第26 | 議案第22号 | 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第27 | 議案第23号 | 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）    |
| 日程第28 | 議案第24号 | 平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）   |
| 日程第29 | 議案第25号 | 平成19年度福生市一般会計予算              |
| 日程第30 | 議案第26号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算        |
| 日程第31 | 議案第27号 | 平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算        |
| 日程第32 | 議案第28号 | 平成19年度福生市介護保険特別会計予算          |
| 日程第33 | 議案第29号 | 平成19年度福生市下水道事業会計予算           |
| 日程第34 | 議案第30号 | 平成19年度福生市受託水道事業会計予算          |
| 日程第35 | 議案第31号 | 不動産の譲与について                   |

午前10時 開会・開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成19年第1回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において

13番 田村正秋君

14番 大野悦子君

15番 羽場茂君

以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

1 平成19年第1回福生市議会定例会の招集について（別添参照）

2 議案の送付について（議案第1号外30件）（別添参照）

3 市議会議事説明員の委任について（別添参照）

4 議案説明員の出席要求（別添参照）

5 平成18年11月分例月出納検査の結果について（別添参照）

6 平成18年12月分例月出納検査の結果について（別添参照）

7 本会議資料の提出について（議案第4号関係）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る2月8日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案31件が提出されております。

一般質問につきましては、17名の議員から通告されており、通告時間は15時間35分となっております。

それから、日程第3につきましては、市長の施政方針演説と教育委員会委員長より教育委員会の基本的な考え方について発言をすることになっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いまして御配付の日程表のとおり編成をいた

しております。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第19、議案第15号、東京都市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第23、議案第19号、西多摩衛生組合理約の変更につきましては、一部事務組合の関係でございますので、慎重審議の上、即決をお願いすることといたしました。

それから、他の案件につきましては、お手元に御配付いたしております付託表のとおり各所管委員会に、また日程第29、議案第25号、平成19年度福生市一般会計予算につきましては、特別委員会を設置し、付託し、審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者数及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして2月20日、2月21日及び2月22日の3日間と、2月23日から2月25日までを休会とした後の2月26日の1日を合わせまして4日間を本会議とし、2月27日から3月15日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を3月16日とする25日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、議会側から協議事項がございますので、開催することにいたしました。なお、協議事項の関係で2回に分けて行うことといたしまして、1回目は一般質問を終了した後に行い、2回目は2月26日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上が報告でございますが、この本会議場は今定例会が最後になるようでございます。昭和38年に建設以来43年間、ほとんど放送機器以外は直すことなく使い続けてまいりました。ここにおられます数名の議員さんのお父さんも既にここで議会をしたという大変福生の歴史を刻んできたこの本会議場でございます。

そういう面では、今定例会が最後でありますので、各議員の皆さんの心に残るように、そして市民のためになるような活発な論議をしていただきますことを切に願いまして報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川和夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり2月20日から3月16日までの25日間と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、この際、市長及び教育委員会委員長から市長の施政方針演説及び教育委員会の基本的な考え方についての発言の申し出がありますので、これを許します。

まず、市長から発言願います。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 皆さんおはようございます。平成19年第1回市議会定例会

に当たり、貴重なお時間をいただきまして、私の施政方針を申し述べさせていただきますことを心から感謝を申し上げます。

私が2期目の市政運営に携わることとなりましてから間もなく3年が経過しようとしております。この間の市政運営に際しましては、議員並びに市民の皆さんの多大なる御指導、御支援、御協力を賜りまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国は有史以来初めてとなる総人口が減少する人口減少社会へと入っております。福生市におきましても住民基本台帳人口は平成8年から減少に転じ、外国人登録人口を合わせた総人口でも平成14年を境に減少に転じております。

特に年少人口といわれる子どもの人口は、例えば小学校の学年平均人口で見ますと、昭和56年を100とした場合、平成18年では64となり、5年後の平成23年には52になると東京都教育委員会では推計をしております。30年間で約半分になると予測されているわけでございます。

子どもの人口が減っていく一方で、65歳以上の高齢者人口はますます増加し、その割合は平成9年の11.2%から平成19年には17.7%となり、この10年間で1.54倍になりました。これらの影響で15歳から64歳までの生産年齢人口もこの10年で3.8%の減少となっております。

人口密度の高い本市では、今後この傾向がますます加速して進んでまいります。地方の過疎地の問題であると考えられていたことが、例外的な都市を除き、日本の総人口の減少とともに進んでいると言えます。

このような状況の中で考えなくてはならない課題の第1は、福生市に置かれている広域的環境であります。首都圏中央連絡道がこの6月に中央自動車道と接続します。日の出インターから福生市内へ10分かからずに入れることができ、都によるアクセス道路の整備も進んでおります。また国道16号線の拡幅も進み、拝島駅自由通路についても、一部仮設階段ではありますが、この秋口は利用できるようになります。便利性はますます高まると思います。また横田基地の軍民共用化の国の一定の方向性については10月過ぎには示されることでしょう。このような広域的環境の変化をもとに、福生市としてどのようなグランドデザインを描くかであります。

課題の第2は、人口減少は進むにしても、それを緩やかなものとし、持続可能な自治体をつくっていくための施策であります。所得水準の向上や新たな産業振興策、定住化対策としての環境や景観、教育を含む子育て支援や文化、住宅構造の改善等の課題があります。

課題の第3は、後年度の人々への負担をできるだけ少なくするための環境負荷の軽減や行財政運営であります。それは健康寿命を伸ばすことや自立、自治の確立の課題でもあります。

課題の第4は、個として自立し、お互いに協力し、協働するという心の豊かさの追求であります。今現在、そこにある問題の解決とともに、福生市の将来を見据えて現在の施策を進めるという視点が今日ほど重要な時代はないと考えております。

これらの課題をどのようにとらえ、どのように考えるか、そしてどのような方法で解決していけばよいのか、それぞれの施策の推進とともに、私の基本的な考えを述べ

させていただきます。

福生というまちを行政区域で考えた場合、狭い上に人口密度が高く、郊外型の発展の余地がない、あるいは首都圏中央連絡道や多摩都市モノレール等の新たな交通網整備から外れているなどのマイナスのイメージがあります。しかし、福生市を中心とする広域的な視点で考えると、例えば騒音に悩まされることなく、10分程度の時間で首都圏中央連絡道の利便性を享受できることなどプラスの面もあらわれてまいります。

このような福生市が置かれている広域的環境、その変化は市民の生活圏という面からもまちづくりのグランドデザインを描く際の重要な要因となっており、直ちに合併ということではなく、さまざまな分野での相互補完、連携を前提とした将来のまちの姿を描くことが必要であります。

また、広域的視点での行政の運営とともに、地域のコミュニティの育成や文化に取り組むことも重要であり、自立したまちとして、広域的な視点と地域的な視点を合わせ持ったまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

横田基地については、日米間での協議結果によってその後の対応が分かりますが、福生市、市民への影響がどう出てくるのか大きな課題であります。状況を見つつ、皆さんの御意見を伺いながら、適切に対応してまいります。

「基地は無いことが望ましい。しかし、国策として存在する以上容認するしかないが、存在による迷惑については国、全国民によって十分な配慮をしていただきたい」という基本的なスタンスは基地の態様が変化しようとも変わらぬものでございます。国策であり、市、市民の自己選択、自己決定にそぐわないものでございますが、その影響を最も受ける基地周辺住民の意思が十分に取り入れられ、明確に反映されなければならないとの立場を堅持し、米軍再編に関する6項目の要請の実現、軍民共用化等の十分な情報の提供について強く要請をしてまいります。

さて、長期的に少子化傾向の改善が望めない状況にあって、いかに社会の活力を維持し、持続可能な社会構造をつくっていくのかが将来の市民に対する責任として市民、自治体に求められており、第2の課題として上げさせていただきました。

それは、一つには将来を託す子どもたちの育ちの環境を整備し、力のある子どもを育てるということでもあります。冒頭申し上げましたが、福生市の人口の推移、特に子どもの人口の動きというものを分析いたしますと、まちづくりの課題が浮かんでまいります。

学力問題やいじめという形で表れる心の荒廃、家庭のさまざまな問題、保護者や地域の教育力の低下の問題など福生市の影ともいえるべき課題が子ども自身、子どもを取り巻く環境に色濃く反映されております。

「影」ともいえるべき課題の一つである定住化という面から考えてみますと、昨年公表された東京都の人口動態統計における平成17年の合計特殊出生率では、福生市は島嶼を除く都内区市町村の中ではトップの1.40という数値が出ております。しかし、就学児童数は減少傾向を示しております。

出生と死亡の関係である自然増については、率は小さくなっているものの増加しておりますけれども、転入、転出の社会増はマイナスとなっており、特にゼロ歳から5

歳まででは17年度11.3%減少しております。

若い夫婦にとって子どもを産む環境としては適しているが、育てる環境としては評価が低いのではないかと推測され、1人当たりの住居室の広さが26市の中で最も低いといった住宅の面積、質という住宅問題があらわれてまいります。この問題については、現在策定しております在宅マスタープランをもとに考えてまいりたいと存じます。

また、町会や自治会への未加入者問題は、地域力、地域の子育て力の低下としてあらわれ、総体的な街づくりの課題が子どもを産み、育て、子ども自身が育つ環境に凝縮されてあらわれていると考えております。

人口の減少を緩やかなものとし、持続可能な自立した福生市をつくるということは、将来を担う子どもたちが主体的に育つことが出来る自然環境、社会環境の整備ということであり、すべての市民にとっても暮らしやすい環境づくりでもあります。環境基本計画に基づくよりよい環境づくり、景観基本計画による景観形成がますます重要になってまいります。

子どもが自立して育つ環境の整備とは、輝くまち福生、精神的にも満足度の高いまち福生づくりでもあります。私たち大人の心の豊かさ、自助、互助の精神を十分に理解した豊かな心により、子どもの自立した育ちが得られるということでもございます。

現在、福生の子どもたちの健全な育ちの場について、市民の方々に御検討をお願いしております。仮称ではありますが、「ふっさっ子の広場事業」として、市民参画のもとに検討を進めていただいております。市民の皆さんとともに検討から企画、市民主体による実施、検証、継続的な実施まで、市民と行政の総力を上げて協働し、推進していきたいと存じます。また子どもを取り巻く環境の分析から始まり、まちづくりや市民自治へと広がることも期待しております。

課題の第3は、後世の市民に負担を残さないことであり、それは自立、自治の確立であります。環境面や行政の面では、後年度負担をできる限り減らすことであり、現在を生きる私たちが我慢できることは我慢するということでもございます。

地方分権は、地方分権改革推進法の19年4月施行により、第2期ともいうべき新たな段階に入ります。しかし、それは国と地方の関係にとどまり、市民による自治への段階には至っていない状況もございます。福生市におきましても、市民の主体的な行動エネルギーはかなり大きくなってきてはおりますが、まだまだ市民自治へとつながり、分権論議へと拡大していない状況もございます。

市民が自治体の厳しい財政等の現実をみずからの問題として認識し、積極的な市民参加や市民による市政運営の監視を強固なものとしていかなければなりません。そのためにも、「データから見る福生」や、ここで作成いたしました「財政白書」等により、一層の情報の共有を進め、まちは市民みずからがつくっていくものであるという雰囲気、環境をつくっていくことが重要であります。

行政と市民、民間がそれぞれの役割分担を明確化し、協働して、自助、互助、公助という助け合い社会をつくっていく。そこから地域の個性、魅力と活力が生まれ、自治体運営をみずからの問題として認識する多くの市民により、福生市の市民満足度が

高められ、自立した自治体となるということでもございます。

福生市は公共施設の整備など光の部分では成熟期を迎えた市であり、すばらしいまち、暮らしやすいまちです。そのことを示す財政面からの一つの分析資料がございします。バランスシートや行政コスト計算書につきましては、議会へもお示しをしておりますが、公会計改革を推進するための民間の研究機関が全国の自治体の行政コスト計算書の分析結果について、昨年末に公表いたしました。

住民1人あたりの行政コストと負債の関係の分析結果として、福生市は高コスト低負担型と位置づけられております。自治体が1年間に使った総費用を示す行政コストは、市民にとっては行政サービスの受益額であります。低負担とは将来の市民負担が低いことであり、現在の福生市の財政運営は市民にとってサービスは高く、負担は少ないという分析結果になっております。

しかし、ここで注意しなければならないことは福生市の財政の特殊な状況、つまり基地交付金の存在であります。このような特殊事情を除いた場合には、やはり大変厳しい状況であることはいうまでもございしません。

三位一体改革での税源移譲の問題についても、事前の税源として主体的に活用できる反面、税の徴収率というものを考えなくてはなりません。税源は移譲されても、それを集めるのは地方自治体であり、集められなければ市民サービスを含めた厳しい行政運営をしなければなりません。義務としての納税をしなければその分受益は減り、他の市民に迷惑をかけるということでもございます。

国の地方財政計画においては、地方自治体に一層の自助努力を求め、東京都の予算編成の基本的な考え方においても、都から区市町村への財政支援については、区市町村の自主性、自立性のさらなる向上を図るという視点に立ち、補助金の整理合理化、補助率の適正化等の見直しを徹底するとしております。国からの税源移譲についても、都の補助金等の支援策についても、自立した自治体としての自助努力、主体的な行財政運営が前提となるということでもあります。

福生市の財政状況は、単年度収支から財政調整基金の取り崩し、臨時財政対策債を除くと連続してマイナスとなっており、大変厳しい状況であります。

特に、福祉、保健、医療に係る歳出比率が非常に高いわけですが、市民の自立的な健康づくりを促す「健康ふっさ21」計画や、福生病院の改築に沿った健康増進策は、財政という面よりも自立して健康寿命をまっとうできる人生、その人生を送ることができるまちづくりとして大変重要であります。福生市地域福祉計画に沿った障害者、高齢者等ハンディキャップのある方々への支援、個々の状況に応じた十分な配慮については申すまでもございしません。

借金に頼らない、後年度負担を極力抑えつつ、市民サービスを維持していく、高コスト低負担の自治体と一面では評価される本市の行財政運営について、市民と情報の共有を図りながら、もう一度考えていかなければならないと思います。

分権型社会とは、市民、自治体自身がどれだけ一生懸命やるか、努力するかということでもあります。自立、自治とは大変厳しいものであることを改めて認識し、私たち自身の意識を変えていかなければ持続可能な行財政、後世の市民に誇れる行動へとは

つながってはいかないということでもございます。

さて、この歩みを一層確かなものにするためにも、行政の改革を推し進め、骨格の強い行政組織をつくらなければなりません。行政改革の目的は、コストを上げることなく市民満足度を高めることにあり、職員の意識の改革ということも重要でございます。さまざまな分野で能力を持った市民と協働するためには、職員1人1人が確かな思い、意識を持って行動することが必要であります。

長期的な視点に立ち、今行動することが現在の市民、そして将来の福生市民のためになるという確固たる意識を持って仕事をする職員が行政改革の中から生まれつつあり、さらにふやしていかなければなりません。

また、職員の意識改革とともに、職員1人1人の能力を生かすことのできる組織、制度というものも重要であることから、組織改正とともに人事考課制度、給与構造改革にも取り組んでまいります。

新年度に実施する組織改正は、現行の組織の検証、評価に基づき緊急に対応しなければならない課題の把握等を行い、第4次行政改革大綱の推進、市民サービスの向上や新しい公共分野への対応など市民に開かれた新庁舎の完成を期に、組織として可能な限り対応できることを目的といたしております。

基本的には、総合的な子育て支援や総合窓口、安全安心まちづくりへの対応組織として、また職員配置では重点課題への対応、通常業務内での職員技能の継承並びに計画的な新規職員の採用等を考慮する長期的な視点での改正とし、緊急の課題や多様化する市民要望等への的確な対応を図ってまいります。

次に、第4の課題、心の豊かさの追求ということでございます。「国家の品格」という本がベストセラーとなり、「美しい日本」ということも言われております。それらは私たちが受け継ぐ道徳観、普遍的な価値観に立脚する考え方だからこそ心に響いてまいります。将来の人々に誇りうる生き方をするということは、現在の私たちの生き方、行動が未来の社会や自然環境にどのように反映されるかということでもあります。

今、懐かしさと誇りを持って語られる昭和の時代、そこに生きた人々は決して豊かではない生活環境を甘受しつつ、未来の豊かな日本、子どもたちが生きる豊かな未来を信じて暮らし、働いておりました。その未来に私たちは生きております。お金や物にとらわれず働けること、家族と暮らせること、子どもに夢を託せることに喜びを見出したであろう社会では、社会規範意識、普遍的な価値観が人々の中にあり、自助、互助の精神が日々の暮らしを支えていたと思います。

現在の豊かな生活環境を否定するものではありません。しかし、いつごろからか道徳観や社会規範意識の低下という問題が深刻に論じられてきております。法律を守らないことは論外としても、公共の施設への落書き、破損、電車などでのマナーの欠如、そして給食費の不払い、安全安心のまちが脅かされる状況等モラルの低下は数え上げればきりがありません。

人を思いやる心、お互いに助け合うことは、いつの時代であっても変わらぬ価値であり、私たちの行動の規範であります。今こそこの普遍的な価値観を持って、市民として自立し、お互いに協力し、協働する心の豊かさを追求することが必要なときであ

ります。

そのためには情報を共有し、議論し、行動する中で市民としての個の確立を図っていくこと、すなわち、さまざまな形でつながり合い、学び合うこと、そこからしか心豊かな人間としての自己形成は始まらないと考えております。

続きまして、各分野における考え方と新年度の主な事業について申し上げます。

初めに、教育、文化の分野でございますが、引き続き教育委員会の主体的な活動への支援を行うとともに、この分野が精神的にも豊かな生活構築のために大変重要であるとの認識のもと、施策を推進してまいります。

さて、最悪の結果として表面化した「いじめ」問題でございますが、教育委員会では学校、家庭、地域との連携を深め、さまざまな対策を講じております。しかし、福生市における子どもの環境を考えた場合、本市の「影」とも言える部分も大きく影響しており、社会環境整備、まちづくりの視点からも対策を進めてまいります。

また、心豊かな市民形成の支援として生涯学習の環境整備も大事であろうと思います。新年度におきましてはすべての子どもの健全育成を目的とした「ふっさっ子の広場（仮称）事業」や、さまざまな体験をすることにより自立した、力のある子どもを育てる「子ども体験塾」の実施など、また学力向上対策としては、小学校第1学年の国語と第3学年の算数に配置しております小学校児童指導補助員を第1学年から第3学年までの国語、算数指導に拡大いたし、個々の能力に応じたきめ細かい指導を進めてまいります。

軽度な発達障害のある児童、生徒への特別支援教育の充実を図るため、現在小学校2校に設置しております通級指導学級を福生第二中学校にも設置いたし、小学校から中学校までの継続的支援を図ってまいります。また武蔵野台テニスコート改良事業など体育施設の設備充実にも取り組んでまいります。

次に、福祉、保健、医療の分野でございますが、この分野では制度改革が大きな流れとして進んでおります。基本的な方向性としては介護予防、健康増進へと向かっており、市といたしましても福祉部長を本部長とする事業推進本部を立ち上げ、「健康ふっさ21」計画に基づく全庁的な施策を推進してまいりたいと考えております。

また、子どもの育ちでの重要な役割を担う保育園につきましては、多様なニーズへの対応、市民サービスの向上に向けて、民間能力の最大限の活用等を含め支援施策を進めてまいります。

子どもの健やかな成長と社会性の育成、保育環境の確保という面から重要な位置を占めております児童館及び学童クラブについては、地域での子育て拠点としてますますその重要性は高まっております。そのため新年度から指定管理者制度、民間活力の導入により開館時間の延長、事業の多様化等による利用者の利便性の向上とともに、子どもと親、地域住民がともに育ち、支えあう場づくりを進め、子ども家庭支援のネットワークの一つとして、総合的な子育て施策の一翼を担う体制としてまいります。

いじめ、虐待などの問題を数値として明らかにする子ども家庭支援センターの相談実績は、17年度開設後の9カ月間では501件でありましたが、18年度の12月までの9カ月間で既に1000件を超えております。その中でも児童虐待の相談件数

はおおよそ3倍へと増加しておりまして、本市の児童が置かれている生活環境というものに愕然とする思いでございますが、数値に表れていない部分もあると考えられ、早急に支援のネットワークの構築、充実を図らなければならないと考えております。

そのため、子ども家庭支援センターを先駆型にしていくこととし、その移行準備のため職員を増員配置してまいります。また子どもの育ち、家庭への支援の強化、総合的な子育て支援組織として子ども家庭部を新設してまいります。

新年度では、制度改正への的確な対応を進めるとともに、乳幼児から高齢者、すべての市民の健康増進についての全庁的な取り組みの推進、児童手当の増額や新規事業としての義務教育就学児医療費助成事業などの子育て支援策につきましても進めてまいります。

福生病院の建替え事業につきましては、20年度一部オープンに向けて進めていくこととなっております。

次に、都市基盤整備の分野でございますが、暮らしやすい環境の構成要因の一つとして都市景観というものが重要でございます。18年度には市民の方々の主体的な策定活動と行政の側面支援の協働により、福生市まちづくり景観条例が制定されました。全文の一語、一文に福生市に暮らし、まちを愛する市民の方々の思いが込められ、次代の市民に美しいまちを引き継ぐ決意があふれております。これからはこのルールに基づき、私たち1人1人が意識を持って行動することが必要でございます。

暮らしやすい環境の構成要因の二つとして、日々の生活の拠点、温かい家庭を包む住宅があります。本市における住宅の質などの問題は、定住対策としても、防災対策としても緊急の課題となっており、また財政面への影響等重点的に取り組まなければならない課題であります。現在策定中の住宅マスタープランや既存建築物耐震改修等促進計画に基づき、組織の強化を含めて早急に取り組んでまいります。

主な新規事業といたしましては、昭和56年制定の新耐震基準以前の住宅、建築物の耐震化促進を図るための耐震診断助成事業、車両通行の安全確保及び歩道のバリアフリー化を目的としての田園地区を南北に縦断する市道幹線Ⅱ-18号線の改良事業や、新堀橋から宮本橋までの市道1185号線の整備などを予定しております。

生活基盤整備の分野でございますが、幸いにも福生市は大きな自然災害に見舞われてはおりません。しかし、自然災害は必ずくるという意識を持ち、日々の対策を講じることが必要でございます。緊急時に的確な情報を市民に周知し、避難行動を迅速に進めるための防災行政無線施設のデジタル化では、電光表示板等の情報伝達方式の多様化も含め、新年度から改良事業を実施してまいります。また広域的な防災訓練も重要なことから、都と連携した訓練も実施してまいります。

全市民に配布いたしました防災マップ、洪水ハザードマップにつきましては、日々の暮らしの中で努めて意識していただくなど、市民意識の啓発を図ってまいります。

しかし、自然は災害の脅威としてではなく、暮らしにも心に潤いをもたらすものでもあります。私たちは自然との共生、自然の一部としての意識を持ち、自然環境を保全することが必要であります。地球温暖化への対策も私たち1人1人の自然への思いを持った一つ一つの行動の積み重ねが重要でございます。

環境基本計画や地域新エネルギービジョン、詳細ビジョンに基づく計画的な環境対策を進めるとともに、エネルギー供給のベストミックスを目指し、環境負荷の少ない住宅や事業所の拡大、市民の環境意識の向上に取り組んでまいります。

なお、この事業につきましては、環境省の補助を受け、市民、商工会、事業者及び行政による「福生スクラム・マイナス50%協議会」が主体となって進めてまいります。

次に、産業の振興の分野でございますが、引き続き福生市商工会、観光協会との意見、情報交換による産業振興の考え方、方向性などの認識の共有を図りながら、現在の商工業の振興策を推進するとともに、新たな視点での産業の創造について取り組んでまいります。西多摩地域の自治体、商工会で構成される青梅線沿線地域産業クラスター推進協議会や多摩地域の大学、自治体等で構成されるネットワーク多摩などの関係団体との連携、協働による産業の創造、発掘、また観光資源の発掘、活用につきましても研究し、取り組んでいきたいと思っております。

次に、構想の推進の分野でございます。

分権型社会での協働の重要性につきましては、今までに申し上げております。市民、市民活動団体と行政がそれぞれの力を出し合って地域課題を解決していく「協働」がなければ、自立した自治体として分権型社会における地域間競争には勝てないということでございます。

福生市では、市民活動団体との協働に関する指針を定め、全庁的な共通認識と協働の意識の理解を深めることにより一層の推進を図ることとしております。しかし、現状では市民、職員それぞれがいまだ協働というものに漠然とした違和感を抱いていることも否めません。お互いの理解不足、協働のとらえ方の相違もありますが、自立ということに対する理解が不十分であることも一つの要因であろうと思っております。

自己選択、自己決定、自己責任という考え方、すなわち自立というものを市民、職員がともに理解し、共有すること、その上で互助、協働の考え方を理解し、行動することが必要であります。それが輝くまち福生、そして福生市民の幸せにつながる唯一の道であることに気づき、多くの市民がまちづくりに参画し、ともに汗を流すことが現在においても、そして将来においても重要であるということでございます。

今までも自立と協働を柱に市民フォーラムなどを進めてまいりましたが、今後は18年度から実施しております職員による市政出前講座を市民の皆さんに十分活用していただき、情報の共有、自立というものの理解、そして互助、協働というものの考え方の共有をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、自立への理解が深まる過程では、自治基本条例のような市民参画、市民自治のルールづくりも必要となりますことから、庁内職員のプロジェクトチームでの市民主体の策定方法の研究、検討をさらに進め、市民との具体的な議論への場と広げてまいります。

自治体間の互助、協働である広域行政につきましては、引き続き西多摩広域行政圏協議会の一員として、西多摩圏域の個性ある発展と西多摩市民に対するサービスの向上のための広域的施策の充実に努めてまいりますとともに、大きな広がりを見せる市

民の生活圏に対応した新たな広域連携につきましてもさらに推進してまいります。

新庁舎建設につきましては、いよいよ仮称（第1棟）が完成し、新年度からは新たな環境、新たな気持ちで市民サービスに努めてまいります。完成までには今しばらくお時間をいただくことになり、議員、市民の皆さんには御迷惑をおかけいたしますが、御理解をいただきたいと存じます。

財政運営の健全化では、税源の確保に向けて引き続き市税等収納率向上対策本部を中心にして全庁的な取り組みを進めるとともに、新年度では市税等の電話催告事業や、タイヤロック方式による自動車等の差し押え事業、インターネットを活用した公売事業などに取り組んでまいります。

なお、各分野での具体的な事業につきましては、実施計画により明らかにしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

現在、そして将来にわたってすべての福生市民が輝きを持続させ、精神的な安らぎを持って生き生きと暮らせるためには、分権型社会での自立、そして自助、互助、協働ということへの理解を深めることが前提でございます。

将来への福生市民への負担をできる限り減らすこと、力のある子どもたちを育てることが今を生きる私たちに課せられた責務であり、その明確な意思に基づき行動することが必要であります。

私といたしましては、市民から負託された大きな責任を自覚し、現在、そして将来の市民のためにという思いを持って、市民、職員とともに、議会の御決定をいただきながら市政運営に取り組んでまいり所存でございます。

最後になりましたが、本年は統一地方選挙の年でございます。議員各位のこの4年間における福生市発展のための御尽力と御活躍に心より敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、今期を限りに御勇退されます職員さんにおかれましては、これまでの市政における御尽力、御活躍並びに御協力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

また、御出馬の議員さんにおかれましては、この選挙における御奮闘を心からお祈り申し上げる次第でございます。

議員各位、市民の皆様の一層の御指導、御協力をお願い申し上げまして、平成19年度の施政方針とさせていただきます。

長時間にわたり、御静聴賜りましてまことにありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君） 以上で市長の施政方針演説についての発言は終わりました。

続きまして、教育委員会委員長より発言をお願いいたします。

（教育委員会委員長 清水希益君登壇）

○教育委員会委員長（清水希益君） 皆さんおはようございます。平成19年第1回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして、福生市教育委員会の行政運営の基本的な考え方につきまして申し述べる機会をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、国においては、昨年12月には第165回国会において、これまで審議されてまいりました改正教育基本法が可決、成立し、同月22日には同法が公布、施行さ

れました。このことに伴い、今後関係法規等の改正など新たな動きが想定されるところでございます。

また、昨年10月に発足しました教育再生会議は、去る1月25日に第一次報告を決定し、総理大臣に提出しました。そこには七つの提言と四つの緊急対応が盛り込まれております。

その内容としては、ゆとり教育の見直しと学力の向上や学校の再生、尊敬できる教師の育成、保護者や地域の信頼にこたえる学校づくり、教育委員会改革などこれまでの教育制度に大きくかかわる提言が示されております。このような動向を概観しますと、今後とも引き続き教育委員会においては大きな改革が予想されるものであります。

そのような中で、市教育委員会といたしましては、福生市が当面しております教育課題の解決や教育改革の推進、施策の具体化に向けて積極的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

そこで、さきの定例教育委員会におきまして、学校教育並びに生涯学習における教育施策推進の基本とする平成19年度の「福生市教育委員会教育目標及び基本方針」を定めました。さらに具体的な施策を折り込んだ「平成19年度から21年度までの教育推進プラン」を作成したところでございます。以下にその要旨を申し述べさせていただきます。

まず、教育目標といたしましては、引き続き「子どもたちが知性・感性・道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長する教育を推進すること」とし、学校、家庭、地域のそれぞれが責任と役割を果たすことができるよう、すべての市民が参加する教育の実現を目指すこととしております。

次に、ただいま述べました教育目標を実現するための基本方針でございますが、昨年同様四つの柱により具体的な推進の内容を示しております。

まず、基本方針1では「人権尊重の精神と社会貢献の精神」の育成を揚げ、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任、生命尊重についての認識を深めさせ、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を推進することとしております。

特に、昨年末には大きな社会問題となりましたいじめ問題につきましては、改めて「いじめは断じて許さない」という市教育委員会としての認識を明確に打ち出し、いじめの防止、解消を目指した具体的な取り組みを始めておりますが、新年度にはより積極的に進めてまいります。

また、学校におきましては、子どもたちの健全育成及び安全確保について全教職員の共通理解、共通認識のもと、実践的な指導体制を確立し、規律ある教育活動を推進するとともに、安全に過ごせる学校環境を構築してまいります。

次に、基本方針2では、「豊かな個性と創造力」の伸張を掲げております。具体的には、確かな学力を育成するために、基礎的、基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、我が国の伝統や文化を理解し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進することとしております。

特に、学力の向上につきましては、学力向上を図る調査結果をもとに、教育推進プ

ランの推進や児童生徒の学習習慣の確立を目指す取り組みを充実させるとともに、学校内外での研修を充実させ、教師の指導力の向上を図ってまいります。

あわせて、個に応じた多様な教育の推進に向けて取り組むこととし、軽度発達障害など障害のある子どもたちが個々の教育ニーズに応じた指導を受けることができるよう、引き続き特別支援教育に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、基本方針3では、「生涯学習と文化・スポーツの振興」を掲げております。例えば学習と社会参加の推進を図るため生涯学習の振興、充実の支援に努めてまいります。

また、文化・スポーツ面では、芸術文化に親しむ機会の提供と文化施設の維持管理、文化遺産や資料の保存活用を通じた郷土理解の推進、体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、市民の健康づくり、あるいは活動の組織づくりや指導者の育成などの支援を行ってまいります。

次に、基本方針4では、「市民の教育参加と学校経営の改革の推進」を掲げております。特に保護者、地域に信頼される学校づくりが求められているところから、今後とも教育活動の積極的な公開、学校評議員制度の有効活用及び外部評価の導入を進める所存でございます。

また、学校の運営組織改革の一環として、校長のリーダーシップの確立及び主幹職の学校組織内での一層の定着とその活用を図り、学校の組織的な課題対応能力の向上を支援してまいります。

なお、教員の資質・能力の向上を図るため、現行の福生市公立学校教育研究会の活動を強化してまいります。この研究会では小・中学校が各校種ごとの研究を進めるとともに、小・中の連携による学校間における連続する研究に取り組み、児童・生徒の学力の向上や健全な心身の育成に努めていくよう期待しております。

さらに、学校に対してはその教育活動や学校運営の状況について、保護者や地域に対して積極的に情報を提供したり、学校外の人材を活用し、地域社会との連携を図ることを通して効果的で透明性の高い開かれた学校運営に向けて取り組むよう努めてまいります。

子どもたちの登下校時などにおける安全の確保につきましては、学校、家庭、地域との協働を一層進めるよう支援してまいります。

次に、以上の教育目標と教育方針を踏まえて決定されました平成19年度の主な教育施策について、一つは学校教育の改善充実の視点から、二つは生涯学習の振興の視点から申し述べさせていただきます。

第1点目の学校教育にかかわる施策としては、一つに、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みがあります。ここでは個に応じた指導の充実を目指し、少人数学習集団による授業及び授業指導補助員を配置した複数指導者による授業を積極的に展開するとともに、教員の研修、研究を充実させ、各学校の授業力を向上させてまいります。さらに、児童・生徒の学習意欲を向上させるため、市独自の算数、漢字の学力検定を実施してまいります。

なお、文部科学省の実施する学力調査や生活実態調査につきましては、十分その結

果を分析し、本市の学力向上の施策に反映したいと考えております。

また、児童・生徒が保護者や地域の方々と協力して全校一斉の清掃活動を行う「輝け福生いきいき活動」を昨年に引き続き実施し、社会奉仕体験活動を通じて子どもたちの道徳的実践力の育成や、小・中学校と地域の方々との一層の連携を図ってまいります。

次に、福生市の大きな教育課題である不登校問題への対応につきましては、本年度も福生市独自の指導補助員の配置、教育相談体制の充実、指導主事や教育相談員の学校派遣等の施策を推進するとともに、適応指導教室の充実を図ってまいります。

さらに、これまで小学校2校に開設した通級指導学級を中学校にも設置し、特別支援に向け一層の充実を図ってまいります。

また、学校の安全対策につきましては、小・中学校の校門1カ所をオートロック方式とし、既に設置している防犯カメラとあわせ、学校への不審者侵入防止態勢を強化し、児童・生徒等の安全を確保してまいります。

学校給食につきましては、引き続き給食内容の充実に努めるとともに、給食費の未納の解消に向けて鋭意取り組んでまいります。また中学校昼食につきましては、昼食内容の充実に取り組み、ランチルームの利用率向上を図ってまいります。

以上、学校教育の改善、充実の視点から施策の一端を申し述べましたが、これまで以上に各学校が特色ある教育活動や開かれた学校づくりを推進し、保護者の方々と地域の皆様の御期待に沿うよう教育施策の効率的、効果的な実現に努め、義務教育の一層の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、第2点の生涯学習の振興に関しまして申し述べます。平成17年3月に策定されました福生市生涯学習推進計画に基づき、平成19年度も学校や地域、関係団体、市長部局などと連携し、学習の機会や利用しやすい施設の提供を図り、市民1人1人が豊かな学習活動が展開できますよう取り組んでまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年問題協議会に関する事務は、組織改正に伴い子ども育成課に所管替えとなってまいります。青少年の健やかな成長を促すため、青少年海外派遣事業や子ども議会などの各種事業につきましては、引き続き教育委員会において担当し、充実に努めてまいります。

また、子どもたちが放課後などにおける異年齢の子どもによる遊びや、地域の人との交流を通じた体験や学習など、創造性や自主性を育成する場として、小学校の余裕教室などを活用した、仮称ではありますが「ふっさっ子の広場」を平成19年度中に開設すべく準備を進めております。

本事業につきましては、現在地域での子ども育成にかかわっておられる方々などとの会合を開催し、そこで基本的な考え方について話し合い、市民との協働により推進していくことなど一定の方向を見出してまいりたいと考えております。

市民会館につきましては、リニューアルになった施設を生かし、市民に親しまれるホールづくりを目指すとともに、多くの市民に利用されるよう、今後ともPRに努めてまいります。

公民館事業につきましても、住みやすい地域づくりの活動の場の一つとして、引き

続き協働の視点に立ち、市民への学習機会の提供に努め、各種サークルなどの自主活動団体との交流や地域とのネットワークづくりを推進してまいります。

図書館では、今後とも市民の読書要求にこたえるさまざまなサービスを行ってまいりますとともに、福生市子ども読書活動推進計画に基づきまして地域、学校と連携を図りながら読書環境の整備に努めてまいります。

文化の振興においては、地域会館、プチギャラリー等の施設の維持管理並びに充実に努めますとともに、公民館まつりなどに取り組み、市民の方々が芸術・伝統文化などに親しみ、かつ、発表できる機会の提供を図ってまいります。

スポーツ振興の面では、市民ニーズに対応したスポーツ教室や講習会等の開催、健康・体力づくりに関する相談業務、地域指導者の育成及びスポーツ技術と体力の向上を目指し、体育指導委員や福生市体育協会など関係各団体、あるいは市長部局とも連携を図りながら環境整備に努めてまいります。

スポーツに関する平成19年度の主要な事業としては、新たに東京都市長会の「多摩・島しょ子ども体験塾事業」の市町村助成制度を活用した取り組みとして、市内の小・中学生を対象に夏休みスポーツスクールを実施いたします。

P19に〔 〕  
内発言の訂正  
発言あり

また、体育施設の整備としては、武蔵野台テニスコート改良事業、市営プール循環や安全性の向上に努めてまいります。

最後に、本教育委員会が毎年策定しております「教育推進プラン」につきまして申し述べます。このプランは学校教育において推進する具体的な施策を総合的、体系的に整備し、教育委員会並びに市内小・中学校の取り組みの指針とするものですが、同時にその取り組みの成果や課題を明らかにし、次年度以降の教育施策や学校改善に反映するというねらいもあります。

各年度のプランにつきましては、逐一その取り組み状況をまとめ、各視点ごとに成果や課題を明らかにしております。そして明らかとなりました課題等を踏まえ、以後の年度のプランや施策の点検、見直しに生かすとともに、学校教育の一層の改善、充実に努めているところでございます。

冒頭に述べました教育基本法の改正により、教育改革は新たな展開を見ることとなります。今後の国や東京都の教育改革の動向をしっかりと見据えながら、引き続き福生市の教育行政全般にわたり全力を傾注して取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに市民の皆様には引き続き御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成19年度福生市教育委員会の基本的な考え方についての説明とさせていただきます。

御清聴をいただきましてまことにありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で教育委員会委員長の教育委員会の基本的な考え方についての発言は終わりました。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水委員長より発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。

（教育委員会委員長 清水希益君登壇）

○教育委員会委員長（清水希益君） 再び申しわけございません。訂正をさせていただきます。

お手元の資料の6ページにございます上から9行目でございます。福東第1少年野球場整備事業、こういうふうにありますところを「きょくとう」と申し上げました。

P18〔〕  
内発言の  
訂正発言

失礼をいたしました。〔福東〕に御訂正賜りたいと思います。申しわけございませんでした。失礼しました。

○議長（石川和夫君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、発言を訂正することに決定いたしました。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず、5番大野聰君。

（5番 大野聰君質問席着席）

○5番（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、平成19年第1回定例会の一般質問をさせていただきます。

先ほどは市長から施政方針、教育委員長からは教育委員会の基本的な考え方についてお話がございました。19年度の決意表明ということで述べられたと思いますが、多いに期待するものであります。

それでは、今回の質問については、さきに通告いたしました大きな項目で一つ、安全安心なまちづくりについて、二つ、放課後児童対策についての2項目についてお伺いいたします。この項についても先ほどの方針の中でも述べられております。19年度に積極的に取り上げていくというお話がございました。前向きな御答弁をぜひお願いをいたしまして、それでは質問に入らせていただきます。

最初に、安全安心なまちづくりについてお伺いいたします。

この項目につきましては、平成16年の第1回定例会以来4回の一般質問をさせていただきました。最初に御質問させていただいたときの市長の御答弁では、どちらかというと防犯の仕事は警察署の仕事であり、市としては側面的に協力していくという

ような消極的な取り組みの印象を受けた内容でございました。

しかし、この４年間で、安全安心なまちづくり施策として積極的に取り組んでいただき、市民の方々が安全安心まちづくりについての関心が非常に高まり、積極的に活動に参加されるなどこの施策が大きく前進されたことを評価するものでございます。

特に地域での自主的なパトロールや、市民の御協力を得ての子どもたちの見守り活動、地域安全マップづくり、市民広場の設置、「子ども１１０番の家」の制度の導入などなど多くの施策を展開していただき、大きな成果を上げております。

また、本会議で私が提案させていただきました公用車等への「地域安全パトロール実施中」のマグネットステッカーについてはすぐに実施していただき、大変感謝申し上げます。現在では資源収集車や介護事業者、さらには西多摩農業協同組合の御協力を得てその輪が大きく広がってきましたことは、安全安心まちづくりに大きな成果が上がってきたと思っております。改めて感謝申し上げます。

私の地域でも有志の皆さんが毎月第２、第４土曜日、４年近く、約７０回休まずに夜間パトロールを実施しております。地域の大勢の皆さんからも感謝されている状況でございます。

そこで、次の何点かについてお伺いします。まず安全安心なまちづくり施策の現状についての１項目目、安全安心まちづくり活動の現状ですが、一つとして安全安心まちづくり市民広場の活動の状況、二つ目、地域の活動の現状、三つ目、小学校におけるマップづくりの活動内容とその成果、四つ目、その他の活動実績等についてお伺いをさせていただきます。

次に、２項目としまして今後の取り組みでございしますが、本年４月から組織改正により安全安心まちづくり課を設置し、より安全対策の推進を目指していくとしておりますが、今後の取り組みの考え方、二つ目、安全安心まちづくり条例制定の検討状況についてお伺いいたします。特にまちづくり条例の制定については、市長から再三期待を抱かせる御答弁をいただいておりますが、今回は具体的な制定時期等についてぜひ前向きな御答弁をお願いいたします。

次に、放課後児童対策についてお伺いいたします。

この件についても以前から子どもの居場所づくり対策として一般質問をさせていただきましたが、なかなか進展しない状況であり、再度質問をさせていただきます。

文部科学省では平成１６年度から１８年度までの３カ年事業として、地域子ども教室推進事業を実施し、全国で多くの自治体が取り組みましたが、残念ながら当市ではその状況が見られなかった状況であります。

一方、学童クラブ利用者が年々増加しており、学童クラブの増設に四苦八苦している状況の中、当然全児童対策として取り組まなければならない状況にありながら、もっと早くから対策を講ずることが必要であったと考えておりました。

ちなみに、ただいま申し上げましたとおり、学童クラブの利用希望者は、児童数の減少と反比例して年々増加しており、４年生以下の全児童数の割合では、平成１５年度の入所希望割合が１９．６％であったものが、平成１９年度、来年度の申し込み状況では２７．６％となっており、実に８ポイントも増加している状況であります。特

に1年生では31.2%から39.1%とふえており、3分の1強の子どもたちが入所を希望している状況で、今後お母さん方の就労の増加等によりましてますますその率はふえてくることが予想されています。

もちろん学童クラブ対策と放課後児童対策とは異質なものであると考えますが、入所希望比率が高くなることにより、もはや全児童対策としての取り組みが必要と考えます。また学童クラブの入所を希望しない子どもたちの放課後対策も急務でございます。

幸い文部科学省では平成19年度から放課後子ども教室推進事業の制度を新設し、すべての子どもを対象として安全安心な子どもの活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進することとしております。

当市でも昨年、児童の放課後の実態について調査され、現在市民の方の参画を得て「(仮称)ふっさっ子の広場」に関する打ち合わせ会を設置し、実施に向けての検討を始めたのとっております。また平成19年度予算案でも「(仮称)ふっさっ子の広場」に関する予算案を計上されました。先ほど教育委員長から平成19年度福生市教育委員会の基本的な考え方でも平成19年度の重点施策として取り組んでいくという決意が述べられましたが、大いに期待するものでございます。

ただ、この事業は教育委員会が主導で行うのではなく、市民との協働により市民主体で推進していくとの方針には賛成でございます。この事業を継続的に進めていくためには市民の方々の御協力が不可欠だと考えております。特にこれから定年を迎えられるいわゆる団塊の世代の市民の方々の協力を得ることは、この制度の継続性を図るためにはポイントになると考えております。そのためにも十分時間をかけて検討し、子どもたちにとっても、地域の方々にとっても魅力ある活動にすることが必要であると考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。放課後児童対策についての1項目目は、放課後児童対策の現状について、一つ、「(仮称)ふっさっ子の広場」の検討会議の検討状況について、二つ目、文部科学省の事業、放課後子どもプランに対する取り組みの現状についての2点についてお伺いいたします。

2項目目は、今後の取り組み方策についてでございますが、一つ目、市民を巻き込んだ活動の方策について、特に団塊の世代の市民の方々の御協力を得る方策について、二つ目、実施場所、実施箇所等の見通しについて、三つ目、学童クラブとの連携方策について、以上2項目、5点についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わりますが、市長、教育長の前向きな御答弁をぜひよろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 大野(聡)議員さんの御質問にお答えをいたします。

安全安心まちづくりについての1点目、安全安心なまちづくり施策の現状についてでございますが、平成17年9月に広く市民の方々と防犯について話し合う場として「安全・安心まちづくり市民ひろば」を設け、毎月1回のペースで情報交換などを行

っております。

市民広場には防犯活動推進員を初め女性防犯指導員や町会・自治会、PTA、交通安全推進委員、民生委員さんなど市内でさまざまなお立場で活動されている方が、防犯に関心を寄せる一市民として参画され、それぞれの組織や地域で実施している防犯活動の状況や、これからの防犯について話し合いを行ってきております。

この「市民ひろば」を通じて防犯情報の重要性や市民への防犯協力の呼びかけなどが指摘され、テレモ自治体情報での情報提供や、市内全域での子どもの見守りへの協力の呼びかけなどさまざまな防犯活動に生かされてきたところでございます。

また、この市民ひろばでは防犯シンボルの統一化のアイディアを受け、今年度防犯ワッペンを作成するなど、この市民ひろばで得られたものを防犯活動に生かしております。またことし1月には市民ひろばに参加された皆さんによりまして、会議終了後夜間のパトロールも行われました。

市民の防犯に対する意識は高まっており、福生警察署管内の防犯連絡所福生支部では昨年9月20日に防災講習会を開くなど積極的な活動を展開をされております。また現在、市内では20の町会・自治会によりまして防犯パトロールが行われているほか、PTAなどでも自転車の前かごに防犯パトロール中の表示をして活動していただいております。地域全体ではそれぞれの方法、時間で地域の防犯活動を行っていただいております。「子ども110番」の活動などもございます。

今後も多くの市民の方が防犯に関心を持ち、さらにパトロールなど防犯活動が進むよう、積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

そのほか市では、地域安全のための施策といたしまして、平成17年度から七つの小学校区で地域安全マップづくりを実施いたしておりますが、このマップづくりを通じて危険な場所とはどういうところなのかを考え、さまざまな危険性に気づくことの大切さを体験してもらいました。参加したPTAなど保護者の方からも子どもを取り巻く危険な場所とはどのような場所で、大人として日ごろからこういった場所に気をつければよいのかがわかったとの感想も聞かれました。今年度も3月10日の土曜日にそれぞれでつくったマップの全体発表会を予定しております。

また、子どもの安全の見守り活動にも取り組み、防災行政無線を使用して毎週月曜日、水曜日、金曜日に子どもの見守りの広報を行っております。さらに昨年5月には西多摩農業協同組合と安全安心パトロールについての協定を、また7月には市内の介護事業者とも地域安全パトロールに関する協定を締結し、さまざまな機関によりまして日ごろの業務の中で防犯パトロールに協力をしていただいております。

2点目の今後の取り組みについてでございますが、市民の安全を守ることは最大の福祉であるとも言われておりますが、平成19年4月から安全安心まちづくり課を設置し、なお一層安全対策を推進していきたいと考えております。町会・自治会、PTAなど地域と行政、警察を初め防犯に関する機関が連携し、それぞれができるところから活動を始め、息長く、継続的に活動することが大切であると考えております。

安全安心まちづくり条例の検討状況でございますが、昨年都内の26市3町1村に条例の制定状況とその成果及び問題点などの調査を行いました。26市のうち既に1

5の市で制定されており、平成19年度に四つの市で条例化の予定があります。

寄せられた回答では、市民の生活安全に関する各種団体間の連携や体制の構築、防犯パトロールの組織化など防犯意識の向上に効果があったとの回答が寄せられました。市といたしましても、防犯活動を推進していく上で、パトロール組織の連携やPTAや町会・自治会、防災関係団体との連携などをさらに強固なものにしていくため、条例を制定していきたいと思います。

条例制定に当たりましては、できるだけ実効性のある条例でないと意味がないと考えておりまして、現在行っている安全安心まちづくり市民ひろばを発展させるような組織づくりも含め、各市の条例や活動方法を参考に関係機関とも協議をしながら、平成19年度中の条例制定に向けまして進めてまいりたいと思います。

次の放課後児童対策につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、大野(聴)議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 大野(聴)議員さんの御質問にお答えをいたします。

放課後児童対策についての1点目、その現状についてでございますが、放課後の対応ということで、まず教育委員会内部におきまして、昨年4月以降子どもの居場所づくりの検討会を設置をし、検討を始めました。

そこでの検討結果といたしましては、小学生を対象に、学校の施設を使って、平日の放課後は午後5時まで、土曜日や夏休みなどの長期休業日は午前9時から午後5時まで、市民のボランティアによる協力を得て子どもの居場所を開設するというふうに検討いたしましたところでございました。

この内容をもとに、10月には庁内での施策検討の会議におきましてさらに協議を進め、第1に、この事業の進め方としては市民主体による検討及び実施の方法を採用すること。第2に、この事業は当面教育委員会が主導的役割を果たしながらも、全庁横断的な課題であり、市の重要施策として位置づけ、全庁的な体制で取り組むこと。第3に、居場所という事業の表現は安全な場所で子どもを囲い込むというイメージにとられることもあるので、ふさわしい名称にすること、このような方向で今後の検討の方針を固めました。

そして、11月には職員16名によりますプロジェクトチームを設置をし、会議を3回開催する中で、子どもを巡る環境及び子どもの問題状況についてのデータの集約をいたしましたところでございます。

この事業につきましては、子どもたちが健やかで心豊かな成長を実現するため、福生の大人の教育力を集結し、放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、友だちとの遊びや地域の人々との交流を通して子どもの創造性、自主性の育成を目指す場としていくことから「(仮称)ふっさっ子の広場」という名称でその後の検討を進めてまいりました。

市民の方々による初めての「(仮称)ふっさっ子の広場」に関します打ち合わせ会は、第1回目を1月12日に開催をし、市民側のメンバーは日ごろ子どもの育成に関わっておられる社会教育委員、青少年育成地区委員長などの方々11名をお願いをし、市

側の出席者といたしましては市長、助役、教育長、教育次長などございました。

当日は、市長からこの事業につきましての趣旨説明及びプロジェクトチームがまとめたデータに基づき、福生市の子どもが置かれております状況等の説明が行われたところでございます。第2回目の打ち合わせ会は2月9日に開催され、実質的な検討が始まっております。

続きまして、国が進めよういたします放課後子どもプランに対する取り組みの現状についてでございますが、この国の施策のうち放課後子ども教室事業は、文部科学省が提案をいたしているもので、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民の方々との交流活動等の取り組みの実施をしようとするものでございます。

福生市といたしましては、文部科学省のこの事業の補助制度も活用しながら、ただいま申し上げました市民の方々が主体となつての「(仮称) ふっさっ子の広場」というプランとして実現をしてみたいと考えております。

2点目、今後の取り組み方策についてでございます。初めに市民を巻き込んだ活動の取り組みについてでございますが、この事業は基本として毎日実施をする事業でありますため、スタートいたしましたら継続して安定的に展開していくことが重要であり、また子どもたちの要望もスポーツ、遊び、読書、自然体験、学習など多岐にわたると予想されますことから、支援をいただく人材の確保も大変大きな課題となっております。

その際、御指摘をいただきましたように、今後は団塊世代の方々が2007年以降定年を迎え、地域社会での生活が中心になると想定され、これまでの生活から自由に使える時間がふえる生活に変わられる方も多くなってまいります。現役時代に仕事や趣味などで培われた豊富な知識や専門的な技術を持つ人もおられるものと考えられますし、この機会に何か地域活動に参加しようという方も多くおいでになるものと思われるので、これらの方々に地域社会でいかに活躍していただくかが今後の地域づくりの重要なポイントとなるものと存ずるものであります。

そこで、ボランティア活動、地域活動へのかかわりの場としてこの「(仮称) ふっさっ子の広場」への参加は大変重要な意味を持つと認識をいたしております。この事業の一義的な担い手は保護者、PTAや青少年育成地区委員など地域の方々かと思われませんが、どの小学校でも毎日継続をして開設をしていくためには人手不足は否めないものと思われます。多数の地域の方々とともに経験豊かな団塊の世代の方々の積極的な参加は、この事業を継続して安定的に展開していく上で重要な要件となると存じます。

続きまして、実施時期、実施箇所等の見通しについてでございます。市といたしましては、基本となる考え方を固めた上で「(仮称) ふっさっ子の広場」全体を統括をする組織のもとに、各小学校に運営委員会を設置し、それぞれの「ふっさっ子の広場」が運営されていくことが大変重要なことと考えております。

各運営委員会のコーディネーターや多数のボランティアのための研修なども必要になってまいります。本年4月に新設をされます子ども家庭部との連携も強めながら、

この事業の基本理念や全体構想を早期に策定をし、これを受けまして開設に向けての具体化を図っていかなければならないと考えております。

基本理念等がまとまり次第、早い時期にどこかの小学校におきましてモデルケースとしてスタートさせていきたいと考えており、不確実な状況ではありますが、準備に向けての予算化もいたしました。

次に、学童クラブとの連携方策についてでございますが、私どもといたしましてはしっかりした理念の確立をし、運営体制を整備した上で、この事業がスタートすることを何よりも重要と考えております。学童クラブとの連携につきましては、安定的な運営が図れますようになってから検討されていくのではないかと考えているところであります。

以上、大野（聰）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番（大野聰君） 御答弁ありがとうございました。特に条例に関しては具体的な時期まで明示されて御答弁いただきまして本当にありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まず、安全安心なまちづくりの関係でございますけれども、先ほど、現在20町会の地域で実施されているという御答弁をいただきました。たしか2年前ぐらいにも18カ所か19カ所ぐらいだったと思うのですが、その後、考えてみればそんなにふえてないのかなと思うのですが、これは地域でそれぞれ自主的にやる活動でございますから、行政として強制はできないと思いますけれども、具体的な地域への働きかけ、ですからどうやったらふえるか、その辺について、やはり地域全体がやることがこういう事業、大切だと思いますので――地域というか、福生市内全体がやることが大事だと思いますので、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。

2点目でございますけれども、ただいまの自主的なパトロールにつきましてですけれども、この辺について、それぞれの地域でいろいろな形でやっていらっしゃると思うのですが、それぞれの地域の実態といいますか、状況について、防犯だよりとか、市の広報等で紹介することが可能かどうか、これもそれぞれの地域の活動の励みになると思うので、その辺の考え方を伺いいたします。

それから、3点目としまして子どもたちの地域安全マップづくりの関係で、昨年、それから今年度も実施をしておりますけれども、昨年秋に実施した活動、私、四小でございまして、四小の方で参加させていただきました。残念ながら子どもたちの参加があまりなかったのですが、この辺については学校との連携ですね。その辺はどのようになっているのか、本来ですと子どもたちや先生と一緒に歩くとか、また先生がその地域の実態を知る意味ではいいことだと思いますが、その辺の連携がどうなっているのかお伺いいたします。

それから、四つ目といたしまして4月から新しい組織でまた実施されるということで、それぞれがそのまま引き継がれるのかどうかわかりませんが、今後どのように取り組んでいくお考えがあるかどうか、現段階での方向性についてわかる範囲で教えていただきたいと思います。

それから最後ですけれども、一応2月10日土曜日でしたけれども、私どもの加美

地域のパトロールに部長と課長に参加していただきました。大変ありがとうございました。そのときの御感想といいますか、その辺についてお気持ちだけお伺いしたいのと、ほかの地域もそれぞれやっていらっしゃると思うので、今後できるだけ、できればそういうところに参加をしていただいて、実態を知っていただくのが大事だと思うのですが、その辺についてのお考えがあるかどうかをお伺いいたします。

それから、２点目の放課後児童対策でございますけれども、文部科学省で出されたプランについてみても、非常に言っていることとか目的はすばらしいことを言っているのですが、いざ具体化する場合にかなり課題があるのかなと、今御答弁いただいた中でも何となく目標といいますか――はわかるのですが、では具体化をどういうふうにしていくのかというところについて、なかなか見えない部分があるのですけれども、その中で今、市民主体でやるということで「(仮称) ふっさっ子の広場」の打ち合せ会をやっていらっしゃるということですのでけれども、この辺について、一部御紹介がありましたけれども、具体的にはどんなメンバーで、その方たちの選考経過についてどういうふうになっているのか、その辺についてひとつお伺いいたします。

それから、既に２回の打ち合せ会をやられたということでございますけれども、その具体的な議論の中身について簡単に教えていただきたいと思います。

それから、三つ目についてはボランティアの募集の方法とか研修会について、これは各学校に運営委員会をつくって、学校ごとにやるということですのでけれども、ボランティアの募集とか研修、ただ広報に出すとか、各学校を通じて、PTAを通じて出すとかというようないろいろ方策があるのだと思うのですが、なかなか言うはやすく、実際には集まってくれるかどうかというところが非常に不安ですけれども、その辺の考え方についてどういうふうに考えていらっしゃるかをお伺いいたします。

それから、四つ目ですけれども、これは最初に申し上げましたように、目的とかいろいろなことがあるわけですし、それから始めたらもう後ずさりできないという事業でございますから、軽々に見切り発車というかな、そういうことは慎むべきだと思いますけれども、教育委員会として、これは市民主体で、市民の方々に検討していただいているのだからということで、その辺。では今、教育委員会としての考え方を申し述べろといってもなかなか難しいのかもしれませんが、教育委員会としての活動のあるべき姿というのですかね。現段階でどのように考えていらっしゃるのか、１９年度の予算計上をされているわけですのでけれども、その辺のところでも議論を待っていても実施はできない。場合によっては秋ごろ１校モデルケースでという御説明でございますけれども、その辺がなかなか見えなくて予算が執行できなかったということもあるかもしれないし、市民にお願いしたのでそれを待ってというところと事業実施等の時期との関係があると思うのですが、その辺について、現段階での教育委員会としての活動のあるべき姿といいますか、その辺についてどのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

以上、第１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、安全安心まちづくりにつきまして５点再質問いただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、パトロール実施の働きかけでございますけれども、御指摘のように現在 20 の町会・自治会で実施をいただいております。町会長協議会の会議におきましても、未実施の地区につきまして、ぜひ実施いただくようお願いをしております。今月の会議におきましてもそういったお話をいたしたところでございます。

また、福生警察の方にも御出席をいただきまして、犯罪状況のお話をいただく中で活動のお願いもいたしているところでございます。

各町会・自治会ではさまざまな御事情もあるようでございますけれども、引き続き増となるよう努力してまいります。町会によりましては世帯数の少ない町会もありますので、幾つかの町会がまとまり、実施することも視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防犯だより等への活動の紹介、掲載ということでございますけれども、福生防犯だよりにつきましては、現在 A 4 版で作成し、毎月発行しております。犯罪の発生状況や、さまざまな犯罪に遭わないように P R をいたしているところでございます。A 4 版ではスペースの課題もありますことから、工夫をする中で、さらに必要に応じまして A 3 版での発行をする中で活動の紹介をしてまいりたいと考えております。また広報誌での紹介にも努めてまいりたいと思っております。

次に、地域安全マップづくりでの学校との連携ということでございますけれども、地域安全マップの作成事業につきましては、今年度も各小学校単位で、10 月から 1 月にかけて実施をいたしております。

学校との連携はどのようになっているのかとこのことでございますけれども、事業実施に当たりまして各学校の御理解をいただくため校長会、それから生活指導主任会に出席し協力をお願いを、また各 P T A にも同様な協力と事業への支援をお願いいたしております。

今回は、各学校での取り組み状況によりまして参加者にバラつきがありましたことから、次回実施の際はさらに多くの参加が得られるよう取り組みを強化してまいりたいというふうに考えております。

次に、安全安心まちづくりに向けての今後の取り組みと現段階での方向性ということでございますけれども、安全安心なまちづくりにつきましては、市長答弁のとおり 19 年度に条例を制定してまいります。その過程におきまして各関係機関や市民の皆様のお意見を聞きながら、さらに安全安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。各関係機関の連携や防犯パトロール間の連携及び組織化などについて、実効性の高い組織化を図ってまいればというふうに考えております。

最後でございますけれども、パトロールに参加した感想と、他の地域に参加の考えはということでございますけれども、加美地域では毎月第 2、第 4 土曜日午後 8 時からパトロールを実施いただいております。既に 70 回を超えるということでございまして、関係者の方々に大変感謝をいたします。

当日は駐在所の警察官や、御夫婦で参加された方もおりまして、16 名が 2 班に分かれての活動をされたわけでございます。大変勇ましい「防犯パトロール中」の上り旗を先頭に、拍子木を打っての活動で、地域住民の方々につきましては室内におりま

してもパトロール活動を実施していることが確認できると、そんなふうにしたところでございます。

地域住民の暮らしに深くかかわる防犯への取り組みが、犯罪防止はもちろんでございますけれども、地域の連携や活性化にもつながっていくものとの思いを強くいたしました。

また、他の実施地域への参加でございますが、実施日、時間、あるいは実施方法等も異なりますけれども、参加することによりましてさまざまな御意見をお聞きし、支援、協力できることは積極的に行うことが必要であるとの認識から、順次参加をしてまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、放課後児童対策について御質問いただいておりますが、教育長答弁と重複するようなこともあろうかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

まず、1点目の「（仮称）ふっさっ子のひろば」の打ち合せ会のメンバーの選出方法ということでございますが、「（仮称）ふっさっ子のひろば」につきましては、子どもたちの育成に常日ごろ関心を持っていただいている方に個別にお願いに上がりまして、委員としてなっていたということでございます。現在、11名の方をお願いしてございます。

先ほど教育長の答弁がございましたように、社会教育委員、あるいはボーイスカウトの方、それとか民生児童委員、それからPTAの役員の方、そのほかいろいろ子どもに関心のある方をお願いしているような状況でございます。

それから、二つ目の打ち合せ会の2回ほどやった議論の中身でございますが、1月12日には市長にも出席をいただきまして、市長の方からこの「（仮称）ふっさっ子のひろば」の主旨の説明をいただきまして、事務局の方としてはプロジェクトチームがいろいろなデータを収集いたしまして――データといいましても、いろいろな今まで出た刊行物、あるいはそういうものから取り寄せたデータでございますが、例えば先ほど市長の施政方針の中にもございましたが、福生市の持ち家比率とか、そういうようないろいろなデータを収集しまして、それを委員の方々に説明をいたしました。

それから、「（仮称）ふっさっ子のひろば」のグランドデザインというようなものを説明をいたしまして、そのほかには委員の方々、初めて顔合わせをいたしましたので、それぞれ意見交換をしていただいたのが1月12日、初日でございます。

それから、2月9日には、具体的な事例といたしまして、今福生第四小学校で「四小ファンクラブ」というのが、この「四小ファンクラブ」というのは保護者、地域の方々が四小で子どもたちにギターを教えたり将棋を教えたりというような、そういうような活動をしているわけですが、委員の中のメンバーにもその「四小ファンクラブ」の方がいらっしゃるのですが、その「四小ファンクラブ」の今活動状況を説明をいただきました。その中でいろいろ質疑もあって、どういようなやり方といういようなことで質疑もございました。それからあと「（仮称）ふっさっ子のひろば」の最初に示されましたグランドデザインについても内容を討論したというような状況でございます。

それから、三つ目のボランティアの募集方法とか研修でございますが、この「(仮称) ふっさっ子のひろば」のグランドデザインというものがまとまりましたら、教育委員会事務局といたしましてはボランティアの方を募るという、そういう作業に入りたいというふうに考えております。

正直言いまして、今現在どのような方が、どのような技術とか特技とかお持ちというのは、正直言ってまだ全然わからない状態でございますので、大勢の方に協力いただけるように、PRにつきましては市民の方皆さんに読んでいただけるようなPRの方法を考えたいというふうに思っております。それで御協力いただける方にはお集まりいただきまして主旨の説明と、それから研修等の準備を、その時点で事務局の方で進めていきたいというふうに思っております。

それから、具体的に教育委員会の事務局は何をするのかという4番目の御質問でございますが、教育委員会といたしましては、あくまでもこの「(仮称) ふっさっ子のひろば」は市民の方を主体に活動していただくということを考えておりまして、ただ、事務局としては予算を組んで、それに対して市民の方々が活動するのに責任を持って進めていくという、そういう立場にあるというふうに考えております。ですから予算等、あるいは責任を持って市民の方々が活動するのを支援していくという、そういうふうに考えてございます。

答弁になったかどうかちょっとわかりませんが、以上で答弁とさせていただきます。  
○5番(大野聰君) 御答弁ありがとうございました。安全安心まちづくりにつきましては、いろいろお尋ねしました。これからはぜひ取り組みをお願いしたいと思いますけれども、いわゆる子どもたちの安全マップづくり、これも学校によって取り組みの温度差があるようでございますけれども、やはり少なくとも、今現在は地域振興課で担当されてやるわけで、担当職員の方が出ていって説明したりするということですが、この辺についてはもうちょっと具体的に学校の御協力をいただくような方策も考えていく、例えば授業中に可能かどうかというのはわかりませんけれども、先ほど教育委員長のお話であった、地域の美化活動なんていうのがありましたよね。そういう中では、たしかあれは放課後かなんかにやっていらっしゃったと思うのですが、そういう活動とも絡めて、そういうことも可能なのかどうかを含めて今後ぜひ検討していただいて、実効性のあるものにしていただければと思いますので、この点については要望しておきたいと思います。

それから、できるだけ役所の方も各地域へ出ていっていただいて、いろいろな状況を見ていただくということが大事だと思いますので、その辺についてもさらに強力にやっていただきたいと思います。

2点目の放課後児童対策についての御答弁をいただきました。メンバーの選考についてはこういう形でやられたということで、教育委員会、今のやる公募の考え方とちょっと違ってございますけれども、その辺については実効ある打ち合せ会にさせていただきたいと思います。

ちょっと気になったのは、これは当然実施に当たっては学校施設を中心にやるということになると思うのです。今のお話の中で、そういう検討のメンバーの中にいわ

ゆる学校の姿が見えてこないのですが、実際にやる場合にはやはりいろいろな形で学校に御協力いただかなければいけないだろうと思うのです。ただ校長会で話したとか、いろいろそれだけで済む問題ではないし、一方的に、市民が自主的にやるのだから学校の施設を貸せよという形もなかなかとれないのだと思いますけれども、この辺については、学校との連携というのかな、その辺についてどういうふうに考えていらっしゃるのかについてお伺いいたします。

こういう事業については、本当に毎日の活動でございますから、簡単にすぐ始めてということも難しいだろうし、ボランティアなり指導者の方の募集も非常に大事だと思うのです。やはり時間をかけてやっていただきたいと思いますけれども、かつて文部省のころ、随分昔ですけれども、校庭開放というのがありまして、これは指導員を配置して学校の空き時間を校庭を開放するという制度だったのですが、これもいつの間にか自然消滅してしまったという状況もありましたけれども、そういうことのないように、継続してできる形でぜひやっていただきたいと思います。

以上、1点だけちょっと再質問させてください。よろしくお願いいたします。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、放課後子ども対策でございますが、学校との連携でございますが、おっしゃるとおり学校の放課後等の教室を活用してその「(仮称)ふっさっ子のひろば」の事業を展開しようとしているわけでございますので、学校との連携、協力がなければ当然できないことでございますので、ただ、今具体的なものがもう少し見えた段階で、学校にはあらかじめ御協力願いたいという話はしてございますが、もう少し具体的な内容が見えた段階でさらに連携を深めるように協力依頼、調整をしていきたいとそのように考えてございます。

○5番（大野聡君） 御答弁ありがとうございました。特に「(仮称)ふっさっ子のひろば」の関係については、ちょっと考えてもでは具体的にどうするのかというのは非常に難しいと思うのです。

何回も申し上げましたように、この制度がいい制度になりますように、特に団塊の世代と言われている人たちにやはり地域にどんどん出てもらうということが大事だと思いますので、その辺のことを十分お考えいただいて導入していただくようお願いをいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番青海俊伯君。

（16番 青海俊伯君質問席着席）

○16番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

議員たる者、たえず市民の声を聞いて、ともに悩み、ともに苦しみ、つらい思いを共有し、行政が一人一人の市民の幸福実現のためになし得るすべての手段を講じて安

心と納得を提供できるように努めなければならないと日々考えております。今回の一般質問もこのような現場の声をお聞きして、取り上げさせていただきました。

障害者自立支援法が本格導入されて、平成18年10月1日より本格的に施行されるわけですが、半年が経過いたしました。従来の支援費制度に変わり障害者の福祉サービスの一元化と、身体障害、知的障害にあわせて精神障害も含めて共通なサービス制度を目指し、保護から自立に向けた支援をすることを目的として施行されましたが、障害者の方に費用の原則1割負担を求めることが大きくクローズアップされ、利用者の方から不安の声も上がっていることも事実であります。

そこで、国ではことし4月から通所、在宅サービスの利用者負担軽減を含めて、障害者自立支援法の円滑な運用と定着を目指す特別対策が実現をいたしました。今回の利用者負担軽減策は、通所、在宅利用者の場合、負担上限を中間所得者も含めて4分の1に軽減されるなどこの特別対策を知っているのと知らないのとでは大きな違いが出ます。

そこで、初めにこの特別対策の利用者に対しての周知の方法はどのようにされているかお伺いをするものであります。

また、障害者福祉は障害者の方お一人お一人の状況が異なるために非常に細かい仕組みになっていて、事業者としても事務量が複雑かつ膨大になるものと事業者の方からの声も聞こえてきますが、福生市においてはそのような実情の把握はされているのかをお伺いするものでございます。

次に、心身障害学級の現状と今後のあり方についてお伺いをいたします。

あわせて関連で、心身障害学級に通学される児童生徒の場合、御家族が送迎をされている場合がままございますが、障害者手帳をお持ちの方で一定の条件の方には市の制度としてタクシー券、あるいはガソリン券の支給がされておりますが、急に御家族のぐあいが悪いとか、都合がつかない場合に通学用のタクシー券の支給をしてもらいたいとの要望が出ておりますが、かなうことならば追加支給できる制度改正が一番望ましいのですが、百歩譲ってタクシー券とガソリン券の二者択一の選択ではなく、総額の範囲で併用ができないものかという点についてのお考えをお聞かせいただきたい、このように思います。

近隣他市におきましては、心身障害学級、あるいは放課後の心身障害児の場合の通学の場合、御近所の児童・生徒さんが乗り合わせて往復タクシーを利用しているケースもあるようでございますが、このような形が理想ではございますが、このことについては固定学級のあり方、それ自体にも関連しますので、それについては再質問でもお話をしたいと、このように思っております。

心身障害学級の現状と今後のあり方について、現在の心身障害学級の児童・生徒数、通級学級の現状、そして先ほど教育委員会委員長の方からのお話にも出ておりました特別支援教育の方向性につきましてもお話をいただければと、このように思っております。

希望をいえば、各小学校、中学校に、いわゆる固定学級が設置されるのが一番いいことだと思っております。またそうすれば通学も学区内で通えますので、御家族、あ

るいは御本人の負担も随分と和らぐと思っております。また子どもたちにとっても地域で遊んだ友だちと同じ学校に行けるという大きな励みにもなろうと思いますが、この点についていかがでしょうか。

次に3点目ですが、視覚障害者の日常生活用具給付支援事業についてお伺いをいたします。先日視覚障害者の友だちのところにお伺いしましたところ、パソコンを利用しながら、音声変換ソフトを使っている利用ですが、日常生活の質の向上、いわゆるQOLと言われる部分ですが、非常に日常生活を円滑に進めるための道具といえますか、ソフトといえますか、そういうものを活用されている姿に接して感動いたしました。

技術革新は日進月歩、まさに新時代の到来を思わせる状況でございますが、視覚障害者の分野でも生活支援の新しい支援が提供され始めております。先日プチギャラリーで視覚障害者の方々のサークルにお声をかけていただいて、新技術の製品の紹介実演を拝見いたしました。

音声のデータを1円玉ぐらいの大きさのシールに入れて必要なものに張り付ける。それをペンタイプの読み取り機でタッチすると、音声でそのものの特徴が聞けるといった仕組みになります。ようはシールが目次となって、それをペン先が読み取る、ペンリーダーが読み取ることによって、そのペンリーダーの中に入っているソフトといえますか、それでもってデータが出てくると。

例えば1円玉ぐらいのシールを事前に音声を入れておいて、それを張っておくと。仮に食品でいうところの冷凍食品で、冷凍の讃岐うどんとしましょうか。冷凍讃岐うどんに1円玉ぐらいのシールを張っておく。そうすると目は御不自由ですけれども、触ることによってシールはどこにあるかはわかる。そこへペンタイプのものを当てると、そのシールに入っているデータを読み込んで、これが何の商品かを認識をして、ペンリーダーがいわゆるテーブルコーダーのような代わりになって「これは冷凍讃岐うどんです。電子レンジで3分です」とかそういうことが言える。これは衣服についても言えるそうです。衣服に張っておくと、クリーニング屋さんで何遍洗っても使えるというものですから、例えば「このセーターは赤い色のセーターでどこそで買ったものです」とか、「何々のプレゼントでいただいたものです」とかというようなことを記録させておけば、御家族がいらっしゃらなくても、視覚障害の方がそのシールにペンでタッチすれば、そのものがどういうものかイメージでわかるというものでございます。大きくその方々の日常生活の質が変わってくる。

これをそのペンリーダーの中の容量を変えればどういうことが起きるかということ、物語だとか本だとかがそこで読み取ることができる。例えばお子さんに読み聞かせをしたいと思っても、お母さんの目が御不自由ですと読めない。だけでもその本のところにシールを張って、それを当てることによって、事前に御家族、御主人なりボランティアの方が音声を登録してもらったものが出て、1時間ぐらいのもの、あるいはもっと容量が高ければ1冊の本でもそこから読み取れることができると、まさに音声案内のような形になるわけでございます。

このような形で、それを家庭に導入できれば、衣服、食品、本、CDなどおおよそお聞きしますと多分四、五百点、お一人で御家庭の中で張れば相当なところまで自

立てるといいますか、ある程度の行動が自分でとれることになるのではないかと思います。

そのようなことで、CDなどなど数百点にシールを張って、声で色とか歌手名とか食品の種類、常備薬の内容などわかることになります。特にお薬などは薬局の方に、最初に専門家にシールを張っておいてもらおうと誤飲といいますか、誤用がまずなくなるだろうと、こう言われております。

このような新しい技術革新の製品を生活用具給付支援事業の該当項目にさせていただきたいのですが、どのようにすればいいものなのかという質問がございました。また国の補助対象の用具に入れることができれば市の負担も軽くなるだろうかと、こう思いますが、そういったものの要請があって市の方でも担当の方が、これが今でいうテーブルコーダーに該当するとかなった場合に、これを国の補助対象、あるいは新しい分野になった場合に国の補助対象の用具に申請するには市としてどのような手続きをとる形になるのでしょうか。その辺のところをお伺いしたいと思っております。

以上、今回障害者福祉に関して3点質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

障害者福祉につての第1点目、障害者自立支援法の改正のポイントと利用者に対する周知方法についてでございますが、障害者自立支援法の目的は、御承知のとおり一つは、身体障害、知的障害、精神障害の3障害に共通なサービス制度を導入し、身近な区市町村が一元的にサービスを提供すること。二つには、公平なサービス利用のため、全国統一の調査項目により障害程度区分を認定し、支給決定の透明化、明確化を図ること。三つには、サービス量や所得に応じた公平な負担を求めるとともに、国も地方自治体も責任を持って費用負担をし、制度の安定化を図ること。四つには、障害者の就労支援を強化し、障害者が働ける社会を目指すことにあります。特に利用者の負担に関しましては、利用料の1割を負担するというこのみが大きく宣伝されているように思います。

また、サービス利用料の上限額の設定に関しましては、大変複雑で個々の状況等を調査した上でないと決定できないため、対象者以外の方には詳しく情報提供がなされなかったように思われます。まず利用料の1割負担については、所得に基づき段階的に上限額が設定されており、その上限額に対し、低所得者の方には御本人の預貯金等も考慮し、受けるサービスの種類によりさらに軽減策が講じられます。

例えばその受けるサービスが入所施設、グループホームの場合には、非課税世帯に対しては個別減免がございます。また社会福祉法人等の提供する通所サービスや、ホームヘルプサービスを利用する場合、一つの事業所での月額負担上限額は半額になります。さらに非課税世帯でホームヘルプサービスを利用する場合には、1割負担の70%を都と市において負担し、利用者の負担軽減を図っております。

このように受けるサービスの種類により減免の種類も異なっております。利用料の1割負担における所得段階別の上限設定のところまでは利用者の全員に御理解をいた

だけだと思いますが、個別に行われる個別減免や、激変緩和のために行っております低所得者への減免、施設入所者に対する食費等実費負担の軽減措置等さまざまな減免措置につきましては、対象となられる御本人や御家族の状況により異なるため、個別に直接説明をしており、共通理解まで至っていない状況があると思っております。

さらに、国は障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策として、平成19年4月1日から21年3月にかけて、お話の居宅サービスを受ける通所、住宅、障害児のいる非課税世帯と課税世帯の一部において、月額上限額を4分の1に軽減することとなりました。このことについては昨年12月28日に説明会がございましたので、対象となられる89名の方には2月9日に個別にお知らせをいたしております。

また、施設入所者の方には資産運用の緩和や工賃控除の見直し、さらに補足給付額の引き上げをすることになりますので、2月14日に43名の方にお知らせをいたしました。3月下旬には新たに決定した利用料記載の受給者証をお送りできるよう事務を進めております。

次に、事業者の方からの事務量の増加に対する苦情等は直接市にはいただいておりますが、支援費制度の請求事務に比べ、障害者自立支援法では利用者負担の上限管理や、利用者負担金の徴収事務の増加、請求事務の複雑化等により事務量が増加して大変だろうということは聞いております。今回の国の特別対策で、利用者負担の上限額変更等また御苦勞をおかけするわけでございますが、事業者の方には引き続き御協力をお願いしてまいります。

次に、2点目の心身障害者学級の現状と今後のあり方につきましては、教育委員会からお答えをいたしますが、関連いたします心身学級に通学する際のタクシー券の活用につきまして私の方でお答えをいたします。

現在、タクシー券とガソリン券の給付については、心身障害者タクシー利用券給付事業と心身障害者ガソリン費用助成事業とそれぞれ別の要綱で実施しております、どちらか一方の給付を受けると他方は給付されないよう定められております。給付対象の拡大、あるいは助成額の増加につきましては、今のところ考えておりませんが、支給方法につきましては、併用についての検討をしていきたいと思っております。

なお、心身障害者の方がタクシーを利用する場合、運賃の10%が割引になる制度もありますので、これも御活用いただければと思います。

次に3点目、視覚障害者の日常生活給付支援事業についてですが、日常生活用具給付事業は、昨年の10月から地域生活支援事業の一つとして利用者の状況に応じ、柔軟に対応することができるようになりました。

日常生活支援用具には、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・医師疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具の6種がありますが、これらの用具は具体的な品目が定められ、給付、あるいは貸与が認められております。

視覚障害者については、具体的には自立生活支援用具の電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、また在宅療養等支援用具の音声式体温計や体重計など、そして情報・意思疎通支援用具として点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブ

ルレコーダー、活字文書読み上げ装置等がございます。

それぞれの用具には備えるべき性能と給付基準額並びに耐用年数が定められており、この用具の種類の範囲の中で使い勝手のよいもの、自分にあった製品を選んでいただくことになります。性能も形も日々進化し、日常生活用具給付支援事業の対象品目かどうかの判断が難しくなっておりますが、その製品の目的や機能を十分検討し、障害者の方にとってよりよい用具の給付に努めてまいりたいと存じます。

また、全く新しい用具につきましても6種のいずれかの種類に属すれば、市独自で検討することも可能ですし、すぐれた用具であれば国の補助対象用具として要望し、申請をしていくことも可能でございますので、情報収集に努め、可能な限り利用できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上で、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

心身障害学級の現状と今後のあり方についての御質問の第1点目、通級指導学級との関係でございますが、まず通級指導学級につきましては、小学校または中学校の通常の学級に在籍しております軽度の障害のある児童・生徒に対しまして、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別な指導を特別な場で行う教育形態を申ししておりまして、障害としては言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等がその対象となっております。

一方、心身障害学級は学校教育法第75条により小・中・高等学校に置くことができるとされた学級で、対象は盲、聾、養護学校の対象とならない程度の心身に障害がある児童・生徒となっております。

さて、御質問の通級指導学級と心身障害学級との関係でございますが、ただいまの説明のように、原則的には就学の対象が違っており、障害の別によって入級することが望ましいわけでございますが、例えば学習の遅れがある場合に、それが情緒の障害で遅れているのか、あるいは知的な障害で遅れているのか明確でないことがございます。そのような際には、通級指導学級に入級し、状況を見ながら心身障害学級に転入することもございます。

したがいまして、通級指導学級が心身障害学級に入級をする前段階的な機能を果たすことがございます。また指導の方法におきましては個別による指導が中心となりますことや、通常の学級に在籍する児童・生徒よりもより細やかな子ども理解が必要なことから、通級指導学級と心身障害学級の担任同士が合同で研究研修を進めているところでございます。

2点目の心身障害学級の拡大ということでございますが、ただいま申し上げました心身障害学級は学校教育法等の一部改正により、平成19年4月からは特別支援学級(固定制)に変わります。これは平成15年に公表されました特別支援教育のあり方に関する調査協力者会議による今後の特別支援教育のあり方についての最終報告に基づいて実施をされました文部科学省の施策の一つでございます。

この最終報告では、小・中学校における心身障害学級から学校としての全体的、総合的な対応を図ることとして、これまでの心身障害学級や通級による指導の制度を、通常の学級に在籍をした上で必要な時間のみ特別支援教室、これは（仮称）であります、その場で特別の指導を受けることを可能にするという制度に一本化するための検討をすることが盛り込まれておりました。

この制度が実現をいたしますと、現在ある心身障害学級や通級指導学級はなくなり、各校に特別支援教室が設置をされ、そこで指導することになり、心身障害学級は拡大と申しますよりは解消に向かうということに相なります。

ただ、この特別支援教室構想につきましては、文部科学省におきまして現在も検討中の内容でありますことから、本市におきましてはこの特別支援教室構想をにらみまして、当面は心身障害学級や通級指導学級の教員を心身障害学級や通級指導学級のない学校に訪問指導することができないかを研究をし、心身障害学級や通級指導学級が設置されていない学校での特別支援教育の当面の取り組みとしていきたいと考えているところでございます。

なお、学級の在籍、あるいは通級の児童・生徒数につきましては、参事の方からお答えをさせていただきます。

以上で青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○参事(嶋崎政男君) 心身障害学級及び通級学級の人数についてお答えいたします。

固定学級でございます心身障害学級の方は、第一小学校、第二小学校、第一中学校合わせて32名の子どもたちが通学しております。

また、通級学校の方でございますが、第五小学校及び第六小学校の二つの学級に33名の者が通級しているという状況でございます。

また、通学方法を簡単に申し上げますと、自動車を使っている割合は、固定の心身障害学級の方では19%、通級学級の方では27%ということで多くの方、5割以上の方が徒歩で通学をしているという状況でございます。

○16番(青海俊伯君) 御答弁ありがとうございました。それでは御答弁をいただいたところで再質問をしたいと、このように思います。

通級指導学級と固定学級の考え方については、私は拡大してもらいたいというのは、言葉を変えれば、文部科学省のいうところの特別支援教室は、文部科学省の最終報告——これはいつだったですかね。去年の2月ごろだったと思いますが、それにあわせて東京都も東京都心身障害教育改善検討委員会最終報告というのを出してございまして、その中でも同じことがうたわれておりました。いわゆる各通常学級と併設して各学校の小・中学校に特別支援教室を置いて、在籍は通常学級に置いておきながら専門のスタッフ、特別支援教育コーディネーターと申しましょうか——の方々が専門のきめ細かいケアをしていただくという方向かと理解しております。

そうあってもらいたいと、こう思っているわけですが、なかなか文部科学省の方も、そういう報告が出ているのですが、具体的にではいつからだとかタイムスケジュールが出ているわけではございませんが、そこでぜひともその主旨をくんでいただいて、これは今お話のように固定学級、心身障害学級32名、通級学級33名というお子さ

んでございますので、この国の制度、あるいは都の制度の行く先はわかっているわけですから、そこの趣旨を十分理解していただいて、何とか前倒しで、名称はともかく、それぞれの学校の中で特別支援教室的な発想できめ細かいケアができないものかということについてお伺いをいたします。

といいますのは、現状から見ますと、現在の一小、二小の何名かの保護者の方にお聞きしますと、今教育長からのお話のように、通級指導学級に行かれるお子さん、軽度の障害といいますか――と、本来心身障害学級に行かれるお子さんとは、本来一緒にならない形なのですが、現実問題としましては、心身障害学級の中でやはりかなり通級学級に行けそうなお子さんと、本当にきめ細かな、よりきめ細かい指導とか、そういう配慮が必要なお子さんたちが混在していると、いわゆる固定学級の中で、今はやりの言葉で言うと格差が出始めているのではないかという心配をされているお母さん方がいらっしゃいました。その辺のところの現状の認識、どのように指導室の方でお持ちになっているのか、お伺いをしたいと。

本当にこの人数的には決して多くはない生徒、児童さんですので、よりきめ細かい対応で、今後を見据えた形で、できれば各学校単位に、先ほど御答弁いただいたように専門のスタッフの先生方、教育を受けた先生方が派遣されて、自分の地元の学校でそういう教育を受けられる制度を1日も早くつくっていただきたい、このように願っているわけですが、今申し上げた点につきましてお考えがありましたら教えていただきたい、このように思っております。

さて、2点目ですけれども、いわゆる小学校の段階で心身障害学級に入っていられるお子さんが中学校に上がるときに、今は固定学級としては第一中学校のみですよ。今度第二中学校が通級学級としてできるわけですが、その際の就学相談といいますか、あるいは今度は中学校を出た後にどのような形で、養護学校に行くのかどうするのかという相談ですが、就学時の相談はかなりまめに丁寧にやっていただいていると伺っておりますが、大事なところはそこに至る、小学校に入って例えば6年生から中学校へいくまでの毎年、毎年お子さんの状況は日々刻々と変わってきているわけなので、定期的な障害を持つ御家庭に対する働きかけといいますか――というものがそのお子さんのタイムテーブルの中に組み込まれないか、組み込むことができないか、例えば小学校に上がるときは就学相談があって、こういう教室の方がいいのではないのでしょうかというお話があらうかと思いますが、上がった後1年から2年、2年から3年という年次を追うごとに定期的な形でしっかりとした専門スタッフが御両親なり御家族と御相談できるような仕組みがとれているのかどうか、ぜひともそういう制度をつくっていただきたいと、このように思っておりますが、その辺のところいかがでしょうか。

先ほど市長から答弁いただきましたタクシー券とガソリン券については、なかなか予算のかかることですから、追加の仕組みというのは難しいと、ただ併用するのは何とか考えられ得るかなということで、条例自身は、二つ違った条例ですから何かうまい仕組み、仕掛けをしていただかなければいけないのですが、そんな中でできれば選択を、二者択一ではなくて半々とか割合についても、年間2万円ですから、いってし

まえば往復使うと、タクシーでもワンメーターで往復使っても1000円超えてしまいますから、そう何回もというわけではないのですが、何がしか配慮があればなと、こう願っております。

ぜひとも、これについては前向きに検討していただくということなので、うまい落としどころを考えていただきたいなと、予算の給付対象の拡大については、財源のこともありますから、要望だけにとどめておきますので、ぜひとも前向きに、このタクシー券とガソリン券の支給についてはやっていただきたいと、さらに今どうなっているかわかりませんが、使わない場合にためておくことができるのでしょうかね、年度をまたいで。その辺のところをちょっと教えていただければと思っております。今どんな制度になっているか、ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、よろしくお願いします。

さて、視覚障害の日常生活用具ですが、何らの形で、この介護訓練支援用具とか、また情報意思疎通支援用具に入るのでしょうか。ポータブルレコーダーとかに当てはまるかどうかということやっていただいたならば助かるなという思いがしておりますが、そもそも新しいものがきたときに、今のお話ですとどんどん言ってくださいと、積極的に対応しますよという御答弁のように聞けるわけですが、現実問題は今度こういうものが新しい展示会で発表された、皆さん行ってみて「すばらしいね。何とかこれが生活用具の支援給付の事業に当てはまるといいね」と思いながら、でも本当にできるのかしらというのが現状の障害をお持ちの方の声であります。

もし、御答弁いただいているように積極的にどんどん担当の部門でも情報収集もして、利用者の方もどんどん言ってくださいよと、条件と予算と耐用年数もろもろあるけれども、合えば積極的に支援事業を拡大していきますよということでありましたならば、その旨をぜひとも障害をお持ちの方々にお知らせをしていただきたいなと、このように思っております。

つつい私たち健常者は目の見える世界が当たり前、あるいは聴覚障害の方であれば、聞こえない世界というのは健常者には想像もつかないわけであります。ですからその障害をほんの少しでも克服できるものが、道具ができたならば、本当に使いたいなというのが実際の障害をお持ちの方々の声であります。

でも、言っていくところがわからないからいろいろなことをするわけですね。その方々に来ていただいて実演をする、あるいは担当の係長さんとか職員の方に出てきていただいて見てもらうとかいうようなことになるわけで、そういうことをしなくても済むようにカタログ一つ、あるいはホームページ等で検索して、こういうものが今度出たのだと、市の方で検討してくれますか、ではそれを取り寄せてみて、該当するかどうかもてみましょう、本来それでもって速やかな情報処理をして、こういう理由で無理なのですか、こうですよという話が出て初めてきめの細かい、リアルタイムなサービスになるのではないかなと、このように考えております。

目の見える私たち健常者にとっては、1日、2日、1週間遅れても何も困らないわけですが、実際に障害をお持ちの方にとっては、それは一日千秋の思いで待つわけでございます。

冒頭申し上げましたように、どこまでいろいろな立場の方が、6万市民いらっしゃいますが、お一人お一人それぞれの市民の方々の声を行政が吸い上げられるか、それも丁寧に一つ一つ吸い上げていけるか、これが公務員たる職員の皆様方、市のここに並んでいらっしゃる管理職の皆様方の一つの見方として鋭敏な感覚を持っていただきたい、このように思うわけですが、それは私の理想であって、現実はどうではないよと言うのか、そういう目線で、そういう仕事の仕方に取り組んでいこうと決意をされるのか、その辺のところを、これは担当だと福祉部長になるのか、どなたがなるのかわかりませんが、教えていただきたいなと、長の一念が変れば組織は必ず変わると、このようなふうに私は思っております。

まずは上に立つ人が率先垂範で、一人一人の市民の方々の声を聞いていこうと、そういう思いで仕事をされれば、自然とそれが窓口業務にも、すべての業務にも市民の方のほうを向いたすばらしい市役所になるし、新しい庁舎がもうすぐできるという中で名実ともに福生市の市役所は変わったと言えるのではないかと思います、その辺のお考えをお聞かせいただければと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○参事（嶋崎政男君） 2点御質問いただきましたが、2点とも私個人的には全く同感でございます。

まず、第1点目でございますけれども、障害の重い子につきましては地域の特別支援学校へ、またその他の障害のある子は地元の学校にあって必要に応じてその学校の中の特別支援教室で学ぶという、この方向についてはもう全くそのとおりだと思っておりますが、ただいまの御質問のようにそれがまだ文部科学省の方もはっきりしていないということで、趣旨を生かした何らかの方法はという御質問でございました。

3点考えております。1点目でございますけれども、やはり適正就学の部分でございますが、就学指導委員会のところの充実をさらに図ってまいりたいと思います。

二つ目には、やはり各教師がこういったことに対してきちっとした認識、知識を持って、さらにスキルをしっかりと高めるということが肝要かと思っております。

3点目といたしましては、複籍制度をきちっと活用いたしまして、それぞれの子どもたちが、固定の心身学級であろうと、また現在の養護学校、これからの特別支援学校であろうと、そこに行きながらもやはり地元の学校に複籍を持って、例えば学校だよりの交換を行うとか、何かの行事には一緒に参加するとか、そういったことを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、大きな2点目の件でございますが、これも全く同じような気持ちを持っております。就学指導の段階でのしっかりとした判定――判定と今は言いませんね。それぞれの選択が違ひまして、それぞれの学年、または学期によるかもしれません。子どもたちはもう日々能力、個性を伸ばしておりますので、そういったところをきちとつかんであげなければいけないというふうに考えておりますので、この点につきましてはさらにまたいろいろな方向、いろいろなところでやっていることがあると思いますので、参考にさせていただきながら検討していきたいなというふうに考えております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、タクシー券とガソリン券のいわゆる年度を超えてというお話でございますが、タクシー券につきましては、いわゆるこれはタクシー事業者共通のタクシー券を購入し、支給いたしておりますので、これは年度を超えることは可能でございます。

ただ、ガソリン券につきましては、これは市と市内のいわゆる事業者さんと契約をしてということになっておりますので、やはり支給券には年度の末まで有効であるというようなことにさせていただいておりますので、こちらは年度ごとできちっと清算をするというような形であります。

それから、最後の御質問でございますが、私、御答弁をさせていただきます。市民の立場、あるいは障害者の立場に立った施策、あるいは仕事の進め方というふうなところかと思いますが、全く議員のおっしゃるとおりであろうかと思えます。

特に例えば日常生活用具、お話ございました「アイタッチトーク」でございますが、やはりこれも実は昨日、私も現物を見させていただきました。確かにいろいろ利点もあれば、また欠点もあろうかということでございますし、もちろん事業者のお話を聞きいたしますと、まだまだこれからいろいろ改良する点がたくさんあるというふうなお話でございましたし、事業者も障害者の方のみならずそうした行政であるとか関係者の意見も聞きたいということでございました。

したがって、私どももいろいろな意見を申し上げさせていただきましたし、今後障害者のそうした日常生活に有効であれば、市長も答弁しておりますが、積極的な取り組みをしていければと、そんなふうに思っているところでございます。

○16番（青海俊伯君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただきまして感謝します。

前後しますけれども、福祉部長さんからそのような御答弁をいただき感謝をしております。今回は視覚障害の方の例をとってお話をさせていただきましたが、この生活支援の用具というのは、本当にいろいろな形で障害をお持ちの方にとっては非常にそれがあるかないとでは大変な日常生活の中で利便性が変わってくる問題でございますので、本当に積極的に取り上げて、そういう姿勢で市はいるよということを障害をお持ちの該当の方々にお伝えをいただきたい、遠慮はいらないのだということをお伝えをいただきたいと、このように切に希望するものであります。この点については了解いたしました。

タクシー券とガソリン券についても了解でございます。願えれば、要望ですが、本当にこのガソリン券とタクシー券というのは、障害者手帳とか特定の条件である方が支給されるわけで、それを義務教育の間、小学校、中学校の心身障害学級、あるいは通級学級の生徒、児童の方の御家族には各段の配慮をしていただけるような施策が1日も早くできることを要望させていただきます。

それと、嶋崎参事の方から同感であるという力強いお言葉をいただいて、もう感激でございます。本当に今気持ちは同感であると、しかしながら、文部科学省ではっきりしていない部分があるからというジレンマもあろうかと思いますが、そこでぜひとも各先生方の認識だとか知識を深めていくということ、これは文部科学省がどうであろ

うがなかろうが市のレベルでできると思うのですが、これらは具体的にそういう特別支援教育にかかわる先生方、文部科学省でいうところの特別支援教育コーディネーターさんなののでしょうか。そういう方々への教育のプログラムというものを少しでも多くの先生方に受けさせるということが可能なのでしょうか。可能であれば予算を見据えながら何とか1人でも多くの先生方にそのような共通認識を持っていただけるようお願いしたいなと、このように思っております。

特に答弁の中にもありましたお子さんの状態によっては本当に全く違った対応といえますか、LDのお子さんもいれば、多動性のお子さんもいれば、いろいろなお子さん一人一人によってその個性を生かすも殺すも、伸ばすも抑えてしまうのも教育の仕方一つにかかわっていると思いますので、一人でも多くの先生方に現在正しいと思われる適切な対応を研修で身に付けていただくよう努めていただきたいと思うのですが、それらのものというのは現状の仕組みの中でできるものなのかどうなのかお聞かせいただきたいと。

それと、就学相談以外の学年、あるいは学期ごとのきめ細かいお子さんの能力、個性をつかみながら指導激励していく体制をつくっていきたいということでございますので、これについてはぜひとも、参事お話のように先進の自治体もあろうかと思ひまし、研究機関もあろうかと思ひますので、ぜひとも研究をしていただいて、1日も早くそのような体制づくりを目指していただければなと、これは要望にとどめておきますので、先生方の教育の部分だけで結構でございますので、御答弁いただければと。

以上で3回目の質問とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○教育委員会参事（嶋崎政男君） 教員研修について答弁申し上げます。

先ほど来御指摘のように、コーディネーター各学校1名指定してございます。年間10回の委員会、研修も兼ねてございますけれども、コーディネーターの育成を図っておるところでございます。またコーディネーターが学校に戻りまして、それぞれの学校で学んできたことを広めていただくというふうな形で1点行っております。

2点目といたしましては、日常行われております、主として夏季でございますが、教員向けの研修におきまして、この問題を取り上げた研修を行っているところでございます。

○16番（青海俊伯君） ありがとうございます。今回は心身障害者の福祉について質問させていただきました。

本当に市内にはいろいろな形で病気の方、あるいは障害をお持ちの方、御高齢の方、要介護を必要とする方等々いろいろな形のある意味で個性といえますか――方々が住んでいる、これが当たり前の社会であります。

ですから、健康な健常者の目線ではなくて、たえずそういう方々をも配慮しながら仕事を進めていくことが、ひいては大多数な健康な、健常な方々に対する行政にもつながってくると、このように確信をしておりますので、お一人お一人の立場を十二分に配慮できる行政を、この新しい庁舎で仕事をされる皆様方でございますので、入れ物だけが変わったということのないように、さすがだなと、庁舎も立派になったけれども、市長を初め、部長さん、課長さんを初め皆さんが変わったなといえるような福生市

役所であっていただきたい、職員の皆様であっていただきたい、またそれができる皆さんであると期待をいたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 2時5分まで休憩いたします。

午後1時53分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番沼崎満子君。

（18番 沼崎満子君質問席着席）

○18番（沼崎満子君） それでは、よろしくお願いいたします。御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、福祉交通網についてお尋ねいたします。

平成18年の第3回定例会におきまして、福祉有償移送サービスの現状と今後の取り組みについて一般質問をさせていただきました。今までも、そして現在も交通弱者の方々にとりましては移動手段が限られ、外出もままならない状況でございます。

前回の御答弁では、福祉有償移送サービス事業の定着に向けて多摩地域福祉有償運送運営協議会の一員として検討を進めていくとともに、福生市内の有償移送サービス事業の利用促進について、できる限りの支援に取り組みたいとのことでございました。また移送サービス事業のほかにもタクシー会社との情報交換や、既存の交通手段などの活用も検討すると御答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、2項目目は市民の健康づくりの運動施策についてでございます。

近年、市民の健康に関する関心は非常に高く、最近も「やらせ」で話題になったテレビ番組などでも紹介された健康食品や、食品の摂取方法などでダイエットができますなどと放送されると、その食品がスーパーから品切れになるなど、いかに健康に対する関心度が高いかが伺われます。

そのことは、メタボリックシンドロームが生活習慣病を引き起こす要因となると言われております。何とか肥満の解消をしたいと考えておられる市民が多いということです。実際私もそう考えている1人ですが、肥満度を解消するためには食事の摂り方など食生活の改善も必要なのですが、運動することも重要だと思います。現在、私は福生地域体育館のトレーニングルームを利用させていただいておりますが、非常に運動の効果を実感しています。

そこでお伺いをさせていただきます。このような運動施設が福生市内には市民の身近なところがあり、そしていろいろな事業が現在取り組まれておりますが、今後関心の高い市民の健康づくりへの運動施策をどのように考えていかれるのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に3項目目、あいさつ運動と地域社会の活性化についてお伺いいたします。

「おはよう。こんにち。さようなら。お元気ですか。お疲れさま。ありがとう。

失礼します。」あいさつは人間社会のコミュニケーションの基本ではないでしょうか。家庭で、学校で、職場で、地域社会で人に会ったら、人と接したら必ずあいさつを交わしたいものです。そしてあいさつをされたら必ず答えましょう。特に子どもたちの元気なあいさつを褒めてあげましょう。あいさつは明るく安心な地域社会をつくりま

す。

今年度、本町第8第一町会のあいさつ運動の取り組みが東京都の平成18年度「心の東京革命推進モデル」に指定されました。大変すばらしいニュースだと思います。今年度もより一層の取り組みを期待しております。

特に町会長協議会では本年度から市ともにあいさつ運動に取り組まれ、あいさつ運動の標語やポスターの募集、そして入選作品を横断幕や上り旗に作成したり、11月の「軽スポーツ&とん汁会」での啓発活動など地域社会の活性化と、地域安全安心まちづくりを目指して頑張っておられます。

そこでお尋ねいたします。市長はあいさつ運動の効用についてどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

次は4項目目、市の地球温暖化対策についてお尋ねいたします。

今、地球温暖化が大きな課題になっております。この冬は各地で平年よりも温かい日が続き、雪の降る量もとても少なくなっています。異常なほど温かく、冬は一体どこへ行ってしまったのだろうと思う日がありました。また日本だけでなく世界各地でも異常気象が起きています。気象が以前と比べて大きく変わり初めていると感じているのは私ばかりではないと思います。

さて、今月2日には地球温暖化の研究や予測をまとめる国連の「気象変動に関する政府間パネル」IPCCの第4次報告書が発表されました。報告書では過去100年間の地上の平均気温が0.74度上昇したことを明らかにいたしました。また今後の温度上昇では、今世紀末までに平均気温が2.4度から最高で6.4度上昇する恐れがあると指摘しています。海面水位は26センチから59センチ上昇するという予測がされています。

このような気象の変動は台風の巨大化、集中豪雨の頻発、干ばつ、日照りなどをもたらし、私たちのいろいろな場面で影響してくることになります。地球温暖化が予想以上に進行しており、特にこの二、三十年の進みぐあい大きいと言われております。

私たちが電気や石油を大量に利用し始めたのは高度経済成長以降で、洗濯機、冷蔵庫、テレビ等の電気製品が家庭に入り始め、昭和40年代になりますとテレビがカラーテレビになり、一般家庭にも自家用車が普及し始めました。私たちの生活が一番変わった時期ではないでしょうか。

そういった変化はエネルギーの大量消費につながっていて、地球温暖化の原因の二酸化炭素の排出に結び付いているのです。地球温暖化の原因は今を生きる私たちが作り出したものだと思います。私たちは今の生活を維持しつつ、二酸化炭素の排出の少ない地球温暖化に歯止めをかける生活や制度をつくっていく必要があると思います。

地球温暖化は地球規模の話で、国レベルでの対策が大切であると思いますが、私たちが電気やガス、ガソリンなどを利用し、二酸化炭素を発生させていることが原因と

なっているわけですので、私たちの生活や地域からこの問題を考え、対策を立てていくことが必要であろうと思います。

一人一人の努力は、地球全体への影響を考えれば確かに微々たるものかもしれませんが、しかし、全員が一歩進めば大きく前進すると思います。福生市では早くから地球温暖化対策の計画といたしまして新エネルギービジョンや新エネルギー詳細ビジョンの策定を行いました。また昨年１２月には環境省の「地球と経済の好循環のまちモデル事業」が決定したという報告が議会にもございました。

そこで、地球温暖化対策について２点お伺いいたします。１点目は、市の現在の取り組みがどうなっているのかをお聞かせください。また第２点目といたしまして、今後の対策についてお聞かせいただきたいと思います。

以上で１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 沼崎議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

初めに、福祉交通網のその後の進捗状況についてですが、平成１８年１０月１日に施行されました改正道路運送法により、自家用自動車での移送サービスが福祉有償運送として法的に認められました。このことにより有償移送サービス事業の裾野が広がることが期待されております。

この法律の特徴は登録制にございまして、サービスを希望する利用者がいて、運行するための要件を備えた非営利公益法人——ＮＰＯですが、これが運営協議会と協議をいたしまして、各地の運輸支局に登録することで運行が可能となるものでございます。

国土交通省の平成１７年度末の集計では、１２６４団体が福祉車両３３０４台、普通車４４９１台で活動しているとのことであり、有償移送サービスで重要な役割を担う運転ボランティアについても、団塊の世代の方々の退職後の活動場所として、社会貢献の場としての参加が期待されております。

福生市の有償移送サービスの事業の分野については、前回から余り進んでおりませんが、行政として可能な支援に引き続き取り組んでまいります。

タクシー会社等との情報交換についてですけれども、既に始めておりまして、介護タクシー状況なども話題となっております。介護タクシーへの取り組み状況としては、福生市内で営業しているタクシー会社４社のうち、福生市内近隣での稼働台数は２台とのことであります。ある会社の話では、会社として保有しているものの、現在調布市周辺のみで稼働しており、西多摩地域については今後とも検討していくというような話もございます。移動手段として実現性の高いものとの認識から、今後とも情報や意見の交換をしてみたいです。

また、コミュニティーバスを試行導入している小平市では、運営経費が多額となるなどの課題の検討を進めるとともに、ＮＰＯ法人が運営する狭い道でも走行可能な小型ワンボックス車を使用したコミュニティータクシーの導入検討を行っております。これはバスやタクシー事業者を含めた地域の市民が主体となって計画から運営までを行うもので、行政は側面支援という協働の方式で進めたいとのことで、既に一部地域

では市民意識の盛り上がりも見られるようで、協働のまちづくりの視点からも大変参考になると考えておりまして、情報を得ながら福生市の福祉交通網整備の参考にしていきたいと考えております。

次の２項目目、市民の健康づくりへの運動施策につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

次に３項目目、あいさつ運動と地域社会の活性化についてのあいさつ運動の効用についてとの御質問でございます。申し上げるまでもなくあいさつは人と人とのつながりの原点でございます。御近所同士等であいさつを交わしていくことは、希薄になっている地域コミュニティーを再生するキーポイントであると考えられます。特に地域防災や地域の皆さん同士の支えあいの土壌づくりという面で地域の連帯、コミュニティーの再生が求められており、その一つの対応策としてあいさつ運動が有効であると考えております。

最近子どもたちが犠牲になる痛ましい事故が各地で頻発しておりますが、次代を担う子どもたちをしっかりと守っていくためには、地域において犯罪を起こさせない環境づくりが必要であります。この対応策の一つとしてもあいさつ運動も有効はあると思っております。

本年度、市は町会長協議会を中心に市内の３４の町会、自治会にあいさつ運動に取り組んでいただいています。あいさつは日常生活の中で習慣化することが何より大切です、市民一人一人が地域とのかかわりの中で生活しているという意識づけ、あるいはあいさつから交流へと進んでいくような、そんな活動の展開を期待して、町会長協議会で活動を展開しているところであります。

次に４項目目、市の地球温暖化対策についての第１点目、市の取り組みについてですが、市の環境施策につきましては、環境基本計画に基づき行っております。この基本計画の中で地球温暖化対策の推進のため新エネルギービジョンの策定を位置付けており、平成１６年度に福生市地域新エネルギービジョンを策定し、二酸化炭素の排出削減目標を２００３年の排出量に対して２０２０年２５％、２０３０年には５０％削減するという目標値を設定をいたしました。非常に高い数値でございますが、目標に向かって努力していこうということで設定したものでございます。

それを受け、平成１７年度にどのような方向が考えられるかを検討し、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを策定しました。詳細ビジョンでは地球温暖化対策の一環として地域にエネルギービジネスの必要性も述べられており、１８年度はその具体化の取り組みを開始したところでございます。

１８年５月に環境省から「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の募集がございましたので、地球温暖化対策と地域経済の振興という視点から応募いたしました。そしてモデル事業として平成１８年度から２０年度までの３カ年事業の採択が１２月にされました。

このモデル事業は、市が直接行う事業ではございませんで、市民の方々、事業者の方々、商工会の方々と市が参加し、設立されました「福生スクラム・マイナス５０％協議会」が行ってまいります。福生市の今後の地球温暖化対策は、モデル事業が終了

するまで当面この協議会が中心になって進めていくことになると考えております。

いずれにいたしましても、市民一人一人の皆様の御努力が最終的な結果をもたらすものでございますので、その方向で今後も進めていきたいと考えております。

なお、２点目の今後の対策につきましては、協議会の事業が中心になりますので、生活環境部長から答弁をいたします。

以上で沼崎議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 沼崎議員さんの御質問にお答えをいたします。

市民の健康づくりへの運動施策についての御質問でございます。まずは議員におかれては日ごろから積極的に福生地域体育館のトレーニングルームを御利用いただいているということでございまして、御礼を申し上げます。

健康に関します関心は、議員各位を初め市民の皆さん誰もが高い関心を持っていると同時に、国や都においても重要な施策として取り組んでいるところでございます。

そのような中、当市といたしましても市民の健康増進を重要な施策として位置づけ、「健康ふっさ２１」と題して昨年の７月に健康づくり計画を策定し、市民の方の健康づくりに向けての福生市の基本目標と指針を明らかにいたしております。

この「健康ふっさ２１」計画では、生活習慣病や介護状態にならない、いわゆる健康寿命を伸ばしていくために、市のあらゆる健康組織を用いて市民と地域の主体的な健康づくりを支援し、またその環境づくりに取り組むことといたしております。

これを受けまして、スポーツ振興課では健康管理課や介護福祉課とこれまで以上に緊密な連携を取り、市民の健康づくりに関する連絡会議の開催をし、相互の事業内容の充実を図るよう努めてまいりました。

ちなみに、平成１８年度には健康管理課で実施をいたしました市民の健康づくり事業には医師、保健師、栄養士のほか体育館のスポーツ指導員がそれぞれの専門的な立場から企画と準備に加わり、取り組んできたところでございます。

今後、教育委員会といたしましては各体育館で行います事業に対しても、栄養士や保健師などの協力を得ながら、運動と食生活の改善や保健指導を組み合わせた事業の取り組みなど、市民の皆さんの健康づくりがより効果的に行われますよう、環境整備と支援に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、健康づくりにつきましては市民の皆さんお１人お１人が継続的かつ自主的に活動していただかなければその成果は上がらないわけでございます。行政側といたしましてもそのための支援をいたしてまいりたいと考えております。

以上、沼崎議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 地球温暖化対策の２点目、今後の対策についてでございますが、「福生スクラム・マイナス５０％協議会」を中心に進めてまいりますが、１８年度におきましては年度内に広報誌の発行、ホームページの開設、省エネアドバイザー講座、事業者技術支援セミナー、講演会などを予定いたしているところでございます。

なお、交付金事業といたしまして戸建て住宅の高断熱化リフォームや新エネルギー

機器、省エネルギー機器の設置に対する補助金交付を、当初18年度中に7戸の募集をかけようと計画をいたしたところでございますけれども、環境省とのいろいろな調整作業が長引いておりますので、19年度に18年度の予定戸数7戸を含めまして15戸を実施する予定といたしております。

したがいまして、平成18年度から平成20年度までは、環境省のモデル事業といたしまして講演会や環境家計簿などのソフト事業を行うとともに、一般住宅や事業所を二酸化炭素の排出の少ない「エコライトハウス」環境にやさしい家や事業所を市内にふやしていくことを考えているところでございます。

○18番（沼崎満子君） 御答弁ありがとうございます。それでは何点か再質問をさせていただきます。

初めに、福祉交通網につきましては、介護タクシーの活用なども現実的であると思いますが、タクシー会社との情報交換などに今後とも取り組んでいただきたいと思います。

そこで、1点再質問をいたしますが、小平市のコミュニティータクシーの内容について、わかる範囲で結構でございますので、お聞かせいただきたいと思います。

次に、市民の健康づくりの運動施策についてでございますが、福生市は昭和48年に健康都市宣言をして、今日まで市民の健康増進のために取り組んでいただいております。市民一人一人が楽しく健康を増進していくためのプランとして昨年の7月に策定された「健康ふっさ21」を多いに活用して、まず自分でできること、家庭でできることから始めていただきたいと思いますと思っております。

私も地域体育館のトレーニングルームを利用させていただいておりますが、健康の大切さを、また健康を維持するためには努力が必要であると実感しております。市民の健康づくりへの運動施策については、「健康ふっさ21」も策定されたわけですので、各分野が密接に連携して、それぞれの専門の方を活用されて、市民の皆さんが効果的な健康づくりができますことと、また国での医療制度改革における生活習慣病対策の推進について、平成20年4月からが検診、保健指導が義務付けられることから、今後とも市民の健康づくりに積極的な取り組みをお願いするとともに「心も笑顔で元氣、みんなで築く福生のまち」健康のまち福生を目指して成果が出ますように期待申し上げて要望とさせていただきます。

次に、あいさつ運動の高揚について、まず地域の皆さんの支え合い、地域の連帯、コミュニティーの再生に最も有効である、かつ地域において犯罪を起こさせない環境づくりの一つとして有効であると理解しているとの答弁をいただきました。福生市では町会長協議会にお願いし、34の町会・自治会にあいさつ運動に取り組んでいただいているわけですが、あいさつ運動は全国各地で取り組みが見受けられます。

例えば神奈川県横須賀市では市長が職員のあいさつ運動を提唱して、4月から行っているとのニュースを昨年5月の報道から知りました。横須賀市では職員全員が市民、職員問わず会った人に常に笑顔であいさつすることで元氣な職員、元氣な市役所を目指すというものだそうです。

我が市でも取り組んでみてはいかがでしょうか。市民に信頼され、親しまれる職員、

元気な職員であるということはまさしく市が目指す職員像、ACC、アクティブでクリエイティブ、そしてチャレンジする職員の象徴ではないでしょうか。

まずは「隗より始めよ」のことわざがあります。社会の変革は一人一人の小さな実践から始まります。あいさつはコミュニケーションの第一歩です。相手と自分の心の距離を縮め、お互いの理解を深めます。あいさつにより地域にお住まいの方や自分の住む地域に深い愛着を抱くことができるようになるのではないのでしょうか。地域への愛着は地域に貢献したいという気持ちにつながり、住みよい地域づくりがますます進んでいくことが期待できます。地域で、職場で、学校で、あいさつの輪を広げましょう。

そこで伺いたいします。あいさつ運動は、まずは「隗より始めよ」です。市職員の皆さんの取り組みについてどうお考えでしょうか。お尋ねいたします。

次に、地球温暖化対策は今の問題であるとともに、私たちの子どもや孫の代にどのような形で地球を残していくかという大きな課題だと思います。地球温暖化の課題を私たちの住む地域から解決していくことはとても大切なことだと思います。

今後、福生市の地球温暖化対策はここ数年「福生スクラム・マイナス50%協議会」で進めていくとのことですが、協議会のメンバーや福生市の位置付け、また市は協議会に対してどのような支援を行うつもりなのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、昨年12月15日号の広報でも「福生エコライトハウス」ということで、戸建て住宅のリフォームなどに補助金を出すとのことですが、幾らぐらいなのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、福祉交通網についての小平市の検討状況ですが、東京の多摩地域ではコミュニティータクシーのような事例がございませんことから、茨城県土浦市のNPO法人が運営するコミュニティータクシーなどを参考にしていると伺っております。

今後の進め方の予定といたしましては、まず地域での話し合いをもちながら運営上のルールづくりを始め、一定の計画をつくった上で市民の皆様がNPO法人を設立し、準備を進めていきたいと、そのように伺っております。

いずれにいたしましても、地域の市民の皆様の意識の高まりの中で計画、実行していく事業を目指しているとのことですが、市といたしましてもさまざまな支援を行いながら、市民主体の導入へ向けて進めてまいりたいと、そのように伺っているところでございます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

職員のあいさつに対する取り組みですが、職員も当然地域では住民でございますので、日常それぞれの地域で近隣の方々とあいさつを交わし、明るい地域社会をつくっていくのだという意識を持って生活しているわけでございます。

職員につきましては、職員一人一人がコミュニティーの住民としてあいさつ運動を理解して、率先して取り組んでいくことは今後も重要なことでございますので、あい

さつ運動に対する認識を高めるため、さまざまな機会を利用して周知に努めていきたいと考えております。

市役所を訪れる市民の皆様方に対し、気持ちよくお越しいただけるその第一歩としてあいさつは大変重要なことでございます。あいさつにつきましては従来から職員に対する接遇研修や、全職員に配付しております接遇マニュアルによりましてあいさつの励行を徹底しているところでございます。

ただいま接遇マニュアルの中で「先手であいさつ」、つまり先に気がついた方が相手に対してあいさつを「明るく、さわやかに」と題しまして、自分から声をかけることとしているところでございます。

心を込めて、大きな声ではっきりと、明るく、相手の目を見て「おはようございます。こんにちが」が接遇の基本でございます。そのように指導しているところでございます。今後も研修等を実施する中でさらに徹底を図ってまいりたいと存じます。

○生活環境部長(吉沢英治君) 地球温暖化対策についての再質問に答弁いたします。

「福生スクラム・マイナス50%協議会」の委員でございますが、福生エネルギー市民会議の代表の方2名、商工会から推薦いただきました市内事業者の方4名、学識経験者2名、商工会2名、福生市といたしまして私、生活環境部長と環境課長が協議会のメンバーとして参加させていただいております。

市の位置付けでございますが、協議会の事務局として運営に当たっております。協議会の支援でございますが、このモデル事業は、まだ本格的には稼働し始めておりませんが、19年度には本格的に動き出す予定でございます。その事業展開の中から問題点や課題なども見えてくると思いますので、必要に応じまして市といたしましては積極的に支援、あるいは協力等を行ってまいりたいと思っております。

また、「福生エコライトハウス」でございますが、既存の戸建て住宅に対して高断熱化のリフォームや新エネルギー機器、省エネルギー機器を設置する場合でございますけれども、500万円の工事費に対しまして2分の1程度を補助する予定といたしております。

○18番(沼崎満子君) ありがとうございます。最後に要望させていただきます。

福祉交通網におきましては、やはりどの分野でも市民との協働が重要ということをもた改めて思います。バスやタクシー事業者の方、NPO法人の方々との情報交換、意見交換を進めていただき、また他市の状況などもたえず把握していただきながら今後さまざまな方法について検討を進めて、福生市に合った福祉交通網というものをつくっていただきたいと思います。

次に、あいさつ運動でございます。やはり行政はサービス業でございます。職員として訪れる皆さんに気持ちよくあいさつし、信頼を得るということは大切なことであります。ぜひ励行していただきたいと思います。

さて、現代の地域社会、特に都市部では隣人の顔の見えない社会になってしまった。さらには「隣は何をする人ぞ」などといった都市部における近隣社会の希薄性や、匿名性を表現した言い回しをよく聞きますが、この匿名性社会などは大変に危険な社会でございまして、近隣社会の崩壊や、市民の安全安心を脅かすものではないでしょう

か。

アメリカの教育哲学者ジョン・デューが「面識者社会こそ民主主義の基本である」というように面識社会、つまり顔がわかる社会でないと市民自治も民主主義も機能しないわけであります。

また、隣人関係の希薄な地域社会も同様です。警察の防犯の講習会で聞く話でございしますが、空き巣等による犯罪を防止する有効な手立ては近隣の目であり、見かけない人がいたら声をかけることだそうです。犯罪者は声をかけられることを最も嫌うそうです。これは声をかけられると見られているという意識が働いて、犯罪を犯しづらくなるためのようです。このような地域では犯罪が大変少ないということでございます。

昨今の家庭、学校、地域社会の状況を見ると、依然としていじめ、非行の問題や子供が被害者となる事件などが見受けられます。そこであいさつの実践を通してより明るい地域社会に変えていこう、そして新しい地域社会をつくっていこうというあいさつ運動が本年度だけで終わるのではなく、より高い成果を得るためにこれからも継続して、市民と協働して進めていただくよう要望いたします。

最後になりますが、次の温暖化対策につきましては、今後の協議会の活動を期待したいと思います。また事業を行っていくといろいろな課題も見えてくると思います。市としてもぜひとも協議会を応援していつてもらいたいと思います。

あと関連でもう一つ要望させていただきたいと思います。市内の中で市役所や学校、社会教育施設などの公共施設のエネルギー消費はかなりの量になると思います。冷暖房の温度設定を冬20度、夏28度に設定することや、クールビズやウォームビズの徹底、照明やコンピューターを使わないときにはこまめに消すなど市役所として市民の模範となるように率先して行動をぜひお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。本当にありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、10番原島貞夫君。

（10番 原島貞夫君質問席着席）

○10番（原島貞夫君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は二つの項目からなっております。一つは校庭の芝生化について、もう一つは都市基盤について伺っていきたいと思います。

まず、1項目目の校庭の芝生化についての芝生化事業の取り組みについての考え方と、今後の芝生化事業の進め方をお聞きしたいと考えております。

平成16年第4回定例会で質問いたしました。再度質問させていただきます。東京都は平成19年1月26日、CO<sub>2</sub>の大幅削減や緑のネットワーク形成など10年後の東京で掲げた目標を実現していくために、環境都市づくり戦略合同会議を設置いたしました。戦略合同会議の下に部長級職員らを委員とする二つの推進本部を設けております。ことしの夏ごろを目途にプロジェクトの選定を進め、アジアや世界に発信できる先進的な環境施策を全庁の知恵を集めて策定していくことにしております。

東京都としての先進的な取り組みとともに、民間や都民を巻き込む仕組みづくりが政策実現の鍵を握ることになると言われております。合同会議の中に緑の都市づくり推進本部を置きます。この推進本部の下に公立小・中学校の校庭芝生化、その他都内施設の運動場等芝生化促進を図る校庭芝生部会と、屋上壁面緑化促進、屋敷林、農地等既存の緑の保全、都の施設の緑化促進、遊休地等緑の隙間緑化促進等を目指す身近な緑の保全創出部会を設置しております。

この会議ではカーボンマイナスと緑の都市づくり、それぞれで10年プロジェクトとして事業を展開することになっております。プロジェクトとしてまとめていく上で二つの視点を重視します。一つは、都政のあらゆる分野でCO<sub>2</sub>削減や緑の都市づくり等環境の視点を取り込んで施策を進めることです。校庭芝生化事業を緑化だけでなく、子どもの情操教育にも結び付ける等複合的な効果を生む施策を進めていきます。ことし5月から6月にプロジェクトの基本方針を策定し、夏ごろに選定する予定になっております。

平成14年3月に、年間を通して青々とビロードのような感触の西洋芝で校庭の全面芝生化をした杉並区立和泉小学校を私は平成16年11月に視察いたしました。このとき校長先生が述べられたことと同様な効果が、平成17年度東京都のモデル事業として校庭が全面芝生化された都内の下目黒小学校でも言われております。校庭が芝生になって子どもたちははだして掛け回ったり、寝転んだり遊び方が変わり、体の動かし方が活発になったと芝生が温暖化対策はもとより、子どもの育ちの環境としても歓迎されております。

校庭の芝生化について、10年後の東京では10年間で都内すべての小・中学校や都立学校などで実施する方針を打ち出しております。東京都は既に2005年度モデル事業として都内15区1市27校で校庭の芝生化を展開しております。2007年度には公立小・中学校70校、都立高校と養護学校で3校、計73校で実施する方針で、今後継続事業として順次拡大していくと言われております。

東京都によると、校庭の芝生化にかかる所期費用は1校当たり2000万円から3000万円程度で、都はその2分の1を補助する。ただ地域ぐるみで維持管理する体制が整っている場合は所期費用の全額を東京都で補助するとして、地域における環境への意識啓発などの効果をねらっています。校庭芝生化のほか都は2005年4月にヒートアイランド対策推進エリアを定め、屋上や壁面の緑化など各種事業も集中的に推進しています。

さて、校庭の芝生化の効果はさまざま言われております。地球規模の環境問題が社会的にも大きく取り上げられております。都市の緑化は安全、快適で潤いのある都市環境を形成するために必要不可欠です。とりわけ住民に身近な学校の緑化は、過密化した地域において防災上、景観上、環境改善上貴重なオープンスペースとして寄与するものです。

また、教育環境や体育活動の活性化に資することから、想像性に富み、人間性豊かな児童・生徒の育成を図る上で有効であると言われております。さらに芝生に命があることから、人権教育にも活用するなど幅広い効果があります。

ところで、校庭の芝生化の事業の効果を発揮させるためには幾つかの課題を克服することが必要です。まず市及び教育委員会の揺るぎない強い意思決定です。芝生化に当たっては施行、維持管理に財政的な負担が伴います。施行中の半年間は校庭での体育授業、学校行事の実施ができないため、保護者や関係者の理解と協力を得ることが必要です。また芝生の病気対策について、当局の組織的な学校へのバックアップ体制の確保も必要です。

次に、実施する学校の教職員の意識です。定期的な芝刈り、水やり等今までにない負担が教職員には確実にのかかってまいります。事前に職員会議等で十分協議をし、一枚岩になって取り組むことが成否を分ける鍵となります。さらに水やりや芝刈り等の維持管理に際し地域、PTAなど学校関係者の協力体制を築いていくことは大変重要な要素となります。PTA活動、学校評議委員会、近隣の理解等さまざまでございます。地域の協力体制を確立することで教職員への負担軽減にもなります。芝生化を実施したことで子どもたちの人や物を思いやる心、仲間と協力する姿勢、学校の教育環境、地域との連携等々着実に向上したと聞いております。

そこで、質問いたします。福生市の将来を背負って立つ子どもたちを育てるためにも、市及び教育委員会は小・中学校の校庭の芝生化事業の取り組みについての考え方並びに今後の芝生化事業の進め方についてお伺いいたします。

次に、質問の２項目目、都市基盤整備についての五日市街道の歩道等の整備についてお伺いいたします。

今までほかの議員も私も何度も質問しておりますが、再度質問させていただきます。五日市街道においては、現在八高線踏み切りから図書館通りまでの約２３０メートルの間、歩道等の改修工事を実施しているところでございます。また旧奥多摩街道についても牛浜交差点から中福生の間についても、現在改修工事を実施しているところでございます。

そこで、五日市街道の残りの図書館通りとの交差点から銀座通り出口までの歩道等の整備についてでございますが、凹凸が激しく、旧奥多摩街道と同様の平たん性のある歩道改修工事について、市民の強い要望がありますので、再度お伺いいたします。

以上で第１回目の質問といたします。理事者の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） 原島議員さんの御質問にお答えをいたします。

１点目の校庭の芝生化につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

２点目の都市基盤整備についての五日市街道の歩道等の整備についてですが、この道路は都道でありますので、毎年開催しております東京都西多摩建設事務所との行政連絡会及び地元都議会議員等を通じて要望しており、また私も過日、西建の所長に会いましたので、そんなお話もしております。これについては計画的に実施をいただいているところでございます。

全体的には、平成１６年度に牛浜郵便局前交差点から銀座通り出口までの区間、平成１７年度には国道１６号線からＪＲ八高線までが終わりまして、今年度、ＪＲ八高

線から図書館通りと交差する区間までの歩道等の改修工事を実施しており、この3月に完了する予定でございます。

なお、今後の整備予定として未整備区間の図書館通りの交差点から銀座通り出口までの約350メートルについては、市として平成19年度に整備できるよう要望しておりますが、現在東京都議会が開催されており、予算が決定されれば整備予定とのことでございます。

また、事故が発生したことに伴う図書館通りとの交差点の安全対策でございますが、福生警察署等に確認しましたところ、平成18年11月に重傷事故が発生しましたが、信号機により対応している交差点であり、運転手の過失によるところが大きいとのことで、特に事故による安全対策は行っていないとのことでございます。

しかし、現実には重傷事故が発生しておりますので、図書館通りも含め何らかの安全対策ができるか、福生警察署等と調整をしてまいりたいと存じます。

以上で原島議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 原島議員さんの御質問にお答えをいたします。

小・中学校の校庭の芝生化事業の取り組みにつきましての御質問でございます。

以前にも同様の御質問をいただいておりますが、芝生化につきましては学校からは特段の要望等もなく、目下のところ校庭の芝生化の方向には至っておりません。

議員御指摘の東京都が都内の公立小・中学校の校庭芝生化を予定していることにつきましては、平成19年1月の都市教育長会におきまして、東京都から都市の緑化推進や子どもたちの情操教育、スポーツ振興などのために平成19年度から21年度にかけ、都内の小・中学校の運動場の芝生化を推進していきたいとの説明があったところでございます。

その際の説明では、平成19年度に東京都の補助事業として、区市町村が管理をいたします公立小・中学校のうち70校を選定し、校庭を芝生化するというもので、その補助対象経費は校庭の芝生化整備工事費、調査設計費、あるいは維持管理用備品購入費といたしております。原則2分の1の補助とし、地域との協働による維持管理が可能であれば全額補助するというものでございました。

また、芝生化にあわせた壁面緑化についても同様の補助としていくと聞いております。事業の詳細については、今後都が補助要領を策定し、説明会が開催されるということになっております。

校庭の芝生化に関しましては、議員御指摘のように児童生徒等に対しいろいろなメリットがあるとのことでございます。その反面、幾つかの課題もあるところでございまして、例えば一つには、芝を根付かせるまでの養生期間中には校庭の使用が制限をされること、二つには、根付いた後の刈り込み、草取り、施肥、水撒き、病虫害の駆除等かなりの手間や養生が必要となるなどの維持管理の問題や、その間の使用の制約、そして三つには、学校開放での使用にかかわる問題でございまして、放課後や休日など学校が授業等で校庭を使用しない時間帯に少年野球やサッカーなどのスポーツ団体が校庭を使用されており、競技ごとに校庭の利用形態が異なっておりますことから、

その対応が難しいことなど想定がされてまいります。

いずれにしても、芝生化により学校の授業や学校施設整備などへの影響があつてはならないと考えておりまして、平成19年度には校庭の芝生化の実施が可能かどうか研究をさせていただきたいと考えております。

以上、原島議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時58分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（原島貞夫君） それでは、質問席から再質問させていただきます。

御丁寧な答弁ありがとうございました。文部科学省の調査によると、平成17年5月1日現在、300平方メートル以上芝生化した学校は、高校を含めた全国公立学校のうち約3.5%、1291校に過ぎませんが、東京都全体での実施例を、わかる範囲で結構ですので、その内容をお聞かせください。

次に、五日市街道についてお伺いいたします。ただいま市長答弁がありましたが、再度お聞きいたします。

五日市街道の銀座通り交差点からJR青梅線牛浜踏み切りまでの間で、歩行者が転倒して負傷した事故も発生しておりますので、早急な改修工事の実施を要望いたします。昨年11月末、五日市街道と図書館通りとの交差点において重症事故が発生したと回答がありましたが、市長答弁で図書館通りを含め福生警察署と安全対策について調整するとのことですが、どのような安全対策を考えておられるのかお伺いいたします。

以上で2回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、芝生化を実施しました学校数という御質問でございますが、平成17年度の状況で申し上げますと、都内公立小・中学校で校庭の一部、あるいは全部といいますか、芝生化しておりますのは16の区と一つの市の合計27の区市でございます。学校数でいいますと、合計44校で、このうち小学校は36校、中学校が8校となっております。市では小平市の小学校1校ということでございます。

この44校、東京都全体の公立小・中学校の数でいいますと、全体の数が1967校でございますので、2.2%が芝生化をしているという、そういう状況でございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 原島議員さんの再質問にお答えいたします。

図書館通りと五日市街道の交差点の安全対策についてでございますが、当面の対策といたしましては、図書館通りにカラー舗装等により車の運転者の注意の喚起の文字等が道路上に書けるかどうか、こういったことが可能かどうか、福生警察署と調整をしたいと考えておりますが、この現場につきましては、私も過日確認したのですが、原ヶ谷戸第二交差点の方からきますと右側に住居等がございまして、左側にマンショ

ンがございまして、非常に見通しが悪いと、こういうような状況でございますので、黄色の信号で入っていきますと右折したときに事故が起きたように聞いておりますが、この間に幾つか文字等で安全に対する表示等はしておりますが、道路上にカラー舗装することによって安全を喚起したいと、こういうように考えておりますが、警察との調整が必要というふうに考えているところでございます。

また、長期的には市内の幹線道路の拡幅事業が進んでおるわけですが、特に図書館通りへの交通量の減少に影響があります多摩橋通りの立体化事業が完成いたしますと、図書館通りへの車の流入が減少し、五日市街道との交差点の交通量が減るのではないかと、このようなことも予測されますので、車両通行ルート及び交通量の変化が考えられますので、今後も福生警察署と安全運転、交通ルールのマナーの向上対策につきましてもあわせて要望していききたいと、このように考えておるところでございます。

○10番（原島貞夫君） どうもありがとうございました。それでは要望ということ で少し述べさせていただきます。

小・中学校の校庭の芝生化事業については新規事業であり、実現には困難な問題があると思いますが、平成19年1月の都市教育長会でも提案されたことでもあり、平成19年度には校庭の芝生化の実施に向けた前向きな検討をしていただくことを強く要望いたします。

以前視察いたしました杉並区立和泉小学校での話では、芝生の種類の選定には十分な調査が必要であり、根付かせるまでに3カ月の養生期間を含め、工事期間の約5カ月中は校庭の使用が制限されました。

当市においては、校庭の代替地となる野球場や公園が近くにある三小、五小、六小、七小、二中等が対象校と考えられます。杉並区立和泉小学校の場合は、隣接する中学校と高校の校庭を借用したとお聞きいたしております。当市の平成15年度の子ども議会でも、四小の児童の質問で「校庭を芝生化してもらえませんか」と既に提案されております。

多くの課題はありますが、市の将来を担う、心やさしく、たくましく育つ児童のためにも校庭の芝生化事業をぜひとも進めていただきたいと強く要望いたします。

次に、五日市街道の歩道等の整備についてですが、図書館通りとの交差点においても、以前にも年配の女性の方の死亡事故もあり、今回の重症事故の高齢の方も約1カ月後にお亡くなりになっております。最近交差点の角の家でございすけれども、エアコンの外機に自動車が突っ込んで、そのまま逃げられたというような物損事故も発生しておりまして、その御当家でガードレールを自分で付けたような状況になっております。

そこでぜひとも、2回も死亡事故が起きております交差点でございすので、先ほど回答がありましたようにカラー舗装等の対策を早急に実施していただくことを要望いたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、6番、前田正蔵君。

(6番 前田正蔵君質問席着席)

○6番(前田正蔵君) 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づき質問席から一般質問をさせていただきます。

道路行政について2問、公園行政について1問、以上3点について質問させていただきます。

道路行政の1点目は、五日市街道拡幅計画につき、その後の進展についてお伺いします。

この件については、今まで平成15年9月と平成17年6月と平成18年6月と3回にわたって定例会において一般質問させていただきました。初めの2回の質問に対しての市長の答弁は、立川市との関係で立川地区が先で、その後に福生地区が拡幅ということで、なかなか困難との答弁であったが、昨年6月の質問の市長答弁には、西多摩建設事務所との行政連絡会の要望事項として早期事業化を強くお願いをしたところ、西多摩建設事務所の回答としては、実施に向けた西多摩建設事務所と北多摩北部建設事務所、両事務所と立川市、福生市の連絡会の立ち上げの提案をいただいておりますので、今後の交渉としてはもろもろの課題を一度議論することができる連絡会の設置を要望して、早期実現を福生市の考え方として提案していただいたと考えておりますとのことでしたので、その後もう8カ月経過しましたが、どのような方向に進展されているのか。

そこでお尋ねします。その後の経過と今後の進捗状況と市長の考えについてお聞きいたします。

道路行政についての2点目です。基地引き込み線の踏み切り遮断機を信号機に変えることについて、この件については、前回の説明の中で五日市街道の渋滞の解消策として引き込み線の踏み切り遮断機を信号機に変えることも案として浮上しました。私鉄では踏み切り遮断機を信号機に変えているところがどこかにあるとも言われておりました。調べましょうとのことでした。

現在、ジェット燃料の輸送は1週間に3回か4回ぐらい、これも往復であり、忘れたころに燃料タンクが輸送されております。このごろ飛行回数が少し少なくなったようにも思います。日によってはバラつきがあり、1機も飛ばない日も多くなった。しかし、突然戦闘機が2機編隊で轟音を立てて着陸することもあり、全く平均がとれない状況であります。

参考ですが、過日百里基地の正和会の研修にもジェット燃料の輸送の方法についてお尋ねしたところ、従来のジェット燃料は鹿島臨海鉄道とパイプラインとかトラックなどで輸送されておりましたが、会計検査院の指摘で、現在は経費の関係でトラックだけになりましたとの説明がありました。

五日市街道の引き込み線踏み切りは、今現実的には輸送手段を変更することは難しいと思いますが、遮断機があるゆえにすべての車両は一時停止することになります。その分渋滞の原因の一つになっており、渋滞解消できないのが現実であります。

福生市は地域新エネルギー詳細ビジョンにより大気汚染解消のために大幅にCO<sub>2</sub>の削減を進めることになっていきます。踏み切り遮断機がもし信号機に変わったならば、

それなりの大気汚染の削減に貢献できることになり、大きな問題解決にもつながることになります。実現すればCO<sub>2</sub>の削減にも一石二鳥の成果となると考えられます。

そこでお尋ねします。踏み切り遮断機を信号機に変えることのその後の経過についてお聞きします。

次は公園行政について1点お尋ねします。日光橋公園のトイレ清掃管理についてでございます。

日光橋公園内のトイレについては、日によって、また掃除する人によって大変きれいなときとそうでないときがあります。公園利用者からの情報と、私も見ております。公園内トイレの清掃がボランティアなら自主的活動であり何も言えませんが、もしシルバー人材センターの委託なら清掃マニュアルのようなものがあって、それに従って掃除を行うようにすれば日によって変化がなくなりよいと思いますが、デッキブラシを使って掃除する方と、ただ水で流して清掃される方と出来上がりが目に見えて違います。これらは公園利用者に対して大変不親切なことになります。きれいなトイレはだれが入っても気持ちのよいものであります。

公園利用者は不特定多数で利用するもので、福生市民だけの使用だけではなく、昭島市民の近隣住民、また多くの学生も利用しております。あまりきたないトイレは福生市の行政の品格も傷つくものであります。

業界は違いますが、ホテルの支配人はトイレを見ればそのホテルのランクがわかるそう。それだけにホテルは特にトイレには気をつけているそう。人間の食生活上大切な場所であることは万人の認めることでしょう。JRの駅構内のトイレも今は見えるように大変きれいになりました。昔の面影は見られない。

もしトイレの掃除がシルバー人材センターの委託なら、費用対効果が問われる。小さいことですが、改善できることなら改善してもらいたい。費用は小額でも高額でも考え方は同じです。すべて税金が使われております。小額だから安易に考えてはならない。市民の血税である。

ここでお尋ねします。日光橋公園のトイレ清掃管理について、これは近隣行政との比較にもなりますので、トイレの清掃管理はどのように管理されているのかお聞きします。日光橋公園のトイレについては、答弁は担当部長にお願いします。

以上3点についてお尋ねして、第1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 前田議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、道路行政についての1点目、五日市街道拡幅計画のその後の進展についてですが、この都道五日市街道拡幅は東京都の今後10年間、平成27年度までということになりますが、その優先整備路線を決めた第3次事業化計画で、都施行の優先整備路線として選定がされております。

そこで、工事を実施する西多摩建設事務所、北多摩北部建設事務所と隣接市の立川市に呼びかけまして、連絡会を北多摩北部建設事務所で開催いたしました。福生市としては、五日市街道の渋滞による周辺地域への影響等実情を説明し、早期拡幅の必要性を要望してまいりましたが、拡幅の施行時期は、両建設事務所とも現在実施中の道

路整備事業以後とのことで、年次計画は未定とのことであります。

今後も拝島駅の完成、あるいは新五日市街道、いわゆる睦橋通りですが、これの問題、それから16号線の拡幅との関連等もございますが、早期拡幅整備を粘り強く連絡会や西多摩建設事務所に要望をしていきたいと考えております。

次に、2点目の基地引き込み線の踏切遮断機を信号機に変えることについてですが、この五日市街道の渋滞解消策の一つとして、基地引き込み線踏切の一時停止が要因とのことでございましたので、踏切を一時停止しないで通過している渋谷区内の都道環状7号線と東京急行電鉄株式会社との連動化システム踏切の視察、現地調査を実施いたしました。

また、踏切の連動化システムの構造について、基地燃料等の輸送業務をしておりますJR貨物株式会社関東保全技術センターへ出向き、協議をいたしましたところ、可能との回答をいただいております。

しかし、設置をする際の課題もありまして、法律では踏切は一時停止が原則でありますので、一時停止をしない場合には例外を認める国土交通省運輸局の特殊許可や警視庁の許可が必要となること、交通渋滞の分析調査費や信号設置に要する費用負担等が考えられますので、基地引込線所有者の米軍横田基地との協議等が必要となってまいります。いずれにいたしましても、踏切信号機の必要性等を含め、関係機関との協議を重ねることで方向性を出していきたいと考えております。

また、五日市街道の渋滞解消策として、現在実施されております国道16号線の拡幅整備事業は渋滞解消の効果が多いに期待できますので、1月にも要請してまいりましたが、早期完成を国土交通省にさらに要望してまいりたいと存じます。

次の2項目の公園行政につきましては、都市建設部長からお答えをいたします。

以上で前田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 日光橋公園のトイレ清掃管理の御質問にお答えいたします。

この公園は社団法人福生市シルバー人材センターに、トイレ清掃だけではなく日光橋公園清掃管理業務を委託しております。委託の内容は月のうち土曜日、日曜日、祭日等を含めまして約20日を午前9時から午後4時まで、会員1名が常駐して公園トイレの清掃、ごみ収集、落ち葉はき、除草等の作業をする契約内容でございます。特にトイレ清掃につきましては、会員2名によりまして交代で清掃を実施しておるところでございます。

御指摘のトイレ清掃のマニュアルにつきましては、現在作成しておりませんが、シルバー人材センターでは委託業務を私どもから受注すると、その作業を行う会員の方に作業内容を現地にて指導しているとのことでございます。当然作業内容は統一されていて、極端な違いはないと考えておりましたが、前田議員さんの御指摘のような清掃作業内容に差が生じているようでございますので、これを改善するためにシルバー人材センターに対しまして再度会員の方に作業内容の現地指導を実施し、あわせてトイレ清掃のマニュアルを作成し、指導することによりトイレ清掃作業時に個人差が出ないように対応していきたいと、このように考えております。

以上で前田議員さんの御指摘に対する答弁とさせていただきます。

○6番（前田正蔵君） 市長から並びに部長さんからの答弁、まことにありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目は、五日市街道の拡幅にはいろいろな難関が多く、先行きが困難なようですが、五日市街道の熊川武蔵野交差点から昭島市に向かうリサイクルセンター前の道路が拡幅工事に入っております。五日市街道と交通量については比較の対象ではないが、ほとんど渋滞がないところが先に拡幅されている、全然そういった面については理解ができない。

私も1週間に3回以上車で通っています。行政区が違ふとこのように違ふのか、行政区は昭島市です。発注者は北多摩北部建設事務所です。拡幅される土地は防衛の土地と思います。第三者から見ますと、五日市街道が渋滞して拡幅できないで、これらの渋滞のないところが拡幅されているということについては不思議な現象としか見えない。道路行政はなかなかわかりにくい。テレビなんかでも放映され、いろいろ批判の多い問題ですが、現実には足元で起きているのです。

私は五日市街道は幾ら渋滞しても都の道路であり、都の道路政策には何も言うことはできませんが、車は渋滞に巻き込まれないためにドライバーは周り道として福生市の市道、福東地区の生活道路に乱入し、車の洪水になります。危険がいっぱいです。

現在、事故は起きておりませんが、何らかの対策はないのか。渋滞の道路が拡幅ができず、スムーズに運行されている道路が一生懸命で国民の税金を投入して拡幅される。それなりの理由があると思いますが、できたらその理由を教えてください。

道路の発注先はいずれも北多摩北部建設事務所なり西多摩建設事務所であります。前回の市長答弁には五日市街道拡幅は西多摩建設事務所と北多摩北部建設事務所との交渉と言われましたが、その辺もあわせて教えてください。

次の2点目は、五日市街道の基地引き込み線の踏み切り遮断機を通常設置している交差点の信号機に付け変えることは現状では一体可能なのか、これは大変合理的発想だと思います。私の合理性と東京都の公務員の考える合理性とは大幅な差があることは理解できますが、これは費用対効果の考えのない東京都の企画ですからやむを得ないと思います。しかし、実現すれば、東京都も今頭を抱えているCO<sub>2</sub>の削減にも大きな貢献であり、大気汚染を考えて、可能ならば早急に実現してほしい。

そこで、実現の見通しについてお尋ねいたします。

以上で再質問を終わります。よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 前田議員さんの再質問にお答えいたします。

1点目のリサイクルセンター先の交差点の工事の件についてでございますが、この場所は昭島市の美堀町三丁目の堀向う北の交差点でありまして、昭島市と北多摩北部建設事務所に問い合わせいたしましたところ、都の第220号線と昭島市道第23号線の交差点で、東京都と昭島市で工事が実施されている場所でありまして、工事内容といたしましては、東京都の第二次すいすいプラン計画に位置付けられている交差点でありまして、昭島市の市道もこれに合わせて都道、市道に右折レーンを設置して、歩道の拡幅をして渋滞の緩和をするということで、五日市街道の渋滞緩和にも若干影響

するのではないかと、このように聞いているところでございます。

前田議員さん御指摘のように矛盾する点もあるところではございますが、都内10カ所のすいすいプランを計画しております第二次すいすいプランの第1号ということで位置付けられているということでございまして、このような話を聞いているところでございます。このすいすいプラン100のうちの西多摩地域におきましては16カ所、福生市内におきましては3カ所を予定しているところでございます。

次に、引き込み線の遮断機の実現の見通しについてでございますが、市長答弁と重複する部分もあるかと思うのですが、私も担当と現場視察に行っていましたので、若干感想も含まれます答弁をさせていただきますが、18年6月議会で前田議員さんの引き込み線踏み切りに信号機の設置に対します強い要望がございましたので、18年8月に東京急行電鉄株式会社の東急世田谷線と都道環状7号線が交差しております若林踏み切りを視察いたしました。

御承知のとおり環状7号線は大変交通量の多い道路でございまして、交通信号機と軌道車線が連動化している信号で制御されております、片側で13回の通行、交互で26回の通行があるというふうに聞いておりますが、大変信号機によりまして効果的に連動して、交通量がさばかれているという現実を目の当たりにしたところでございます。

そこで、この横田基地の引き込み線の踏み切りの五日市街道内の砂川街道の踏み切りでございますが、道路占用とされておりますことで都道でございますので、10月には東京都に信号機の連動システム化の件につきましても、8月の現実を踏まえまして説明をしたところでございます。

さらに同日、基地燃料等輸送業務をしておりますJR貨物株式会社技術保全センターに連動化システムは構造的に設置が可能かどうか協議したところでございます。構造的には設置可能との回答をいただきました。

また、踏み切りの一時停止については、先ほど市長答弁にもありましたが、法律の特例許可等や、引き込み線の所有者の横田基地内の協議をすることも必要になってまいります。JR貨物株式会社では、この横田基地引き込み線の踏み切りとの連動システム化は、1日に2本から多い日で4本という運行でありますので、業務上は支障にはならないと、このような返事もいただいたところでございます。

今後の対応といたしましては、まずは特例許可が受けることができるかであります、現在、現状での踏み切りの必要性を福生警察署等で協議をし、交通量等を分析し、その効果等を説明し、さらにそれに基づきまして福生警察署とも協議をしていきたいと、このように思っているところでございます。

現在、渋滞解消策として実施しております国道16号線の拡幅の効果と、五日市街道の踏み切りの信号機の効果が最大限に活用できる方法を考慮しながら、今後関係機関と協議をして、実現に向けて努力をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上、前田議員さんの答弁とさせていただきます。

○6番（前田正蔵君） 細かい点まで説明をいただきましてまことにありがとうございます。

いました。

最後に要望といたしまして申し上げさせていただきます。まず1点目は、五日市街道の渋滞解消策の一環として、現在16号線の拡幅工事が行われておりますが、五日市街道と国道16号線の合流地点、武蔵野陸橋北詰交差点の拡幅の工事の早期実現によっても、五日市街道の渋滞解消の一環となり、大きな成果が期待できるのではないかと考えられますが、いずれにしても、五日市街道の解消策は、私の町会長時代からの懇願であり、15年以上も経過しておりますが、今のところ早期実現はすべて八方ふさがりの状況であり、もう打つ手は見当たらないのではないかなと、この点は過去の経緯から見て現状を見据えて、早期には期待は困難と思いますが、私の最後の要望としてはお願いする次第でございます。

以上で私の一般質問並びに要望をすべて終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、8番阿南育子君。

（8番 阿南育子君質問席着席）

○8番（阿南育子君） よろしく願いいたします。私からは大きくは2点質問したいと思います。

1点目は、緊急時の子どもの安全を守る連絡体制についてと、あと大きく2点目として、全児童対策の早期実現に向けての取り組みについてお願いいたします。

まず、1点目の緊急時の子どもの安全を守る連絡体制についてです。

市内で不審者の情報があつたとか、何か事件が起つたというようなときに、各学校や市の施設へ知らせて生徒・児童の安全を図る仕組みになっていると思いますが、以前一般質問でも取り上げさせていただき、ちゃんとルートが決まっているので大丈夫とのお話だったかと思います。

しかし、今年度さまざまに起つた事件について、伝達の時間に差があり過ぎるので意味がないときがあるという声が何度か上がりました。あるときは事件発生の第一報が入ってから最後のところまで実に2時間もかかったということとか、あと連絡の回るはずのところへ回らなかったというようなこともあるようです。これでは子どもたちへの対応も遅れてしまいます。

市ではこういった問題があるということを認識されているのでしょうか。また改善への取り組みがされているようでしたら教えてください。前回のお答えでは、地域振興課にすべての情報が集められ、そこから各所に情報が流されるということでしたが、詳しくいうと、地域振興課から教育委員会と福祉部に流され、そこから二つのルートで、教育委員会から各学校へというのと、福祉部子育て支援課から児童館、また保育課から保育園や社協、社協から学童クラブというふうに分けられるそうです。第一報がどこに入ったかによっても多少流れは変わるかと思いますが、基本は大体こうだということです。

と見てみますと、学校は2段階で流れてくるのに対して学童などは4段階あるわけです。見方によれば2段階から4段階ですので、たったこれだけでなんで何時間もか

かるのだということも言えますが、恐らく各部署に回ってきたときに対処を考えたりといったことが挟まってきてだんだん遅くなっているのではないかと想像いたします。

また、よく考えてみていただければおわかりになると思いますが、学校と学童クラブ、同じ子どもたちの、重なる子どもたちは一部分ですけれども、時間によって双方がみていくという意味では非常に関係が深いと思いますが、ここの連携がうまくいっているのかどうか、この状況によっては、例えば二小の臨時第2たんぼぼクラブは御存知のとおり学校の敷地内にありますし、従来のたんぼぼクラブは二小のすぐ目の前の白梅会館にあります。学校からの移動が短いということで、非常に安全性の高い学童と言えるかと思いますが、このくっついている二小と二つの学童クラブで、例えばですが、何時間も情報に差ができていくということです。例えばということで、二小がそうだと言っているわけではありませんが、そういうことです。

しかし、対策を瞬時に考えたり、関係部署で対策を講じていくために必要な情報というのは、関係者が一斉に同じ情報を共有するということが大事ではないかと思えます。特に目の前で子どもと直接かかわっている、いわゆる現場というところにはむしろ一番に情報が届けられるべきだと思います。情報を共有して、現場の子どもたちをまず保護してから対策を協議するということが必要ではないかと思えます。

そういう体制になっているのかどうか、気持ちで、あるいはよく気が回る方がいれば連携がうまくいくということだけに頼らずに、緊急時というのは大人でも緊張してしまっていていつもと違う行動をとってしまうこともあるでしょうから、仕組みとして有効なルートが確立されていれば漏れがなくなってくると思いますし、連携も自然と取れていくことになると思います。

現状の問題点をどのように把握され、改善への取り組みがなされているのかということをお聞きいたします。

2点目になりますが、またこの緊急時の子どもの安全を守る点について、市民との協働でもさまざまな取り組みがされていると思いますが、PTAや地域の方にもいち早く正しい情報が届くことは必要だと思います。このことに関してはどのようにお考えでしょうか。また今後さらなる安全なまちづくりに関してどのようにお考えをお持ちかお聞きいたします。

次に、大きな2点目の全児童対策の早期実現に向けての取り組みについてです。この点については、本日大野(聰)議員の方からも質問があって、重なるテーマで申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

来年度、4月からの学童クラブへの入所希望の申請が締め切られ、また来年度も多くの待機児童が出そうな予測に対して保育課では御苦労いただいて、また関係の部署には御協力をいただいて、最大限努力されていることと思いますが、それでもまだ今の時点ではどのような状況になるのか心配な面もあり、働く保護者としては、4月から我が子が放課後どのように過ごすのか、重大な問題ですので、何とか早い段階で答えが出るようにしていただきたいと思いますと思っていますが、最近の傾向として3年生、4年生といういわゆる小学校の中学年の学童への希望が大幅にふえているということです。

今後のことも考えていくと、学童クラブ自体をふやしていくのも大変なことでもあ

りますし、中学年という学齢の子どもたちに対して現在の学童クラブでの過ごし方、看護のされ方が合っているのかどうか少々疑問な面もあります。

お子さんによってはもっと自由に地域で遊ぶ時期だと思いますし、学区全体へと行動範囲を広げていくことで体験も広げていく時期でもあります。しかしながら、昨今のいろいろな事件や、先ほどの不審者情報など耳にしますと、保護者の皆さんの心配もよく理解できます。自分が仕事で就業時間中拘束されていれば、なおさらきちんと大人のいるところで子どもをみていてほしいと思うのは当然のことだと思います。

そこで、現在準備されている放課後の居場所対策ですけれども、来年度開設に向けていると思います。学童クラブよりも緩やかな環境が期待できそうで、この中学年の子どもには特によいのではないかなと思います、学童待機児童解消への対策にもなるのではないかと期待するところですが、現在準備はどの程度進んでいるのか、開設までのスケジュールなどわかっていることがありましたら教えてください。

また、この事業は市民との協働で進めるとなっているようですが、保護者や地域の皆さんに向けて御理解と御協力を得ていくためには、説明会であるとか、懇談会であるとか、意識の高まりを促すような取り組みが必要ではないかと思いますが、その辺を福生全域で進めていくにはというか、どの学校でも始められる体制をつくっていく必要があると思いますが、それにはどのように進めていこうとしていらっしゃるのかお聞きします。

というのは、これまでの取り組みが学校ごとに特色のあるPTA活動や、地域の方との連携をつくっているところなどもあると思います。しかし、学校ごとの違いや、その年によって、参加してくる保護者によってさまざまに違いがあると思います。それでも平日を毎日カバーしていこうとするならば、その浮き沈みが余りあっては続かないですし、各学校の状況によって動きのつくり方に差が出てくると思うのですが、その辺で市民との協働への醸成がどの程度進んでいるのかにもよりますし、常に働きかけて、保護者ということであれば毎年メンバーが変っていきますし、私は学校を使ったこうした取り組みで大人にとっても協働の場面への入口やきっかけになってもいいのではないかと思います。

そういう意味では、自分の子どもにかかわる事業で自分も協働デビューすること道がつくれそうな期待もできます。ぜひ大事に市民の気持ちの醸成をしていただきたいと思いがあります。

この放課後の子どもの居場所対策について、進捗状況や今後の予定などをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

第1項目の緊急時の子どもの安全を守る連絡体制についての1点目、現状と現状の問題点と、2項目の全児童対策の早期実現に向けての取り組みにつきましては、教育委員会からお答えをいたします。

第1項目の2点目、市民との協働による安全なまちづくりについてですが、平成17年9月から毎月開催しております安全安心まちづくり市民ひろばの中でも、情報の

素早い提供を求める意見が出されております。現在市では市内の防犯活動推進員の情報連絡網を作成し、警察署等から情報があつた場合にはお互いに連絡をとり、素早い対応に当たっていただいております。

市役所内では各関係機関等からの不審者情報等があつた場合の連絡網を定めており、児童やPTAなどからの情報は、教育委員会を通じ小・中学校に連絡されるほか、地域振興課により集約されまして、保育園、幼稚園、学童クラブ等へ連絡することにより子供の安全の確保を図っております。学童クラブへの伝達については、現在社会福祉協議会を通じて行っておりますが、現場の状況等について常に検証を行いまして、速やかな情報伝達ができるよう対応してまいりたいと思います。

なお、情報の発信に当たっては、プライバシーへの配慮や、いたずらに不安をかき立てることのないよう十分な配慮も必要であると思っております。

府中市など6市では緊急情報提供サービスとして安全安心メールの配信を行っていますが、警察署から提供される情報や災害情報、火災情報なども提供しているとのことでございます。

安全安心なまちづくりは、警察や市行政ばかりでなく防犯協会などの機関や学校、地域が一体となり、自分たちの地域の安全確保のためともに活動を展開していく必要がございます。今後とも防犯活動に多くの機関や市民が参加できるような環境づくりと情報提供を進め、危機管理の決定をしてまいりたいと存じます。

以上で阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

緊急時の子どもの安全を守る連絡体制についてでございますが、現状とその問題点、あるいは改善への取り組みにつきまして、市民への情報伝達につきましては、先ほどの市長答弁のとおり、地域振興課におきまして各課の情報を集約をする体制となっておりますことから、教育委員会で把握をいたしました不審者情報を各学校や地域振興課に伝達するまでの流れということで私の方から申し上げさせていただきます。

教育委員会では、学校や警察署等から入ってまいります不審者情報を指導室が受け付け、児童・生徒への被害の有無や発生場所などの状況の確認をいたしまして、学校への緊急連絡が必要と判断をいたしましたものにつきましては、電話やファックスにより各学校へ連絡をしており、その内容により近隣の市町への影響が考えられる情報につきましては、該当いたします教育委員会や東京都多摩教育事務所へも連絡をいたしております。

また、教育委員会庶務課では指導室からの情報を受け、地域振興課へファックスにより連絡をいたしますとともに、社会教育課に連絡をし、図書館などの社会教育施設への伝達をいたしております。

なお、情報を受けました学校から保護者への伝達につきましては、基本的には保護者への緊急連絡網による伝達方法となっており、ほかにはその学校に応じた対応として学校のホームページの利用や保護者のメールの活用など新たな伝達方法を開始している学校もございます。

以上、教育委員会での情報伝達の流れでございまして、現時点では特に問題になるような点はないものと考えておりますが、今後も情報伝達に当たりましては、正確な情報収集と速やかな伝達に努め、児童・生徒の安全を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、全児童対策の早期実現に向けての取り組みにつきましてでございます。先にも御質問があったところでございますので、重複もございますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、教育委員会内部におきまして昨年4月以降、子どもの居場所づくりの検討会を設置し、検討を始めたところでございます。その結果といたしまして、小学生を対象に、学校の施設で、平日の放課後は午後5時まで、土曜日や夏休みなどの長期休業日は午前9時から午後5時まで、市民のボランティアによる協力を得て、子どもの居場所を開設するというふうに検討いたしてまいりました。

これをもとにいたしまして、10月には庁内での施設検討の会議においてさらに協議を深め、この事業の進め方として市民主体による検討及び実施の方法を採用する。またこの事業は、当面教育委員会が主導的な役割を果たしながらも、市の重要施策として位置付け、全庁的な体制で取り組む。そしてまた居場所という事業名の表現については、安全な場所で子どもを囲い込むというイメージにとられることもあるので、ふさわしい名称にする、こういった方向で検討の方針を固めたところでございました。

この事業につきましては、子どもたちが健やかで心豊かな成長を実現するため、福生の大人の教育力を結集して、放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、友だちとの遊びや地域の人々との交流を通して、子どもの創造性、自主性の育成を目指す場としていく、このようなことから「(仮称)ふっさっ子の広場」という名称でその後の検討を進めております。

市民の方々による初めての会合につきましては、「(仮称)ふっさっ子の広場」といたしまして1月12日に開催をし、市民側のメンバーは日ごろ子どもの育成に関わっていただいている社会教育委員会や青少年地区委員長会などの方々11名で、また市側の出席者は、市長、助役、教育長、教育次長などが出席をいたしましたところでございます。当日は市長からの趣旨説明や子どもの現状についての説明等を行わせていただきました。第2回目の打ち合わせ会は2月9日に開催され、実質的な検討が始まっております。

続きまして、保護者や地域に向けての説明会などをどのように進めようとしているかということでございますが、私どもといたしましては、基本となる考え方を固めた上で、「(仮称)ふっさっ子の広場」全体を統轄する組織のもとに、各小学校に運営委員会を設置し、それぞれの「ふっさっ子の広場」が運営されていくことになると考えております。各運営委員会のコーディネーターや多数のボランティアのための研修なども必要になってまいろうかと考えております。

したがって、このような内容の基本理念や全体構想が策定され次第、開設に向けての準備に入っていきたいと考えており、現在はこのような考え方にに基づき、この事業をどこかの小学校におきまして、モデルケースとして本年の早い時期に開設できれば

と考えております。

そのためには、御指摘のように多くの市民の方々への御理解と御協力をいただくための説明会をもたなければなりません、目下はまず基本理念や全体構想のまとめを見てからというふうに考えております。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○8番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

1点目の緊急時の子どもの安全を守る連絡体制についてですが、緊急情報提供のサービスということで、府中市など6市において安全・安心メールの配信を行っているというお話がありましたが、福生市でもテルモとかを利用してメールでいろいろなことを知らせていくということをやっていると思いますが、それとの違いですとか、府中市など幾つか例を、どのような内容なのかというのを教えてください。

それから、2点目の全児童対策に関してですけれども、あえて、大野(聡)議員の話の中でも団塊の世代の方たちの力を借りてというようなこともありました。先ほど私からの話でも、保護者が協働デビューするというような場に使えるのではないかというお話をしました。協働ということで進めていくので、サービスを提供する側も楽しんで自己実現していくということも大事だと思うのですが、肝心の子どもたちの意見反映ということに関してはどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

○生活環境部長（吉沢英治君） 安全・安心メールの配信につきましては、先ほど市長答弁にございましたけれども、府中市のほか八王子市、三鷹市、調布市、多摩市、  
P66 下段に〔 〕内発言の訂正発言あり  
稲城市において実施をしております、〔9市〕での18年度中の配信状況は年31件から106件で、平均では年約70件となっております。

この情報でございますけれども、不審者情報や空き巣情報等の配信が多くなっていると聞いております。各市とも基準を設けて配信をしております、メールの登録件数は最も多い市で全市民の3.5%で、最も少ない市で1%の登録となっております。また関係いたします各課への情報提供につきましては、メール、電話、ファックスで行っているとのことでございます。

なお、テルモ情報との違いでございますけれども、現在、福生市の不審者情報につきましては、テルモで流してございませんで、ちょっといろいろな市によりましてその情報の提供に差が出ていると、そういう状況であるというふうに思っております。

○教育次長（吉野栄喜君） 全児童対策で「(仮称)ふっさっ子のひろば」、子どもたちの意見の反映はどうするのかという御質問でございますが、先ほど教育長答弁にもございましたように、子どもたちの想像性、自主性の育成を目指すということも一つございますので、そういうことも含めて、今お願いしております「(仮称)ふっさっ子のひろば」の検討する打ち合わせ会の委員の皆さんも基本理念としてそういうものを取り入れてくれるのではないかとというふうに期待をしております。

○生活環境部長（吉沢英治君） 訂正をお願いいたします。

先ほど府中市ほか9市と申し上げましたけれども、〔6市〕でございますので、よろ

しく訂正方お願い申し上げます。

○8番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは要望をさせていただきたいと思います。

1点目の緊急時の子どもを守る連絡体制についてです。メールに関しては福生市では今のところ不審者の情報は流してないということでしたが、先ほどのお話の中で各学校の取り組みで自主的にメールを登録してもらって、学校から情報を流していくということで、流れてきた情報をもとに保護者の方々がちょっとまちに出てみるというようなことで、安全性を高めているという取り組みが始まっているところもあるということです。

その一つの中に六小があると思うのですけれども、六小のホームページを見てみしたら、緊急メール登録システムということで呼び掛けがされていて、保護者を対象にいつでも登録ができるというようなシステムになっていました。

お話によると、校長先生がとてもこういうことにたけていて、お好きということで、そういうことも影響して進んでいるのかなというふうに思いましたが、ぜひそういった人材を一つの学校だけにとどめずに、情報を広げていただければなと思います。

それから、メールを使ったシステムということで、500万円くらい経費がかかるというようなお話が情報としてあるのですけれども、そうした仕組みをつくっていくときに福生市だけでつくっていくのが大変というようなことが出てくるかと思います。

また、福生市は御存じのとおり狭い市域で、歩きでも自転車でもクルッと回れてしまいますので、不審者は隣のまちからとか、入ってきたりとかいうこともありますので、近隣の市の情報もほしいくらいなのだという声をよく聞きます。隣合わせの市とぜひ協力して、福生市が音頭をとって、共同事業ということでメールを使ったシステムを広げていったらいかがでしょうか。ぜひそのことの検討もしていただきたいと思います。

それから、市民や保護者、地域の方に向けての情報の提供ということでは、メールの活用ということが今要望させていただいたのですが、各施設への連絡体制ですね。これはもう一度ぜひ見直していただいて、1カ所最初に情報が寄せられたところからすべての関係部署に一度に流すという仕組みはファックスの一斉送信ですとか、今いろいろな仕組みがあると思いますので、そんなに難しいことではないと思うのですね。例えば学童に流すときに福祉部にいて、社協にいてというようなルートを踏まなくてもそんなに問題はないと思いますので、ぜひその辺はすぐにでも改善できることだと思いますので、とりあえず情報だけは流す、その後の対策を関係部署同士で話し合うというような流れに変えていただければということをぜひお願いしたいと思います。

それから、2点目の全児童対策に関してですが、子どもたちの意見反映ということでは、基本理念のところに多分入っていくだろうということでしたが、ぜひ「ふっさっ子のひろば」という（仮称）をつけた居場所という囲い込みではなくて、もっと自由な形で子どもたちの広場をつくっていくのだという、そういう理念とともに、子どもの意見を尊重していくということではぜひお願いしたいなと思っています。

それから、つくっていく段階で、なるべく早い段階から学校であるとか、子どもたちであるとかという当事者を話し合いに入れていくということの方がいろいろな意見の広がりであるとか、一緒につくっていこうということが浸透していくと思いますので、ぜひ早い段階から子どもたちの意見を取り入れていくということを考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度とどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は2月21日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時12分 延会

写

福総文発第 143 号

平成 19 年 2 月 8 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 図

平成 19 年第 1 回福生市議会定例会の招集について

平成 19 年 2 月 8 日付け、福生市告示第 8 号（別紙参照）をもって、平成 19 年第 1 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



⑦

福生市告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年第 1 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 19 年 2 月 8 日

福生市長 野 澤 久 人 図

- 1 期 日 平成 19 年 2 月 20 日
- 2 場 所 福生市議会議場



福総文発第 144 号

平成 19 年 2 月 8 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

議案の送付について

平成 19 年第 1 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 1 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 2 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 3 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の  
一部を改正する条例
- 4 議案第 4 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 5 議案第 5 号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 6 号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 7 号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 8 号 福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する  
条例
- 9 議案第 9 号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 10 号 福生市下水道条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 11 号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例

- 12 議案第 12 号 福生市副市長の定数を定める条例
- 13 議案第 13 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 14 議案第 14 号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例
- 15 議案第 15 号 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 16 議案第 16 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 17 議案第 17 号 東京市町村総合事務組合理約の変更について
- 18 議案第 18 号 瑞穂斎場組合理約の変更について
- 19 議案第 19 号 西多摩衛生組合理約の変更について
- 20 議案第 20 号 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）
- 21 議案第 21 号 平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 22 議案第 22 号 平成 18 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 23 議案第 23 号 平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 24 議案第 24 号 平成 18 年度福生市受託水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 25 議案第 25 号 平成 19 年度福生市一般会計予算
- 26 議案第 26 号 平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 27 議案第 27 号 平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 28 議案第 28 号 平成 19 年度福生市介護保険特別会計予算
- 29 議案第 29 号 平成 19 年度福生市下水道事業会計予算
- 30 議案第 30 号 平成 19 年度福生市受託水道事業会計予算
- 31 議案第 31 号 不動産の譲与について

## 議案第 1 号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

### (提案理由)

新たにまちづくり景観審議会委員及び地域包括支援センター嘱託員の報酬の額を定め、市民課窓口事務嘱託員の名称及び報酬の額並びに学校事務嘱託員の報酬の額を改定するとともに、児童指導員を廃止したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例  
第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

|           |    |         |  |
|-----------|----|---------|--|
| 土地区画整理評価員 | 日額 | 8,500 円 |  |
|-----------|----|---------|--|

を

」

「

|              |    |         |  |
|--------------|----|---------|--|
| 土地区画整理評価員    | 日額 | 8,500 円 |  |
| まちづくり景観審議会委員 | 日額 | 8,500 円 |  |

に、

」

「

|         |    |           |  |
|---------|----|-----------|--|
| 介護保険相談員 | 日額 | 10,000 円  |  |
| 児童指導員   | 月額 | 170,000 円 |  |

を

」

「

|         |    |          |  |
|---------|----|----------|--|
| 介護保険相談員 | 日額 | 10,000 円 |  |
|---------|----|----------|--|

に、

」

「

|            |     |       |  |
|------------|-----|-------|--|
| 市民課窓口事務嘱託員 | 時間額 | 930 円 |  |
|------------|-----|-------|--|

を

」

「

|           |     |         |             |
|-----------|-----|---------|-------------|
| 総合窓口事務嘱託員 | 時間額 | 930 円   |             |
|           | 時間額 | 1,240 円 | 特別な技能を有する場合 |

に、

|           |     |       |  |
|-----------|-----|-------|--|
| 障害福祉事務嘱託員 | 時間額 | 930 円 |  |
|-----------|-----|-------|--|

を

|               |     |           |                                                            |
|---------------|-----|-----------|------------------------------------------------------------|
| 障害福祉事務嘱託員     | 時間額 | 930 円     |                                                            |
| 地域包括支援センター嘱託員 | 月額  | 170,000 円 | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 |

に、

|         |     |       |  |
|---------|-----|-------|--|
| 学校事務嘱託員 | 時間額 | 930 円 |  |
|---------|-----|-------|--|

を

|         |     |         |  |
|---------|-----|---------|--|
| 学校事務嘱託員 | 時間額 | 1,240 円 |  |
|---------|-----|---------|--|

に

改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



議案第 2 号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

市長等に対し支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市長等の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第 4 条第 2 項中「100 分の 45」を「100 分の 35」に、「12 月に支給する場合においては 100 分の 200」を「12 月に支給する場合においては 100 分の 210」に改める。

別表中

「

|     |           |
|-----|-----------|
| 助役  | 737,000 円 |
| 収入役 | 692,000 円 |

を

」

「

|     |           |
|-----|-----------|
| 副市長 | 737,000 円 |
|-----|-----------|

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合において、この条例による改正後の福生市長等の給与に関する条例第 1 条及び別表の規定は適用せず、この条例による改正前の福生市長等の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第 1 条及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 1 条及び別表中「助役」とある

のは「副市長」とする。



議案第 3 号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

教育長に対し支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を  
改正する条例

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 35 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 45」を「100 分の 35」に、「12 月に支給する場合においては 100 分の 200」を「12 月に支給する場合においては 100 分の 210」に改める。

第 5 条中「収入役相当額」を「副市長相当額」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 議案第 4 号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

#### (提案理由)

職員の職責・能力・業績を反映した給与制度への転換を図るとともに、職員に対する手当を見直し、死亡賜金について廃止したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、特殊勤務手当」を削る。

第 6 条第 3 項から第 8 項までを次のように改める。

- 3 職員の昇給は、市長の定める日に、同日前で市長の定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として市長の定める基準に従い決定するものとする。
- 5 4 月 1 日に 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「1 号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第 3 項から第 6 項までの規定の実施について必要な基準は、市規則で定める。

第 9 条第 3 項中「14,500 円」を「13,500 円」に改める。

第 11 条の 2 第 2 項中「その時期の社会経済情勢及び他の地方公共団体の支給額その他の事情を考慮して別に条例で定める割合」を「3 月に支給する場合においては 100 分の 35、6 月に支給する場合においては 100 分の 140、12 月に支給する場合においては 100 分の 150」に、「次の表に定める割合を乗じて得た額と市長が予算の範囲内において定める額を支給することができる」を「、次の表に定める割合を乗じて得た額とする」に改め、同項の表中「

|     |     |
|-----|-----|
| 3 月 | 6 月 |
|-----|-----|

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 2 月 15 日以上 3 月未満      | 5 月以上 6 月未満 |
| 1 月 15 日以上 2 月 15 日未満 | 3 月以上 5 月未満 |
| 1 月 15 日未満            | 3 月未満       |

を

「

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 3 箇月                    | 6 箇月          |
| 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満      | 5 箇月以上 6 箇月未満 |
| 1 箇月 15 日以上 2 箇月 15 日未満 | 3 箇月以上 5 箇月未満 |
| 1 箇月 15 日未満             | 3 箇月未満        |

に改め、

」

同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「行政職給料表(1)」を「行政職給料表(一)」に、「4 級」を「3 級以上」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「行政職給料表(2)」を「行政職給料表(二)」に、「2 級」を「2 級以上」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 再任用職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 25」と、「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 85」とする。

第 11 条の 5 第 2 項中「6 月に支給する場合においては 100 分の 50、12 月に支給する場合においては」、「「100 分の 50」及び」及び「それぞれ」を削り、同条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「行政職給料表(1)」を「行政職給料表(一)」に、「4 級」を「3 級以上」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「行政職給料表(2)」を「行政職給料表(二)」に、「2 級」を「2 級以上」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 削除

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

## 行政職給料表(一)

| 職員の区分              | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     |
|--------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                    | 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用<br>職員以外<br>の職員 |      | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                    | 1    | 138,300 | 168,200 | 203,900 | 231,900 | 268,700 | 299,600 | 352,900 |
|                    | 2    | 139,400 | 170,200 | 205,900 | 234,000 | 270,900 | 302,100 | 355,500 |
|                    | 3    | 140,500 | 172,200 | 208,000 | 236,200 | 273,200 | 304,600 | 358,200 |
|                    | 4    | 141,600 | 174,300 | 210,100 | 238,400 | 275,500 | 307,100 | 360,900 |
|                    | 5    | 142,700 | 176,300 | 212,200 | 240,600 | 277,800 | 309,600 | 363,600 |
|                    | 6    | 143,800 | 178,300 | 214,200 | 242,700 | 280,000 | 312,200 | 366,300 |
|                    | 7    | 144,900 | 180,400 | 216,300 | 244,900 | 282,300 | 314,800 | 369,000 |
|                    | 8    | 146,000 | 182,500 | 218,400 | 247,100 | 284,700 | 317,300 | 371,700 |
|                    | 9    | 147,100 | 184,600 | 220,500 | 249,300 | 287,100 | 319,800 | 374,500 |
|                    | 10   | 148,200 | 186,700 | 222,600 | 251,400 | 289,500 | 322,400 | 377,200 |
|                    | 11   | 149,300 | 188,700 | 224,800 | 253,600 | 291,900 | 325,000 | 380,000 |
|                    | 12   | 150,400 | 190,800 | 227,000 | 255,900 | 294,300 | 327,600 | 382,800 |
|                    | 13   | 151,500 | 192,900 | 229,200 | 258,200 | 296,800 | 330,300 | 385,600 |
|                    | 14   | 152,900 | 195,000 | 231,300 | 260,500 | 299,300 | 332,900 | 388,400 |
|                    | 15   | 154,300 | 197,100 | 233,500 | 262,700 | 301,800 | 335,600 | 391,200 |
|                    | 16   | 155,700 | 199,100 | 235,700 | 265,000 | 304,200 | 338,300 | 394,100 |
|                    | 17   | 157,200 | 201,200 | 237,900 | 267,300 | 306,700 | 341,000 | 397,000 |
|                    | 18   | 159,400 | 203,300 | 240,000 | 269,600 | 309,200 | 343,600 | 399,900 |
|                    | 19   | 161,600 | 205,400 | 242,200 | 271,800 | 311,700 | 346,300 | 402,900 |
|                    | 20   | 163,900 | 207,500 | 244,400 | 274,100 | 314,100 | 349,000 | 405,900 |
|                    | 21   | 166,200 | 209,500 | 246,600 | 276,400 | 316,600 | 351,700 | 408,900 |
|                    | 22   | 168,200 | 211,600 | 248,700 | 278,700 | 319,100 | 354,300 | 411,900 |
|                    | 23   | 170,200 | 213,700 | 250,900 | 281,000 | 321,600 | 357,000 | 415,000 |
|                    | 24   | 172,200 | 215,800 | 253,100 | 283,300 | 324,000 | 359,700 | 418,100 |
|                    | 25   | 174,200 | 217,800 | 255,300 | 285,700 | 326,500 | 362,400 | 421,200 |
|                    | 26   | 176,300 | 219,900 | 257,500 | 288,000 | 329,000 | 365,200 | 424,100 |
|                    | 27   | 178,300 | 222,000 | 259,700 | 290,400 | 331,500 | 368,000 | 427,000 |
|                    | 28   | 180,400 | 224,100 | 261,900 | 292,800 | 333,900 | 370,700 | 429,900 |
|                    | 29   | 182,500 | 226,300 | 264,100 | 295,200 | 336,400 | 373,300 | 432,700 |
|                    | 30   | 184,600 | 228,500 | 266,400 | 297,600 | 338,900 | 376,000 | 435,500 |
|                    | 31   | 186,700 | 230,700 | 268,700 | 300,000 | 341,400 | 378,700 | 438,300 |
|                    | 32   | 188,700 | 232,900 | 270,900 | 302,300 | 343,900 | 381,400 | 441,100 |
|                    | 33   | 190,800 | 235,000 | 273,100 | 304,700 | 346,500 | 384,100 | 443,900 |
|                    | 34   | 192,900 | 237,200 | 275,300 | 307,100 | 349,100 | 386,700 | 446,200 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 35 | 195,000 | 239,400 | 277,500 | 309,500 | 351,700 | 389,400 | 448,500 |
| 36 | 197,100 | 241,600 | 279,700 | 311,900 | 354,300 | 392,100 | 450,800 |
| 37 | 199,100 | 243,700 | 281,800 | 314,200 | 356,800 | 394,800 | 453,100 |
| 38 | 201,200 | 245,800 | 284,000 | 316,600 | 359,300 | 397,400 | 455,100 |
| 39 | 203,300 | 248,000 | 286,200 | 319,000 | 361,800 | 400,000 | 457,100 |
| 40 | 205,400 | 250,200 | 288,400 | 321,400 | 364,300 | 402,600 | 459,000 |
| 41 | 207,400 | 252,300 | 290,500 | 323,900 | 366,700 | 405,200 | 460,800 |
| 42 | 209,300 | 254,400 | 292,600 | 326,400 | 369,200 | 407,800 | 462,400 |
| 43 | 211,300 | 256,500 | 294,800 | 328,800 | 371,600 | 410,400 | 464,000 |
| 44 | 213,300 | 258,600 | 296,900 | 331,200 | 374,100 | 413,000 | 465,600 |
| 45 | 215,300 | 260,600 | 299,000 | 333,600 | 376,500 | 415,600 | 467,100 |
| 46 | 217,300 | 262,700 | 301,100 | 336,000 | 378,900 | 418,100 | 468,400 |
| 47 | 219,200 | 264,800 | 303,200 | 338,400 | 381,300 | 420,700 | 469,600 |
| 48 | 221,200 | 266,900 | 305,200 | 340,800 | 383,700 | 423,300 | 470,900 |
| 49 | 223,200 | 268,900 | 307,300 | 343,200 | 386,000 | 425,800 | 472,100 |
| 50 | 225,200 | 270,900 | 309,400 | 345,600 | 388,400 | 427,900 | 473,000 |
| 51 | 227,200 | 272,900 | 311,500 | 348,000 | 390,800 | 430,000 | 473,900 |
| 52 | 229,200 | 274,900 | 313,600 | 350,400 | 393,200 | 432,000 | 474,800 |
| 53 | 231,100 | 276,900 | 315,600 | 352,800 | 395,500 | 434,000 | 475,600 |
| 54 | 233,000 | 278,900 | 317,700 | 355,200 | 397,700 | 435,700 | 476,400 |
| 55 | 234,900 | 280,900 | 319,700 | 357,600 | 399,900 | 437,400 | 477,200 |
| 56 | 236,800 | 282,800 | 321,700 | 359,900 | 402,100 | 439,000 | 477,900 |
| 57 | 238,700 | 284,700 | 323,700 | 362,200 | 404,200 | 440,600 | 478,600 |
| 58 | 240,600 | 286,600 | 325,700 | 364,400 | 405,800 | 442,000 | 479,200 |
| 59 | 242,500 | 288,500 | 327,600 | 366,600 | 407,400 | 443,400 | 479,800 |
| 60 | 244,400 | 290,400 | 329,500 | 368,700 | 409,000 | 444,800 | 480,400 |
| 61 | 246,300 | 292,300 | 331,400 | 370,800 | 410,600 | 446,200 | 481,000 |
| 62 | 248,200 | 294,100 | 333,200 | 372,900 | 412,100 | 447,200 | 481,600 |
| 63 | 250,100 | 296,000 | 335,000 | 375,000 | 413,500 | 448,200 | 482,200 |
| 64 | 252,000 | 297,900 | 336,800 | 377,000 | 414,900 | 449,200 | 482,800 |
| 65 | 253,900 | 299,700 | 338,600 | 379,000 | 416,300 | 450,200 | 483,400 |
| 66 | 255,600 | 301,500 | 340,400 | 381,000 | 417,600 | 451,200 | 484,000 |
| 67 | 257,300 | 303,300 | 342,200 | 383,000 | 418,900 | 452,200 | 484,600 |
| 68 | 259,000 | 305,100 | 344,000 | 385,000 | 420,200 | 453,200 | 485,100 |
| 69 | 260,700 | 306,900 | 345,800 | 386,900 | 421,500 | 454,200 | 485,600 |
| 70 | 262,400 | 308,700 | 347,500 | 388,400 | 422,600 | 454,900 | 486,100 |
| 71 | 264,100 | 310,500 | 349,200 | 389,800 | 423,700 | 455,600 | 486,600 |
| 72 | 265,700 | 312,300 | 351,000 | 391,100 | 424,800 | 456,300 | 487,100 |

|     |         |         |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 73  | 267,300 | 314,100 | 352,800 | 392,400 | 425,900 | 457,000 | 487,600 |
| 74  | 268,900 | 315,900 | 354,500 | 393,700 | 426,800 | 457,600 | 488,100 |
| 75  | 270,500 | 317,600 | 356,100 | 395,000 | 427,700 | 458,200 | 488,600 |
| 76  | 272,100 | 319,400 | 357,700 | 396,300 | 428,600 | 458,800 | 489,100 |
| 77  | 273,700 | 321,100 | 359,300 | 397,600 | 429,500 | 459,400 | 489,600 |
| 78  | 275,300 | 322,700 | 360,700 | 398,600 | 430,200 | 460,000 | 490,100 |
| 79  | 276,900 | 324,300 | 362,100 | 399,600 | 430,900 | 460,600 | 490,600 |
| 80  | 278,500 | 325,800 | 363,500 | 400,600 | 431,600 | 461,200 | 491,100 |
| 81  | 280,100 | 327,300 | 364,800 | 401,600 | 432,200 | 461,800 | 491,600 |
| 82  | 281,700 | 328,800 | 365,900 | 402,500 | 432,800 | 462,400 | 492,100 |
| 83  | 283,300 | 330,300 | 367,000 | 403,400 | 433,400 | 463,000 | 492,600 |
| 84  | 284,900 | 331,800 | 368,100 | 404,300 | 434,000 | 463,600 | 493,100 |
| 85  | 286,500 | 333,200 | 369,200 | 405,200 | 434,600 | 464,200 | 493,600 |
| 86  | 288,100 | 334,400 | 370,200 | 406,100 | 435,200 | 464,700 |         |
| 87  | 289,600 | 335,600 | 371,200 | 407,000 | 435,800 | 465,200 |         |
| 88  | 291,100 | 336,700 | 372,200 | 407,900 | 436,400 | 465,700 |         |
| 89  | 292,600 | 337,800 | 373,100 | 408,800 | 437,000 | 466,200 |         |
| 90  | 294,100 | 338,900 | 373,900 | 409,500 | 437,600 | 466,700 |         |
| 91  | 295,600 | 340,000 | 374,700 | 410,200 | 438,200 | 467,200 |         |
| 92  | 297,100 | 341,000 | 375,400 | 410,900 | 438,700 | 467,700 |         |
| 93  | 298,500 | 342,000 | 376,100 | 411,600 | 439,300 | 468,200 |         |
| 94  | 299,900 | 342,800 | 376,700 | 412,200 | 439,900 | 468,700 |         |
| 95  | 301,300 | 343,600 | 377,300 | 412,800 | 440,500 | 469,200 |         |
| 96  | 302,700 | 344,400 | 377,900 | 413,400 | 441,100 | 469,700 |         |
| 97  | 304,100 | 345,200 | 378,500 | 414,000 | 441,600 | 470,200 |         |
| 98  | 305,200 | 345,700 | 379,000 | 414,600 | 442,100 | 470,700 |         |
| 99  | 306,300 | 346,200 | 379,500 | 415,200 | 442,600 | 471,200 |         |
| 100 | 307,400 | 346,600 | 380,000 | 415,800 | 443,100 | 471,700 |         |
| 101 | 308,500 | 347,000 | 380,500 | 416,400 | 443,600 | 472,200 |         |
| 102 |         | 347,400 | 381,000 | 417,000 | 444,100 | 472,700 |         |
| 103 |         | 347,800 | 381,500 | 417,600 | 444,600 | 473,200 |         |
| 104 |         | 348,200 | 382,000 | 418,200 | 445,100 | 473,700 |         |
| 105 |         | 348,600 | 382,500 | 418,800 | 445,600 | 474,200 |         |
| 106 |         | 349,000 | 382,900 | 419,400 | 446,100 | 474,700 |         |
| 107 |         | 349,400 | 383,300 | 420,000 | 446,600 | 475,200 |         |
| 108 |         | 349,800 | 383,700 | 420,600 | 447,100 | 475,700 |         |
| 109 |         | 350,200 | 384,100 | 421,200 | 447,600 | 476,200 |         |
| 110 |         | 350,600 | 384,500 | 421,800 | 448,100 |         |         |
| 111 |         | 351,000 | 384,900 | 422,400 | 448,600 |         |         |

|       |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 112   | 351,400 | 385,300 | 423,000 | 449,100 |         |         |         |
| 113   | 351,800 | 385,700 | 423,600 | 449,600 |         |         |         |
| 114   | 352,200 | 386,100 | 424,100 | 450,100 |         |         |         |
| 115   | 352,600 | 386,500 | 424,600 | 450,600 |         |         |         |
| 116   | 353,000 | 386,900 | 425,100 | 451,100 |         |         |         |
| 117   | 353,400 | 387,300 | 425,600 | 451,500 |         |         |         |
| 118   | 353,800 | 387,700 | 426,100 | 451,900 |         |         |         |
| 119   | 354,200 | 388,100 | 426,600 | 452,300 |         |         |         |
| 120   | 354,600 | 388,500 | 427,100 | 452,800 |         |         |         |
| 121   | 355,000 | 388,900 | 427,600 | 453,300 |         |         |         |
| 122   | 355,400 | 389,300 | 428,100 | 453,800 |         |         |         |
| 123   | 355,800 | 389,700 | 428,600 | 454,300 |         |         |         |
| 124   | 356,200 | 390,100 | 429,100 | 454,700 |         |         |         |
| 125   | 356,600 | 390,500 | 429,600 | 455,100 |         |         |         |
| 126   | 357,000 | 390,900 | 430,100 |         |         |         |         |
| 127   | 357,400 | 391,300 | 430,600 |         |         |         |         |
| 128   | 357,800 | 391,700 | 431,100 |         |         |         |         |
| 129   | 358,200 | 392,100 | 431,600 |         |         |         |         |
| 130   | 358,600 |         | 432,100 |         |         |         |         |
| 131   | 359,000 |         | 432,600 |         |         |         |         |
| 132   | 359,400 |         | 433,100 |         |         |         |         |
| 133   | 359,800 |         | 433,500 |         |         |         |         |
| 134   |         |         | 433,900 |         |         |         |         |
| 135   |         |         | 434,400 |         |         |         |         |
| 136   |         |         | 434,800 |         |         |         |         |
| 137   |         |         | 435,300 |         |         |         |         |
| 138   |         |         | 435,800 |         |         |         |         |
| 139   |         |         | 436,300 |         |         |         |         |
| 140   |         |         | 436,700 |         |         |         |         |
| 141   |         |         | 437,100 |         |         |         |         |
| 再任用職員 | 179,800 | 213,800 | 248,600 | 285,700 | 304,300 | 325,500 | 360,600 |

備考 1 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けないすべての職員（臨時職員は除く。）に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、154,800円とする。

3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員の給料月額は、この表の額にかかわらず、179,200円とする。

## 別表第2（第5条関係）

## 行政職給料表（二）

| 職員の区分          | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|----------------|------|---------|---------|---------|---------|
|                | 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 再任用職員<br>以外の職員 |      | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                | 1    | 130,900 | 203,300 | 230,500 | 268,400 |
|                | 2    | 131,500 | 205,300 | 232,600 | 270,600 |
|                | 3    | 132,100 | 207,400 | 234,800 | 272,900 |
|                | 4    | 132,700 | 209,500 | 237,000 | 275,200 |
|                | 5    | 133,400 | 211,600 | 239,200 | 277,500 |
|                | 6    | 134,000 | 213,700 | 241,400 | 279,800 |
|                | 7    | 134,600 | 215,800 | 243,600 | 282,100 |
|                | 8    | 135,300 | 217,900 | 245,800 | 284,400 |
|                | 9    | 136,000 | 220,000 | 248,100 | 286,800 |
|                | 10   | 136,600 | 222,100 | 250,300 | 289,200 |
|                | 11   | 137,300 | 224,300 | 252,500 | 291,600 |
|                | 12   | 138,000 | 226,500 | 254,700 | 294,000 |
|                | 13   | 138,700 | 228,700 | 257,000 | 296,400 |
|                | 14   | 139,700 | 230,800 | 259,200 | 298,800 |
|                | 15   | 140,700 | 233,000 | 261,400 | 301,200 |
|                | 16   | 141,700 | 235,200 | 263,600 | 303,700 |
|                | 17   | 142,700 | 237,400 | 265,900 | 306,200 |
|                | 18   | 143,800 | 239,600 | 268,100 | 308,600 |
|                | 19   | 144,900 | 241,800 | 270,300 | 311,000 |
|                | 20   | 146,100 | 244,000 | 272,500 | 313,500 |
|                | 21   | 147,300 | 246,100 | 274,800 | 316,000 |
|                | 22   | 148,900 | 248,300 | 277,000 | 318,400 |
|                | 23   | 150,600 | 250,500 | 279,200 | 320,800 |
|                | 24   | 152,300 | 252,600 | 281,400 | 323,300 |
|                | 25   | 154,000 | 254,700 | 283,700 | 325,800 |
|                | 26   | 155,800 | 256,900 | 285,900 | 328,200 |
|                | 27   | 157,600 | 259,100 | 288,100 | 330,700 |
|                | 28   | 159,500 | 261,200 | 290,300 | 333,200 |
|                | 29   | 161,400 | 263,300 | 292,600 | 335,700 |
|                | 30   | 163,200 | 265,500 | 294,800 | 338,200 |
|                | 31   | 165,000 | 267,700 | 297,100 | 340,700 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 32 | 166,900 | 269,800 | 299,400 | 343,200 |
| 33 | 168,800 | 271,900 | 301,700 | 345,700 |
| 34 | 170,700 | 274,100 | 304,000 | 348,300 |
| 35 | 172,700 | 276,200 | 306,300 | 350,800 |
| 36 | 174,700 | 278,300 | 308,500 | 353,300 |
| 37 | 176,700 | 280,400 | 310,700 | 355,800 |
| 38 | 178,700 | 282,500 | 313,000 | 358,300 |
| 39 | 180,700 | 284,600 | 315,200 | 360,800 |
| 40 | 182,800 | 286,700 | 317,400 | 363,200 |
| 41 | 184,900 | 288,800 | 319,600 | 365,600 |
| 42 | 186,900 | 290,900 | 321,800 | 368,000 |
| 43 | 188,900 | 293,000 | 324,000 | 370,400 |
| 44 | 191,000 | 295,100 | 326,100 | 372,800 |
| 45 | 193,100 | 297,100 | 328,200 | 375,100 |
| 46 | 195,100 | 299,200 | 330,300 | 377,400 |
| 47 | 197,200 | 301,300 | 332,400 | 379,700 |
| 48 | 199,300 | 303,300 | 334,500 | 382,000 |
| 49 | 201,400 | 305,300 | 336,600 | 384,300 |
| 50 | 203,400 | 307,300 | 338,700 | 386,600 |
| 51 | 205,500 | 309,300 | 340,800 | 388,900 |
| 52 | 207,600 | 311,300 | 342,900 | 391,200 |
| 53 | 209,700 | 313,300 | 345,000 | 393,400 |
| 54 | 211,800 | 315,200 | 347,000 | 395,400 |
| 55 | 213,900 | 317,100 | 349,000 | 397,400 |
| 56 | 216,000 | 319,000 | 351,000 | 399,400 |
| 57 | 218,100 | 320,800 | 352,900 | 401,300 |
| 58 | 220,200 | 322,500 | 354,800 | 402,900 |
| 59 | 222,300 | 324,200 | 356,700 | 404,400 |
| 60 | 224,500 | 325,900 | 358,600 | 405,900 |
| 61 | 226,700 | 327,600 | 360,400 | 407,400 |
| 62 | 228,800 | 329,300 | 362,200 | 408,700 |
| 63 | 231,000 | 330,900 | 364,000 | 410,000 |
| 64 | 233,200 | 332,500 | 365,700 | 411,300 |
| 65 | 235,400 | 334,100 | 367,400 | 412,600 |
| 66 | 237,600 | 335,700 | 369,200 | 413,800 |

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 67  | 239,800 | 337,200 | 370,900 | 415,000 |
| 68  | 242,000 | 338,700 | 372,600 | 416,200 |
| 69  | 244,100 | 340,200 | 374,300 | 417,400 |
| 70  | 246,200 | 341,600 | 375,800 | 418,500 |
| 71  | 248,300 | 343,000 | 377,300 | 419,600 |
| 72  | 250,400 | 344,300 | 378,800 | 420,600 |
| 73  | 252,500 | 345,600 | 380,300 | 421,600 |
| 74  | 254,600 | 346,900 | 381,600 | 422,500 |
| 75  | 256,700 | 348,100 | 382,800 | 423,400 |
| 76  | 258,800 | 349,300 | 384,000 | 424,200 |
| 77  | 260,900 | 350,500 | 385,200 | 425,000 |
| 78  | 263,000 | 351,700 | 386,300 | 425,700 |
| 79  | 265,100 | 352,900 | 387,400 | 426,400 |
| 80  | 267,200 | 354,000 | 388,400 | 427,100 |
| 81  | 269,200 | 355,100 | 389,400 | 427,700 |
| 82  | 271,200 | 356,200 | 390,400 | 428,300 |
| 83  | 273,200 | 357,300 | 391,400 | 428,900 |
| 84  | 275,200 | 358,300 | 392,400 | 429,500 |
| 85  | 277,200 | 359,300 | 393,300 | 430,100 |
| 86  | 279,200 | 360,200 | 394,200 | 430,700 |
| 87  | 281,200 | 361,100 | 395,100 | 431,300 |
| 88  | 283,100 | 362,000 | 395,900 | 431,900 |
| 89  | 285,000 | 362,900 | 396,700 | 432,500 |
| 90  | 287,000 | 363,800 | 397,500 | 433,100 |
| 91  | 288,900 | 364,600 | 398,300 | 433,700 |
| 92  | 290,800 | 365,400 | 399,000 | 434,300 |
| 93  | 292,700 | 366,200 | 399,700 | 434,800 |
| 94  | 294,600 | 367,000 | 400,400 | 435,400 |
| 95  | 296,400 | 367,800 | 401,000 | 436,000 |
| 96  | 298,200 | 368,500 | 401,600 | 436,600 |
| 97  | 300,000 | 369,200 | 402,200 | 437,100 |
| 98  | 301,800 | 369,900 | 402,800 | 437,600 |
| 99  | 303,600 | 370,600 | 403,400 | 438,100 |
| 100 | 305,400 | 371,300 | 403,900 | 438,600 |
| 101 | 307,200 | 371,900 | 404,400 | 439,100 |

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 102 | 308,800 | 372,600 | 405,000 | 439,600 |
| 103 | 310,300 | 373,200 | 405,600 | 440,100 |
| 104 | 311,800 | 373,800 | 406,100 | 440,600 |
| 105 | 313,300 | 374,400 | 406,600 | 441,100 |
| 106 | 314,600 | 375,000 | 407,200 | 441,600 |
| 107 | 315,900 | 375,600 | 407,700 | 442,100 |
| 108 | 317,200 | 376,100 | 408,200 | 442,600 |
| 109 | 318,500 | 376,600 | 408,700 | 443,100 |
| 110 | 319,700 | 377,100 | 409,200 | 443,600 |
| 111 | 320,900 | 377,600 | 409,700 | 444,100 |
| 112 | 322,100 | 378,100 | 410,200 | 444,600 |
| 113 | 323,300 | 378,600 | 410,700 | 445,100 |
| 114 | 324,400 | 379,100 | 411,200 | 445,600 |
| 115 | 325,500 | 379,600 | 411,700 | 446,100 |
| 116 | 326,500 | 380,100 | 412,200 | 446,600 |
| 117 | 327,500 | 380,600 | 412,700 | 447,000 |
| 118 | 328,400 | 381,100 | 413,200 |         |
| 119 | 329,300 | 381,600 | 413,700 |         |
| 120 | 330,100 | 382,100 | 414,200 |         |
| 121 | 330,900 | 382,600 | 414,700 |         |
| 122 | 331,600 | 383,100 | 415,200 |         |
| 123 | 332,300 | 383,600 | 415,700 |         |
| 124 | 333,000 | 384,100 | 416,200 |         |
| 125 | 333,600 | 384,600 | 416,600 |         |
| 126 | 334,200 | 385,100 | 417,100 |         |
| 127 | 334,800 | 385,600 | 417,600 |         |
| 128 | 335,400 | 386,100 | 418,100 |         |
| 129 | 336,000 | 386,500 | 418,500 |         |
| 130 | 336,600 | 387,000 | 419,000 |         |
| 131 | 337,200 | 387,500 | 419,500 |         |
| 132 | 337,800 | 387,900 | 420,000 |         |
| 133 | 338,400 | 388,300 | 420,400 |         |
| 134 | 339,000 | 388,800 | 420,900 |         |
| 135 | 339,600 | 389,300 | 421,400 |         |
| 136 | 340,200 | 389,700 | 421,900 |         |

|       |     |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|
|       | 137 | 340,700 | 390,100 | 422,300 |         |
|       | 138 | 341,300 |         | 422,800 |         |
|       | 139 | 341,900 |         | 423,300 |         |
|       | 140 | 342,500 |         | 423,800 |         |
|       | 141 | 343,000 |         | 424,200 |         |
|       | 142 | 343,600 |         | 424,700 |         |
|       | 143 | 344,100 |         | 425,200 |         |
|       | 144 | 344,600 |         | 425,600 |         |
|       | 145 | 345,100 |         | 426,000 |         |
|       | 146 | 345,600 |         | 426,500 |         |
|       | 147 | 346,100 |         | 427,000 |         |
|       | 148 | 346,600 |         | 427,400 |         |
|       | 149 | 347,100 |         | 427,800 |         |
|       | 150 | 347,600 |         | 428,300 |         |
|       | 151 | 348,100 |         | 428,800 |         |
|       | 152 | 348,600 |         | 429,200 |         |
|       | 153 | 349,100 |         | 429,600 |         |
|       | 154 | 349,600 |         | 430,100 |         |
|       | 155 | 350,100 |         | 430,600 |         |
|       | 156 | 350,600 |         | 431,000 |         |
|       | 157 | 351,100 |         | 431,400 |         |
|       | 158 | 351,600 |         |         |         |
|       | 159 | 352,100 |         |         |         |
|       | 160 | 352,500 |         |         |         |
|       | 161 | 352,900 |         |         |         |
|       | 162 | 353,400 |         |         |         |
|       | 163 | 353,900 |         |         |         |
|       | 164 | 354,300 |         |         |         |
|       | 165 | 354,700 |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 211,500 | 227,000 | 247,700 | 279,700 |

備考 この表は、自動車運転、専任当直、用務、作業又は給食調理の業務に従事する職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第 6 条第 5 項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の福生市の一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 7 項本文の規定は、平成 20 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

（職務の級及び号給の切替え）

3 施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）及び施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日において当該職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、施行日の前日において当該職員が属していた号給（当該職員が当該号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）その他事由に応じて市長の定めるところにより調整した号給を含む。以下「旧号給」という。）及び経過期間に対応する附則別表第 1 又は附則別表第 2 の新級欄及び新号給欄に定める職務の級及び号給とする。

附則別表第 1

| 旧<br>号<br>給 | 旧 級              | 1 級    |             | 2 級    |             | 3 級    |             | 4 級    |             | 5 級    |             | 6 級    |             | 7 級    |             | 8 級    |             |
|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
|             | 経過期間             | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 |
| 1           | 3 月未満            |        |             | 1      | 9           |        |             | 3      | 1           |        |             |        |             |        |             |        |             |
|             | 3 月以上 6 月<br>未満  |        |             | 1      | 10          |        |             | 3      | 2           |        |             |        |             |        |             |        |             |
|             | 6 月以上 9 月<br>未満  |        |             | 1      | 11          |        |             | 3      | 3           |        |             |        |             |        |             |        |             |
|             | 9 月以上 12 月<br>未満 |        |             | 1      | 12          |        |             | 3      | 4           |        |             |        |             |        |             |        |             |
|             | 12 月以上           |        |             | 1      | 13          |        |             | 3      | 5           |        |             |        |             |        |             |        |             |
| 2           | 3 月未満            |        |             | 1      | 13          | 2      | 1           | 3      | 5           |        |             |        |             |        |             |        |             |
|             | 3 月以上 6 月<br>未満  |        |             | 1      | 14          | 2      | 2           | 3      | 6           |        |             |        |             |        |             |        |             |
|             | 6 月以上 9 月<br>未満  |        |             | 1      | 15          | 2      | 3           | 3      | 7           |        |             |        |             |        |             |        |             |
|             | 9 月以上 12 月<br>未満 |        |             | 1      | 16          | 2      | 4           | 3      | 8           |        |             |        |             |        |             |        |             |

|   |              |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |
|---|--------------|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|
|   | 12 月以上       |   |    | 1 | 17 | 2 | 5  | 3 | 9  |   |    |   |    |   |    |   |    |
| 3 | 3 月未満        |   |    | 1 | 17 | 2 | 5  | 3 | 9  | 4 | 1  |   |    |   |    |   |    |
|   | 3 月以上 6 月未満  |   |    | 1 | 18 | 2 | 6  | 3 | 10 | 4 | 2  |   |    |   |    |   |    |
|   | 6 月以上 9 月未満  |   |    | 1 | 19 | 2 | 7  | 3 | 11 | 4 | 3  |   |    |   |    |   |    |
|   | 9 月以上 12 月未満 |   |    | 1 | 20 | 2 | 8  | 3 | 12 | 4 | 4  |   |    |   |    |   |    |
|   | 12 月以上       |   |    | 1 | 21 | 2 | 9  | 3 | 13 | 4 | 5  |   |    |   |    |   |    |
| 4 | 3 月未満        | 1 | 1  | 1 | 21 | 2 | 9  | 3 | 13 | 4 | 5  |   |    |   |    |   |    |
|   | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 2  | 1 | 22 | 2 | 10 | 3 | 14 | 4 | 6  |   |    |   |    |   |    |
|   | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 3  | 1 | 23 | 2 | 11 | 3 | 15 | 4 | 7  |   |    |   |    |   |    |
|   | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 4  | 1 | 24 | 2 | 12 | 3 | 16 | 4 | 8  |   |    |   |    |   |    |
|   | 12 月以上       | 1 | 5  | 1 | 25 | 2 | 13 | 3 | 17 | 4 | 9  |   |    |   |    |   |    |
| 5 | 3 月未満        | 1 | 5  | 1 | 25 | 2 | 13 | 3 | 17 | 4 | 9  | 5 | 1  |   |    |   |    |
|   | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 6  | 1 | 26 | 2 | 14 | 3 | 18 | 4 | 10 | 5 | 2  |   |    |   |    |
|   | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 7  | 1 | 27 | 2 | 15 | 3 | 19 | 4 | 11 | 5 | 3  |   |    |   |    |
|   | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 8  | 1 | 28 | 2 | 16 | 3 | 20 | 4 | 12 | 5 | 4  |   |    |   |    |
|   | 12 月以上       | 1 | 9  | 1 | 29 | 2 | 17 | 3 | 21 | 4 | 13 | 5 | 5  |   |    |   |    |
| 6 | 3 月未満        | 1 | 9  | 1 | 29 | 2 | 17 | 3 | 21 | 4 | 13 | 5 | 5  | 6 | 1  | 7 | 1  |
|   | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 10 | 1 | 30 | 2 | 18 | 3 | 22 | 4 | 14 | 5 | 6  | 6 | 2  | 7 | 2  |
|   | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 11 | 1 | 31 | 2 | 19 | 3 | 23 | 4 | 15 | 5 | 7  | 6 | 3  | 7 | 3  |
|   | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 12 | 1 | 32 | 2 | 20 | 3 | 24 | 4 | 16 | 5 | 8  | 6 | 4  | 7 | 4  |
|   | 12 月以上       | 1 | 13 | 1 | 33 | 2 | 21 | 3 | 25 | 4 | 17 | 5 | 9  | 6 | 5  | 7 | 5  |
| 7 | 3 月未満        | 1 | 13 | 1 | 33 | 2 | 21 | 3 | 25 | 4 | 17 | 5 | 9  | 6 | 5  | 7 | 5  |
|   | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 14 | 1 | 34 | 2 | 22 | 3 | 26 | 4 | 18 | 5 | 10 | 6 | 6  | 7 | 6  |
|   | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 15 | 1 | 35 | 2 | 23 | 3 | 27 | 4 | 19 | 5 | 11 | 6 | 7  | 7 | 7  |
|   | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 16 | 1 | 36 | 2 | 24 | 3 | 28 | 4 | 20 | 5 | 12 | 6 | 8  | 7 | 8  |
|   | 12 月以上       | 1 | 17 | 1 | 37 | 2 | 25 | 3 | 29 | 4 | 21 | 5 | 13 | 6 | 9  | 7 | 9  |
| 8 | 3 月未満        | 1 | 17 | 1 | 37 | 2 | 25 | 3 | 29 | 4 | 21 | 5 | 13 | 6 | 9  | 7 | 9  |
|   | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 18 | 1 | 38 | 2 | 26 | 3 | 30 | 4 | 22 | 5 | 14 | 6 | 10 | 7 | 10 |
|   | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 19 | 1 | 39 | 2 | 27 | 3 | 31 | 4 | 23 | 5 | 15 | 6 | 11 | 7 | 11 |
|   | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 20 | 1 | 40 | 2 | 28 | 3 | 32 | 4 | 24 | 5 | 16 | 6 | 12 | 7 | 12 |
|   | 12 月以上       | 1 | 21 | 1 | 41 | 2 | 29 | 3 | 33 | 4 | 25 | 5 | 17 | 6 | 13 | 7 | 13 |
| 9 | 3 月未満        | 1 | 21 | 1 | 41 | 2 | 29 | 3 | 33 | 4 | 25 | 5 | 17 | 6 | 13 | 7 | 13 |
|   | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 22 | 1 | 42 | 2 | 30 | 3 | 34 | 4 | 26 | 5 | 18 | 6 | 14 | 7 | 14 |
|   | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 23 | 1 | 43 | 2 | 31 | 3 | 35 | 4 | 27 | 5 | 19 | 6 | 15 | 7 | 15 |

|    |               |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |
|----|---------------|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 24 | 1 | 44 | 2 | 32 | 3 | 36 | 4 | 28 | 5 | 20 | 6 | 16 | 7 | 16 |
|    | 12月以上         | 1 | 25 | 1 | 45 | 2 | 33 | 3 | 37 | 4 | 29 | 5 | 21 | 6 | 17 | 7 | 17 |
| 10 | 3月未滿          | 1 | 25 | 1 | 45 | 2 | 33 | 3 | 37 | 4 | 29 | 5 | 21 | 6 | 17 | 7 | 17 |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 26 | 1 | 46 | 2 | 34 | 3 | 38 | 4 | 30 | 5 | 22 | 6 | 18 | 7 | 18 |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 27 | 1 | 47 | 2 | 35 | 3 | 39 | 4 | 31 | 5 | 23 | 6 | 19 | 7 | 19 |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 28 | 1 | 48 | 2 | 36 | 3 | 40 | 4 | 32 | 5 | 24 | 6 | 20 | 7 | 20 |
|    | 12月以上         | 1 | 29 | 1 | 49 | 2 | 37 | 3 | 41 | 4 | 33 | 5 | 25 | 6 | 21 | 7 | 21 |
|    |               | 1 | 29 | 1 | 49 | 2 | 37 | 3 | 41 | 4 | 33 | 5 | 25 | 6 | 21 | 7 | 21 |
| 11 | 3月未滿          | 1 | 29 | 1 | 49 | 2 | 37 | 3 | 41 | 4 | 33 | 5 | 25 | 6 | 21 | 7 | 21 |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 30 | 1 | 50 | 2 | 38 | 3 | 42 | 4 | 34 | 5 | 26 | 6 | 22 | 7 | 22 |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 31 | 1 | 51 | 2 | 39 | 3 | 43 | 4 | 35 | 5 | 27 | 6 | 23 | 7 | 23 |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 32 | 1 | 52 | 2 | 40 | 3 | 44 | 4 | 36 | 5 | 28 | 6 | 24 | 7 | 24 |
|    | 12月以上         | 1 | 33 | 1 | 53 | 2 | 41 | 3 | 45 | 4 | 37 | 5 | 29 | 6 | 25 | 7 | 25 |
| 12 | 3月未滿          | 1 | 33 | 1 | 53 | 2 | 41 | 3 | 45 | 4 | 37 | 5 | 29 | 6 | 25 | 7 | 25 |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 34 | 1 | 54 | 2 | 42 | 3 | 46 | 4 | 38 | 5 | 30 | 6 | 26 | 7 | 26 |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 35 | 1 | 55 | 2 | 43 | 3 | 47 | 4 | 39 | 5 | 31 | 6 | 27 | 7 | 27 |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 36 | 1 | 56 | 2 | 44 | 3 | 48 | 4 | 40 | 5 | 32 | 6 | 28 | 7 | 28 |
|    | 12月以上         | 1 | 37 | 1 | 57 | 2 | 45 | 3 | 49 | 4 | 41 | 5 | 33 | 6 | 29 | 7 | 29 |
|    |               | 1 | 37 | 1 | 57 | 2 | 45 | 3 | 49 | 4 | 41 | 5 | 33 | 6 | 29 | 7 | 29 |
| 13 | 3月未滿          | 1 | 37 | 1 | 57 | 2 | 45 | 3 | 49 | 4 | 41 | 5 | 33 | 6 | 29 | 7 | 29 |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 38 | 1 | 58 | 2 | 46 | 3 | 50 | 4 | 42 | 5 | 34 | 6 | 30 | 7 | 30 |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 39 | 1 | 59 | 2 | 47 | 3 | 51 | 4 | 43 | 5 | 35 | 6 | 31 | 7 | 31 |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 40 | 1 | 60 | 2 | 48 | 3 | 52 | 4 | 44 | 5 | 36 | 6 | 32 | 7 | 32 |
|    | 12月以上         | 1 | 41 | 1 | 61 | 2 | 49 | 3 | 53 | 4 | 45 | 5 | 37 | 6 | 33 | 7 | 33 |
| 14 | 3月未滿          | 1 | 41 | 1 | 61 | 2 | 49 | 3 | 53 | 4 | 45 | 5 | 37 | 6 | 33 | 7 | 33 |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 42 | 1 | 62 | 2 | 50 | 3 | 54 | 4 | 46 | 5 | 38 | 6 | 34 | 7 | 34 |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 43 | 1 | 63 | 2 | 51 | 3 | 55 | 4 | 47 | 5 | 39 | 6 | 35 | 7 | 35 |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 44 | 1 | 64 | 2 | 52 | 3 | 56 | 4 | 48 | 5 | 40 | 6 | 36 | 7 | 36 |
|    | 12月以上         | 1 | 45 | 1 | 65 | 2 | 53 | 3 | 57 | 4 | 49 | 5 | 41 | 6 | 37 | 7 | 37 |
|    |               | 1 | 45 | 1 | 65 | 2 | 53 | 3 | 57 | 4 | 49 | 5 | 41 | 6 | 37 | 7 | 37 |
| 15 | 3月未滿          | 1 | 45 | 1 | 65 | 2 | 53 | 3 | 57 | 4 | 49 | 5 | 41 | 6 | 37 | 7 | 37 |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 46 | 1 | 66 | 2 | 54 | 3 | 58 | 4 | 50 | 5 | 42 | 6 | 38 | 7 | 38 |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 47 | 1 | 67 | 2 | 55 | 3 | 59 | 4 | 51 | 5 | 43 | 6 | 39 | 7 | 39 |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 48 | 1 | 68 | 2 | 56 | 3 | 60 | 4 | 52 | 5 | 44 | 6 | 40 | 7 | 40 |
|    | 12月以上         | 1 | 49 | 1 | 69 | 2 | 57 | 3 | 61 | 4 | 53 | 5 | 45 | 6 | 41 | 7 | 41 |
|    | 3月未滿          | 1 | 49 | 1 | 69 | 2 | 57 | 3 | 61 | 4 | 53 | 5 | 45 | 6 | 41 | 7 | 41 |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 50 | 1 | 70 | 2 | 58 | 3 | 62 | 4 | 54 | 5 | 46 | 6 | 42 | 7 | 42 |

|    |                   |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |   |    |
|----|-------------------|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|
| 16 | 6 月以上 9 月<br>未 满  | 1 | 51 | 1 | 71 | 2 | 59 | 3 | 63 | 4 | 55 | 5 | 47 | 6 | 43 | 7 | 43 |
|    | 9 月以上 12 月<br>未 满 | 1 | 52 | 1 | 72 | 2 | 60 | 3 | 64 | 4 | 56 | 5 | 48 | 6 | 44 | 7 | 44 |
|    | 12 月以上            | 1 | 53 | 1 | 73 | 2 | 61 | 3 | 65 | 4 | 57 | 5 | 49 | 6 | 45 | 7 | 45 |
| 17 | 3 月未 满            | 1 | 53 | 1 | 73 | 2 | 61 | 3 | 65 | 4 | 57 | 5 | 49 | 6 | 45 | 7 | 45 |
|    | 3 月以上 6 月<br>未 满  | 1 | 54 | 1 | 74 | 2 | 62 | 3 | 66 | 4 | 58 | 5 | 50 | 6 | 46 | 7 | 46 |
|    | 6 月以上 9 月<br>未 满  | 1 | 55 | 1 | 75 | 2 | 63 | 3 | 67 | 4 | 59 | 5 | 51 | 6 | 47 | 7 | 47 |
|    | 9 月以上 12 月<br>未 满 | 1 | 56 | 1 | 76 | 2 | 64 | 3 | 68 | 4 | 60 | 5 | 52 | 6 | 48 | 7 | 48 |
|    | 12 月以上            | 1 | 57 | 1 | 77 | 2 | 65 | 3 | 69 | 4 | 61 | 5 | 53 | 6 | 49 | 7 | 49 |
| 18 | 3 月未 满            | 1 | 57 | 1 | 77 | 2 | 65 | 3 | 69 | 4 | 61 | 5 | 53 | 6 | 49 | 7 | 49 |
|    | 3 月以上 6 月<br>未 满  | 1 | 58 | 1 | 78 | 2 | 66 | 3 | 70 | 4 | 62 | 5 | 54 | 6 | 50 | 7 | 50 |
|    | 6 月以上 9 月<br>未 满  | 1 | 59 | 1 | 79 | 2 | 67 | 3 | 71 | 4 | 63 | 5 | 55 | 6 | 51 | 7 | 51 |
|    | 9 月以上 12 月<br>未 满 | 1 | 60 | 1 | 80 | 2 | 68 | 3 | 72 | 4 | 64 | 5 | 56 | 6 | 52 | 7 | 52 |
|    | 12 月以上            | 1 | 61 | 1 | 81 | 2 | 69 | 3 | 73 | 4 | 65 | 5 | 57 | 6 | 53 | 7 | 53 |
| 19 | 3 月未 满            | 1 | 61 | 1 | 81 | 2 | 69 | 3 | 73 | 4 | 65 | 5 | 57 | 6 | 53 | 7 | 53 |
|    | 3 月以上 6 月<br>未 满  | 1 | 62 | 1 | 82 | 2 | 70 | 3 | 74 | 4 | 66 | 5 | 58 | 6 | 54 | 7 | 54 |
|    | 6 月以上 9 月<br>未 满  | 1 | 63 | 1 | 83 | 2 | 71 | 3 | 75 | 4 | 67 | 5 | 59 | 6 | 55 | 7 | 55 |
|    | 9 月以上 12 月<br>未 满 | 1 | 64 | 1 | 84 | 2 | 72 | 3 | 76 | 4 | 68 | 5 | 60 | 6 | 56 | 7 | 56 |
|    | 12 月以上            | 1 | 65 | 1 | 85 | 2 | 73 | 3 | 77 | 4 | 69 | 5 | 61 | 6 | 57 | 7 | 57 |
| 20 | 3 月未 满            | 1 | 65 | 1 | 85 | 2 | 73 | 3 | 77 | 4 | 69 | 5 | 61 | 6 | 57 | 7 | 57 |
|    | 3 月以上 6 月<br>未 满  | 1 | 65 | 1 | 86 | 2 | 74 | 3 | 78 | 4 | 70 | 5 | 62 | 6 | 58 | 7 | 58 |
|    | 6 月以上 9 月<br>未 满  | 1 | 65 | 1 | 87 | 2 | 75 | 3 | 79 | 4 | 71 | 5 | 63 | 6 | 59 | 7 | 59 |
|    | 9 月以上 12 月<br>未 满 | 1 | 65 | 1 | 88 | 2 | 76 | 3 | 80 | 4 | 72 | 5 | 64 | 6 | 60 | 7 | 60 |
|    | 12 月以上            | 1 | 65 | 1 | 89 | 2 | 77 | 3 | 81 | 4 | 73 | 5 | 65 | 6 | 61 | 7 | 61 |
| 21 | 3 月未 满            | 1 | 65 | 1 | 89 | 2 | 77 | 3 | 81 | 4 | 73 | 5 | 65 | 6 | 61 | 7 | 61 |
|    | 3 月以上 6 月<br>未 满  | 1 | 66 | 1 | 90 | 2 | 78 | 3 | 82 | 4 | 74 | 5 | 66 | 6 | 62 | 7 | 62 |
|    | 6 月以上 9 月<br>未 满  | 1 | 67 | 1 | 91 | 2 | 79 | 3 | 83 | 4 | 75 | 5 | 67 | 6 | 63 | 7 | 63 |
|    | 9 月以上 12 月<br>未 满 | 1 | 68 | 1 | 92 | 2 | 80 | 3 | 84 | 4 | 76 | 5 | 68 | 6 | 64 | 7 | 64 |
|    | 12 月以上            | 1 | 69 | 1 | 93 | 2 | 81 | 3 | 85 | 4 | 77 | 5 | 69 | 6 | 65 | 7 | 65 |
| 22 | 3 月未 满            | 1 | 69 | 1 | 93 | 2 | 81 | 3 | 85 | 4 | 77 | 5 | 69 | 6 | 65 | 7 | 65 |
|    | 3 月以上 6 月<br>未 满  | 1 | 70 | 1 | 94 | 2 | 82 | 3 | 86 | 4 | 78 | 5 | 70 | 6 | 66 | 7 | 66 |
|    | 6 月以上 9 月<br>未 满  | 1 | 71 | 1 | 95 | 2 | 83 | 3 | 87 | 4 | 79 | 5 | 71 | 6 | 67 | 7 | 67 |
|    | 9 月以上 12 月<br>未 满 | 1 | 72 | 1 | 96 | 2 | 84 | 3 | 88 | 4 | 80 | 5 | 72 | 6 | 68 | 7 | 68 |
|    | 12 月以上            | 1 | 73 | 1 | 97 | 2 | 85 | 3 | 89 | 4 | 81 | 5 | 73 | 6 | 69 | 7 | 69 |

|    |           |   |    |   |     |   |     |   |     |   |     |   |    |   |    |   |    |
|----|-----------|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|----|---|----|---|----|
| 23 | 3月未満      | 1 | 73 | 1 | 97  | 2 | 85  | 3 | 89  | 4 | 81  | 5 | 73 | 6 | 69 | 7 | 69 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 74 | 1 | 98  | 2 | 86  | 3 | 90  | 4 | 82  | 5 | 74 | 6 | 70 | 7 | 70 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 75 | 1 | 99  | 2 | 87  | 3 | 91  | 4 | 83  | 5 | 75 | 6 | 71 | 7 | 71 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 76 | 1 | 100 | 2 | 88  | 3 | 92  | 4 | 84  | 5 | 76 | 6 | 72 | 7 | 72 |
|    | 12月以上     | 1 | 77 | 1 | 101 | 2 | 89  | 3 | 93  | 4 | 85  | 5 | 77 | 6 | 73 | 7 | 73 |
| 24 | 3月未満      | 1 | 77 | 1 | 101 | 2 | 89  | 3 | 93  | 4 | 85  | 5 | 77 | 6 | 73 | 7 | 73 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 77 | 1 | 101 | 2 | 90  | 3 | 94  | 4 | 86  | 5 | 78 | 6 | 74 | 7 | 74 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 77 | 1 | 101 | 2 | 91  | 3 | 95  | 4 | 87  | 5 | 79 | 6 | 75 | 7 | 75 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 77 | 1 | 101 | 2 | 92  | 3 | 96  | 4 | 88  | 5 | 80 | 6 | 76 | 7 | 76 |
|    | 12月以上     | 1 | 77 | 1 | 101 | 2 | 93  | 3 | 97  | 4 | 89  | 5 | 81 | 6 | 77 | 7 | 77 |
| 25 | 3月未満      | 1 | 77 |   |     | 2 | 93  | 3 | 97  | 4 | 89  | 5 | 81 | 6 | 77 | 7 | 77 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 78 |   |     | 2 | 94  | 3 | 98  | 4 | 90  | 5 | 82 | 6 | 78 | 7 | 78 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 79 |   |     | 2 | 95  | 3 | 99  | 4 | 91  | 5 | 83 | 6 | 79 | 7 | 79 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 80 |   |     | 2 | 96  | 3 | 100 | 4 | 92  | 5 | 84 | 6 | 80 | 7 | 80 |
|    | 12月以上     | 1 | 81 |   |     | 2 | 97  | 3 | 101 | 4 | 93  | 5 | 85 | 6 | 81 | 7 | 81 |
| 26 | 3月未満      | 1 | 81 |   |     | 2 | 97  | 3 | 101 | 4 | 93  | 5 | 85 | 6 | 81 | 7 | 81 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 82 |   |     | 2 | 98  | 3 | 102 | 4 | 94  | 5 | 86 | 6 | 82 | 7 | 82 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 83 |   |     | 2 | 99  | 3 | 103 | 4 | 95  | 5 | 87 | 6 | 83 | 7 | 83 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 84 |   |     | 2 | 100 | 3 | 104 | 4 | 96  | 5 | 88 | 6 | 84 | 7 | 84 |
|    | 12月以上     | 1 | 85 |   |     | 2 | 101 | 3 | 105 | 4 | 97  | 5 | 89 | 6 | 85 | 7 | 85 |
| 27 | 3月未満      | 1 | 85 |   |     | 2 | 101 | 3 | 105 | 4 | 97  | 5 | 89 | 6 | 85 | 7 | 85 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 86 |   |     | 2 | 102 | 3 | 106 | 4 | 98  | 5 | 90 | 6 | 86 | 7 | 85 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 87 |   |     | 2 | 103 | 3 | 107 | 4 | 99  | 5 | 91 | 6 | 87 | 7 | 85 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 88 |   |     | 2 | 104 | 3 | 108 | 4 | 100 | 5 | 92 | 6 | 88 | 7 | 85 |
|    | 12月以上     | 1 | 89 |   |     | 2 | 105 | 3 | 109 | 4 | 101 | 5 | 93 | 6 | 89 | 7 | 85 |
| 28 | 3月未満      | 1 | 89 |   |     | 2 | 105 | 3 | 109 | 4 | 101 | 5 | 93 | 6 | 89 | 7 | 85 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 89 |   |     | 2 | 106 | 3 | 110 | 4 | 102 | 5 | 94 | 6 | 90 | 7 | 85 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 89 |   |     | 2 | 107 | 3 | 111 | 4 | 103 | 5 | 95 | 6 | 91 | 7 | 85 |
|    | 9月以上12月未満 | 1 | 89 |   |     | 2 | 108 | 3 | 112 | 4 | 104 | 5 | 96 | 6 | 92 | 7 | 85 |
|    | 12月以上     | 1 | 89 |   |     | 2 | 109 | 3 | 113 | 4 | 105 | 5 | 97 | 6 | 93 | 7 | 85 |
| 29 | 3月未満      | 1 | 89 |   |     | 2 | 109 | 3 | 113 | 4 | 105 | 5 | 97 | 6 | 93 | 7 | 85 |
|    | 3月以上6月未満  | 1 | 89 |   |     | 2 | 110 | 3 | 114 | 4 | 106 | 5 | 98 | 6 | 94 | 7 | 85 |
|    | 6月以上9月未満  | 1 | 89 |   |     | 2 | 111 | 3 | 115 | 4 | 107 | 5 | 99 | 6 | 95 | 7 | 85 |

|    |               |   |    |  |  |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |    |
|----|---------------|---|----|--|--|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|----|
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 89 |  |  | 2 | 112 | 3 | 116 | 4 | 108 | 5 | 100 | 6 | 96  | 7 | 85 |
|    | 12月以上         | 1 | 89 |  |  | 2 | 113 | 3 | 117 | 4 | 109 | 5 | 101 | 6 | 97  | 7 | 85 |
| 30 | 3月未滿          | 1 | 89 |  |  | 2 | 113 | 3 | 117 | 4 | 109 | 5 | 101 | 6 | 97  |   |    |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 90 |  |  | 2 | 114 | 3 | 118 | 4 | 110 | 5 | 102 | 6 | 98  |   |    |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 91 |  |  | 2 | 115 | 3 | 119 | 4 | 111 | 5 | 103 | 6 | 99  |   |    |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 92 |  |  | 2 | 116 | 3 | 120 | 4 | 112 | 5 | 104 | 6 | 100 |   |    |
|    | 12月以上         | 1 | 93 |  |  | 2 | 117 | 3 | 121 | 4 | 113 | 5 | 105 | 6 | 101 |   |    |
|    |               |   |    |  |  |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |    |
| 31 | 3月未滿          | 1 | 93 |  |  | 2 | 117 |   |     | 4 | 113 | 5 | 105 | 6 | 101 |   |    |
|    | 3月以上6月<br>未滿  | 1 | 93 |  |  | 2 | 118 |   |     | 4 | 114 | 5 | 106 | 6 | 102 |   |    |
|    | 6月以上9月<br>未滿  | 1 | 93 |  |  | 2 | 119 |   |     | 4 | 115 | 5 | 107 | 6 | 103 |   |    |
|    | 9月以上12月<br>未滿 | 1 | 93 |  |  | 2 | 120 |   |     | 4 | 116 | 5 | 108 | 6 | 104 |   |    |
|    | 12月以上         | 1 | 93 |  |  | 2 | 121 |   |     | 4 | 117 | 5 | 109 | 6 | 105 |   |    |
| 32 | 3月未滿          |   |    |  |  | 2 | 121 |   |     | 4 | 117 | 5 | 109 |   |     |   |    |
|    | 3月以上6月<br>未滿  |   |    |  |  | 2 | 122 |   |     | 4 | 118 | 5 | 110 |   |     |   |    |
|    | 6月以上9月<br>未滿  |   |    |  |  | 2 | 123 |   |     | 4 | 119 | 5 | 111 |   |     |   |    |
|    | 9月以上12月<br>未滿 |   |    |  |  | 2 | 124 |   |     | 4 | 120 | 5 | 112 |   |     |   |    |
|    | 12月以上         |   |    |  |  | 2 | 125 |   |     | 4 | 121 | 5 | 113 |   |     |   |    |
| 33 | 3月未滿          |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 121 | 5 | 113 |   |     |   |    |
|    | 3月以上6月<br>未滿  |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 122 | 5 | 114 |   |     |   |    |
|    | 6月以上9月<br>未滿  |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 123 | 5 | 115 |   |     |   |    |
|    | 9月以上12月<br>未滿 |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 124 | 5 | 116 |   |     |   |    |
|    | 12月以上         |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 125 | 5 | 117 |   |     |   |    |
| 34 | 3月未滿          |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 125 | 5 | 117 |   |     |   |    |
|    | 3月以上6月<br>未滿  |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 126 | 5 | 118 |   |     |   |    |
|    | 6月以上9月<br>未滿  |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 127 | 5 | 119 |   |     |   |    |
|    | 9月以上12月<br>未滿 |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 128 | 5 | 120 |   |     |   |    |
|    | 12月以上         |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 129 | 5 | 121 |   |     |   |    |
| 35 | 3月未滿          |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 129 | 5 | 121 |   |     |   |    |
|    | 3月以上6月<br>未滿  |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 130 | 5 | 122 |   |     |   |    |
|    | 6月以上9月<br>未滿  |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 131 | 5 | 123 |   |     |   |    |
|    | 9月以上12月<br>未滿 |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 132 | 5 | 124 |   |     |   |    |
|    | 12月以上         |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 133 | 5 | 125 |   |     |   |    |
|    | 3月未滿          |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 133 | 5 | 125 |   |     |   |    |
|    | 3月以上6月<br>未滿  |   |    |  |  |   |     |   |     | 4 | 134 | 5 | 125 |   |     |   |    |

|    |                  |  |  |  |  |  |  |  |   |     |   |     |  |  |  |  |
|----|------------------|--|--|--|--|--|--|--|---|-----|---|-----|--|--|--|--|
| 36 | 6 月以上 9 月<br>未満  |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 135 | 5 | 125 |  |  |  |  |
|    | 9 月以上 12 月<br>未満 |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 136 | 5 | 125 |  |  |  |  |
|    | 12 月以上           |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 137 | 5 | 125 |  |  |  |  |
| 37 | 3 月未満            |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 137 |   |     |  |  |  |  |
|    | 3 月以上 6 月<br>未満  |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 138 |   |     |  |  |  |  |
|    | 6 月以上 9 月<br>未満  |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 139 |   |     |  |  |  |  |
|    | 9 月以上 12 月<br>未満 |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 140 |   |     |  |  |  |  |
|    | 12 月以上           |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 141 |   |     |  |  |  |  |

附則別表第 2

| 旧<br>号<br>給 | 旧 級          | 1 級    |         | 2 級    |         | 3 級    |         | 4 級    |         |
|-------------|--------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
|             | 経過期間         | 新<br>級 | 新号<br>給 | 新<br>級 | 新号<br>給 | 新<br>級 | 新号<br>給 | 新<br>級 | 新号<br>給 |
| 1           | 3 月未満        | 1      | 1       | 2      | 1       |        |         |        |         |
|             | 3 月以上 6 月未満  | 1      | 2       | 2      | 2       |        |         |        |         |
|             | 6 月以上 9 月未満  | 1      | 3       | 2      | 3       |        |         |        |         |
|             | 9 月以上 12 月未満 | 1      | 4       | 2      | 4       |        |         |        |         |
|             | 12 月以上       | 1      | 5       | 2      | 5       |        |         |        |         |
| 2           | 3 月未満        | 1      | 5       | 2      | 5       |        |         |        |         |
|             | 3 月以上 6 月未満  | 1      | 6       | 2      | 6       |        |         |        |         |
|             | 6 月以上 9 月未満  | 1      | 7       | 2      | 7       |        |         |        |         |
|             | 9 月以上 12 月未満 | 1      | 8       | 2      | 8       |        |         |        |         |
|             | 12 月以上       | 1      | 9       | 2      | 9       |        |         |        |         |
| 3           | 3 月未満        | 1      | 9       | 2      | 9       | 3      | 1       |        |         |
|             | 3 月以上 6 月未満  | 1      | 10      | 2      | 10      | 3      | 2       |        |         |
|             | 6 月以上 9 月未満  | 1      | 11      | 2      | 11      | 3      | 3       |        |         |
|             | 9 月以上 12 月未満 | 1      | 12      | 2      | 12      | 3      | 4       |        |         |
|             | 12 月以上       | 1      | 13      | 2      | 13      | 3      | 5       |        |         |
| 4           | 3 月未満        | 1      | 13      | 2      | 13      | 3      | 5       |        |         |
|             | 3 月以上 6 月未満  | 1      | 14      | 2      | 14      | 3      | 6       |        |         |
|             | 6 月以上 9 月未満  | 1      | 15      | 2      | 15      | 3      | 7       |        |         |
|             | 9 月以上 12 月未満 | 1      | 16      | 2      | 16      | 3      | 8       |        |         |
|             | 12 月以上       | 1      | 17      | 2      | 17      | 3      | 9       |        |         |
| 5           | 3 月未満        | 1      | 17      | 2      | 17      | 3      | 9       | 4      | 1       |
|             | 3 月以上 6 月未満  | 1      | 18      | 2      | 18      | 3      | 10      | 4      | 2       |
|             | 6 月以上 9 月未満  | 1      | 19      | 2      | 19      | 3      | 11      | 4      | 3       |
|             | 9 月以上 12 月未満 | 1      | 20      | 2      | 20      | 3      | 12      | 4      | 4       |
|             | 12 月以上       | 1      | 21      | 2      | 21      | 3      | 13      | 4      | 5       |
|             | 3 月未満        | 1      | 21      | 2      | 21      | 3      | 13      | 4      | 5       |

|    |              |   |    |   |    |   |    |   |    |
|----|--------------|---|----|---|----|---|----|---|----|
| 6  | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 22 | 2 | 22 | 3 | 14 | 4 | 6  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 23 | 2 | 23 | 3 | 15 | 4 | 7  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 24 | 2 | 24 | 3 | 16 | 4 | 8  |
|    | 12 月以上       | 1 | 25 | 2 | 25 | 3 | 17 | 4 | 9  |
| 7  | 3 月未満        | 1 | 25 | 2 | 25 | 3 | 17 | 4 | 9  |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 26 | 2 | 26 | 3 | 18 | 4 | 10 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 27 | 2 | 27 | 3 | 19 | 4 | 11 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 28 | 2 | 28 | 3 | 20 | 4 | 12 |
|    | 12 月以上       | 1 | 29 | 2 | 29 | 3 | 21 | 4 | 13 |
| 8  | 3 月未満        | 1 | 29 | 2 | 29 | 3 | 21 | 4 | 13 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 30 | 2 | 30 | 3 | 22 | 4 | 14 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 31 | 2 | 31 | 3 | 23 | 4 | 15 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 32 | 2 | 32 | 3 | 24 | 4 | 16 |
|    | 12 月以上       | 1 | 33 | 2 | 33 | 3 | 25 | 4 | 17 |
| 9  | 3 月未満        | 1 | 33 | 2 | 33 | 3 | 25 | 4 | 17 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 34 | 2 | 34 | 3 | 26 | 4 | 18 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 35 | 2 | 35 | 3 | 27 | 4 | 19 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 36 | 2 | 36 | 3 | 28 | 4 | 20 |
|    | 12 月以上       | 1 | 37 | 2 | 37 | 3 | 29 | 4 | 21 |
| 10 | 3 月未満        | 1 | 37 | 2 | 37 | 3 | 29 | 4 | 21 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 38 | 2 | 38 | 3 | 30 | 4 | 22 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 39 | 2 | 39 | 3 | 31 | 4 | 23 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 40 | 2 | 40 | 3 | 32 | 4 | 24 |
|    | 12 月以上       | 1 | 41 | 2 | 41 | 3 | 33 | 4 | 25 |
| 11 | 3 月未満        | 1 | 41 | 2 | 41 | 3 | 33 | 4 | 25 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 42 | 2 | 42 | 3 | 34 | 4 | 26 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 43 | 2 | 43 | 3 | 35 | 4 | 27 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 44 | 2 | 44 | 3 | 36 | 4 | 28 |
|    | 12 月以上       | 1 | 45 | 2 | 45 | 3 | 37 | 4 | 29 |
| 12 | 3 月未満        | 1 | 45 | 2 | 45 | 3 | 37 | 4 | 29 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 46 | 2 | 46 | 3 | 38 | 4 | 30 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 47 | 2 | 47 | 3 | 39 | 4 | 31 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 48 | 2 | 48 | 3 | 40 | 4 | 32 |
|    | 12 月以上       | 1 | 49 | 2 | 49 | 3 | 41 | 4 | 33 |
| 13 | 3 月未満        | 1 | 49 | 2 | 49 | 3 | 41 | 4 | 33 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 50 | 2 | 50 | 3 | 42 | 4 | 34 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 51 | 2 | 51 | 3 | 43 | 4 | 35 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 52 | 2 | 52 | 3 | 44 | 4 | 36 |
|    | 12 月以上       | 1 | 53 | 2 | 53 | 3 | 45 | 4 | 37 |
| 14 | 3 月未満        | 1 | 53 | 2 | 53 | 3 | 45 | 4 | 37 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 54 | 2 | 54 | 3 | 46 | 4 | 38 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 55 | 2 | 55 | 3 | 47 | 4 | 39 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 56 | 2 | 56 | 3 | 48 | 4 | 40 |
|    | 12 月以上       | 1 | 57 | 2 | 57 | 3 | 49 | 4 | 41 |
|    | 3 月未満        | 1 | 57 | 2 | 57 | 3 | 49 | 4 | 41 |

|    |              |   |    |   |    |   |    |   |    |
|----|--------------|---|----|---|----|---|----|---|----|
| 15 | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 58 | 2 | 58 | 3 | 50 | 4 | 42 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 59 | 2 | 59 | 3 | 51 | 4 | 43 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 60 | 2 | 60 | 3 | 52 | 4 | 44 |
|    | 12 月以上       | 1 | 61 | 2 | 61 | 3 | 53 | 4 | 45 |
| 16 | 3 月未満        | 1 | 61 | 2 | 61 | 3 | 53 | 4 | 45 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 62 | 2 | 62 | 3 | 54 | 4 | 46 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 63 | 2 | 63 | 3 | 55 | 4 | 47 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 64 | 2 | 64 | 3 | 56 | 4 | 48 |
|    | 12 月以上       | 1 | 65 | 2 | 65 | 3 | 57 | 4 | 49 |
| 17 | 3 月未満        | 1 | 65 | 2 | 65 | 3 | 57 | 4 | 49 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 66 | 2 | 66 | 3 | 58 | 4 | 50 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 67 | 2 | 67 | 3 | 59 | 4 | 51 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 68 | 2 | 68 | 3 | 60 | 4 | 52 |
|    | 12 月以上       | 1 | 69 | 2 | 69 | 3 | 61 | 4 | 53 |
| 18 | 3 月未満        | 1 | 69 | 2 | 69 | 3 | 61 | 4 | 53 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 70 | 2 | 70 | 3 | 62 | 4 | 54 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 71 | 2 | 71 | 3 | 63 | 4 | 55 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 72 | 2 | 72 | 3 | 64 | 4 | 56 |
|    | 12 月以上       | 1 | 73 | 2 | 73 | 3 | 65 | 4 | 57 |
| 19 | 3 月未満        | 1 | 73 | 2 | 73 | 3 | 65 | 4 | 57 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 74 | 2 | 74 | 3 | 66 | 4 | 58 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 75 | 2 | 75 | 3 | 67 | 4 | 59 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 76 | 2 | 76 | 3 | 68 | 4 | 60 |
|    | 12 月以上       | 1 | 77 | 2 | 77 | 3 | 69 | 4 | 61 |
| 20 | 3 月未満        | 1 | 77 | 2 | 77 | 3 | 69 | 4 | 61 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 78 | 2 | 78 | 3 | 70 | 4 | 62 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 79 | 2 | 79 | 3 | 71 | 4 | 63 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 80 | 2 | 80 | 3 | 72 | 4 | 64 |
|    | 12 月以上       | 1 | 81 | 2 | 81 | 3 | 73 | 4 | 65 |
| 21 | 3 月未満        | 1 | 81 | 2 | 81 | 3 | 73 | 4 | 65 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 82 | 2 | 82 | 3 | 74 | 4 | 66 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 83 | 2 | 83 | 3 | 75 | 4 | 67 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 84 | 2 | 84 | 3 | 76 | 4 | 68 |
|    | 12 月以上       | 1 | 85 | 2 | 85 | 3 | 77 | 4 | 69 |
| 22 | 3 月未満        | 1 | 85 | 2 | 85 | 3 | 77 | 4 | 69 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 86 | 2 | 86 | 3 | 78 | 4 | 70 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 87 | 2 | 87 | 3 | 79 | 4 | 71 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 88 | 2 | 88 | 3 | 80 | 4 | 72 |
|    | 12 月以上       | 1 | 89 | 2 | 89 | 3 | 81 | 4 | 73 |
| 23 | 3 月未満        | 1 | 89 | 2 | 89 | 3 | 81 | 4 | 73 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 90 | 2 | 90 | 3 | 82 | 4 | 74 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 91 | 2 | 91 | 3 | 83 | 4 | 75 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 92 | 2 | 92 | 3 | 84 | 4 | 76 |
|    | 12 月以上       | 1 | 93 | 2 | 93 | 3 | 85 | 4 | 77 |
|    | 3 月未満        | 1 | 93 | 2 | 93 | 3 | 85 | 4 | 77 |

|    |              |   |     |   |     |   |     |   |     |
|----|--------------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| 24 | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 94  | 2 | 94  | 3 | 86  | 4 | 78  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 95  | 2 | 95  | 3 | 87  | 4 | 79  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 96  | 2 | 96  | 3 | 88  | 4 | 80  |
|    | 12 月以上       | 1 | 97  | 2 | 97  | 3 | 89  | 4 | 81  |
| 25 | 3 月未満        | 1 | 97  | 2 | 97  | 3 | 89  | 4 | 81  |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 98  | 2 | 98  | 3 | 90  | 4 | 82  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 99  | 2 | 99  | 3 | 91  | 4 | 83  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 100 | 2 | 100 | 3 | 92  | 4 | 84  |
|    | 12 月以上       | 1 | 101 | 2 | 101 | 3 | 93  | 4 | 85  |
| 26 | 3 月未満        | 1 | 101 | 2 | 101 | 3 | 93  | 4 | 85  |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 102 | 2 | 102 | 3 | 94  | 4 | 86  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 103 | 2 | 103 | 3 | 95  | 4 | 87  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 104 | 2 | 104 | 3 | 96  | 4 | 88  |
|    | 12 月以上       | 1 | 105 | 2 | 105 | 3 | 97  | 4 | 89  |
| 27 | 3 月未満        | 1 | 105 | 2 | 105 | 3 | 97  | 4 | 89  |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 106 | 2 | 106 | 3 | 98  | 4 | 90  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 107 | 2 | 107 | 3 | 99  | 4 | 91  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 108 | 2 | 108 | 3 | 100 | 4 | 92  |
|    | 12 月以上       | 1 | 109 | 2 | 109 | 3 | 101 | 4 | 93  |
| 28 | 3 月未満        | 1 | 109 | 2 | 109 | 3 | 101 | 4 | 93  |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 110 | 2 | 110 | 3 | 102 | 4 | 94  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 111 | 2 | 111 | 3 | 103 | 4 | 95  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 112 | 2 | 112 | 3 | 104 | 4 | 96  |
|    | 12 月以上       | 1 | 113 | 2 | 113 | 3 | 105 | 4 | 97  |
| 29 | 3 月未満        | 1 | 113 | 2 | 113 | 3 | 105 | 4 | 97  |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 114 | 2 | 114 | 3 | 106 | 4 | 98  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 115 | 2 | 115 | 3 | 107 | 4 | 99  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 116 | 2 | 116 | 3 | 108 | 4 | 100 |
|    | 12 月以上       | 1 | 117 | 2 | 117 | 3 | 109 | 4 | 101 |
| 30 | 3 月未満        | 1 | 117 | 2 | 117 | 3 | 109 | 4 | 101 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 118 | 2 | 118 | 3 | 110 | 4 | 102 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 119 | 2 | 119 | 3 | 111 | 4 | 103 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 120 | 2 | 120 | 3 | 112 | 4 | 104 |
|    | 12 月以上       | 1 | 121 | 2 | 121 | 3 | 113 | 4 | 105 |
| 31 | 3 月未満        | 1 | 121 | 2 | 121 | 3 | 113 | 4 | 105 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 122 | 2 | 122 | 3 | 114 | 4 | 106 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 123 | 2 | 123 | 3 | 115 | 4 | 107 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 124 | 2 | 124 | 3 | 116 | 4 | 108 |
|    | 12 月以上       | 1 | 125 | 2 | 125 | 3 | 117 | 4 | 109 |
| 32 | 3 月未満        | 1 | 125 | 2 | 125 | 3 | 117 | 4 | 109 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 126 | 2 | 126 | 3 | 118 | 4 | 110 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 127 | 2 | 127 | 3 | 119 | 4 | 111 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 128 | 2 | 128 | 3 | 120 | 4 | 112 |
|    | 12 月以上       | 1 | 129 | 2 | 129 | 3 | 121 | 4 | 113 |
|    | 3 月未満        | 1 | 129 | 2 | 129 | 3 | 121 | 4 | 113 |

|    |              |   |     |   |     |   |     |   |     |
|----|--------------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| 33 | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 130 | 2 | 130 | 3 | 122 | 4 | 114 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 131 | 2 | 131 | 3 | 123 | 4 | 115 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 132 | 2 | 132 | 3 | 124 | 4 | 116 |
|    | 12 月以上       | 1 | 133 | 2 | 133 | 3 | 125 | 4 | 117 |
| 34 | 3 月未満        | 1 | 133 |   |     | 3 | 125 | 4 | 117 |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 134 |   |     | 3 | 126 | 4 | 117 |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 135 |   |     | 3 | 127 | 4 | 117 |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 136 |   |     | 3 | 128 | 4 | 117 |
|    | 12 月以上       | 1 | 137 |   |     | 3 | 129 | 4 | 117 |
| 35 | 3 月未満        | 1 | 137 |   |     | 3 | 129 |   |     |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 138 |   |     | 3 | 130 |   |     |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 139 |   |     | 3 | 131 |   |     |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 140 |   |     | 3 | 132 |   |     |
|    | 12 月以上       | 1 | 141 |   |     | 3 | 133 |   |     |
| 36 | 3 月未満        | 1 | 141 |   |     | 3 | 133 |   |     |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 142 |   |     | 3 | 134 |   |     |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 143 |   |     | 3 | 135 |   |     |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 144 |   |     | 3 | 136 |   |     |
|    | 12 月以上       | 1 | 145 |   |     | 3 | 137 |   |     |
| 37 | 3 月未満        | 1 | 145 |   |     | 3 | 137 |   |     |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 146 |   |     | 3 | 138 |   |     |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 147 |   |     | 3 | 139 |   |     |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 148 |   |     | 3 | 140 |   |     |
|    | 12 月以上       | 1 | 149 |   |     | 3 | 141 |   |     |
| 38 | 3 月未満        | 1 | 149 |   |     | 3 | 141 |   |     |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 150 |   |     | 3 | 142 |   |     |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 151 |   |     | 3 | 143 |   |     |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 152 |   |     | 3 | 144 |   |     |
|    | 12 月以上       | 1 | 153 |   |     | 3 | 145 |   |     |
| 39 | 3 月未満        | 1 | 153 |   |     | 3 | 145 |   |     |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 154 |   |     | 3 | 146 |   |     |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 155 |   |     | 3 | 147 |   |     |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 156 |   |     | 3 | 148 |   |     |
|    | 12 月以上       | 1 | 157 |   |     | 3 | 149 |   |     |
| 40 | 3 月未満        | 1 | 157 |   |     | 3 | 149 |   |     |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 158 |   |     | 3 | 150 |   |     |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 159 |   |     | 3 | 151 |   |     |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 160 |   |     | 3 | 152 |   |     |
|    | 12 月以上       | 1 | 161 |   |     | 3 | 153 |   |     |
| 41 | 3 月未満        | 1 | 161 |   |     | 3 | 153 |   |     |
|    | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 162 |   |     | 3 | 154 |   |     |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 163 |   |     | 3 | 155 |   |     |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 164 |   |     | 3 | 156 |   |     |
|    | 12 月以上       | 1 | 165 |   |     | 3 | 157 |   |     |
|    | 3 月未満        | 1 | 165 |   |     | 3 | 157 |   |     |

|    |              |   |     |  |  |   |     |  |  |
|----|--------------|---|-----|--|--|---|-----|--|--|
| 42 | 3 月以上 6 月未満  | 1 | 165 |  |  | 3 | 157 |  |  |
|    | 6 月以上 9 月未満  | 1 | 165 |  |  | 3 | 157 |  |  |
|    | 9 月以上 12 月未満 | 1 | 165 |  |  | 3 | 157 |  |  |
|    | 12 月以上       | 1 | 165 |  |  | 3 | 157 |  |  |

## 議案第 5 号

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

### (提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行及び福生市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）を改正することに伴い、規定を整備するとともに、用語を整理したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

福生市職員の旅費に関する条例（昭和 25 年条例第 261 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び市長、助役、収入役」を「並びに市長及び副市長」に改める。

第 5 条ただし書中「公務上」を「、公務上」に改める。

第 8 条ただし書中「通算上」を「、通算上」に改める。

第 12 条中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「、助役、収入役」を「及び副市長」に、「行政職給料表(1)」を「行政職給料表(一)」に、「6 級以上」を「5 級以上」に、「5 級以下」を「4 級以下」に、「行政職給料表(2)」を「行政職給料表(二)」に、「行政職給料表(1)の 5 級」を「行政職給料表(一)の 4 級」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合において、この条例による改正後の福生市職員の旅費に関する条例第 1 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は適用せず、この条例による改正前の福生市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 1 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 1 条中「助役」とあるのは「副市長」とし、旧条例別表第 1 及び別表第 2 中「助役」とあるのは「副市長」と、「行政職給料表(1)」とあるのは「行政職給料表(一)」と、「6 級以上」とあるのは「5 級以

上」と、「5級以下」とあるのは「4級以下」と、「行政職給料表（2）」  
とあるのは「行政職給料表（二）」と、「行政職給料表（1）の5級」と  
あるのは「行政職給料表（一）の4級」とする。



議案第 6 号

福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

育英資金の額について、市規則に委任するとともに、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

福生市育英資金支給条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「住所を有する者」を「住所を有する独立の生計を営む保護者」に改め、同条第 2 号中「経済的な理由」を「家庭の経済的な理由」に改め、同条第 4 号中「同種の育英資金」を「この条例による育英資金と同趣旨の資金」に改め、同条第 6 号中「世帯主」を「保護者」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（支給の額）

第 6 条 育英資金は、月を単位とし毎年度予算の範囲内において、市規則で定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市育英資金支給条例第 6 条の規定は、平成 19 年 4 月分の育英資金の支給額から適用し、同年 3 月以前の月分の育英資金の支給額は、なお従前の例による。

## 議案第 7 号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

### (提案理由)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）により結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）が廃止されることに伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和 54 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 34 条第 1 項（同法第 67 条の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同じ）」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条の 2 第 1 項（同法第 64 条第 1 項の規定により、読み替えられる場合を含む）」に改め、「。以下「申請年度」という。」を削り、「所得割を除く。以下同じ」を「所得割を除く」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

議案第 8 号

福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）により結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）が廃止されることに伴い、規定について整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

福生市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和 55 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）」を削る。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

第一市営住宅臨時駐車場の駐車台数を増加したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市営住宅条例の一部を改正する条例

福生市営住宅条例（平成 9 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第一市営住宅臨時駐車場の項駐車台数の欄中「26 台」を「31 台」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

福生市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 354 号）の施行に伴い、亜鉛及びその化合物に係る排出基準について改め、規定を整備するとともに、用語を整理したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市下水道条例の一部を改正する条例

福生市下水道条例（昭和 52 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「。以下「令」という。」を削る。

第 4 条第 3 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 11 条」の次に「又は第 11 条の 2」を加える。

第 8 条の 3 第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 3 号中「取消されて」を「取り消されて」に改める。

第 9 条の 2 第 1 項中「一に」を「いずれかに」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同条第 2 項中「取消す」を「取り消す」に改める。

第 9 条の 3 第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「取消されて」を「取り消されて」に改める。

第 9 条の 6 中「一に」を「いずれかに」に、「取消し」を「取り消し」に改める。

第 9 条の 7 第 2 項中「すでに」を「既に」に改める。

第 11 条を次のように改める。

（除害施設の設置等）

第11条 法第12条第 1 項の規定による使用者は、別表第 1 の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に定める基準に適合しない水質の下水を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

第11条の 2 法第12条の11第 1 項の規定による使用者は、別表第 1 の 2 の左欄に掲げる物質又は項目ごとに同表の右欄に定める基準に適合しない水質の下水（法第12条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除するときは、除害施設

を設け、又は必要な措置をし、それぞれ同表の右欄に定める基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る前項の水質の基準は、別表第2の左欄に掲げる項目に関しては、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。

第12条第3項第1号中「第1項第1号から第4号まで又は前項各号」を「別表第3の1の項から4の項までの左欄又は別表第4の左欄」に改め、同項第2号中「第1項第5号又は第6号」を「別表第3の5の項又は6の項の左欄」に改める。

第16条中「第11条第1項」を「第11条又は第11条の2第1項」に改める。

別表第1中「(第11条関係)」を「(第11条の2関係)」に改め、同表29の項中「5ミリグラム」を「2ミリグラム」に改め、同表41の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の27の項、30の項、31の項及び36の項から40の項までの規定は、

1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者につ

いては、適用しない。

別表第1を別表第1の2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第11条関係)

|   | 項 目                         |               | 水質の基準              |
|---|-----------------------------|---------------|--------------------|
| 1 | 温度                          |               | 45度未満              |
| 2 | 水素イオン濃度                     |               | 水素指数5を超え9未満        |
| 3 | ノルマル<br>ヘキサン<br>抽出物質<br>含有量 | 鉱油類含有量        | 1リットルにつき5ミリグラム以下   |
|   |                             | 動植物油脂類<br>含有量 | 1リットルにつき30ミリグラム以下  |
| 4 | <small>よう</small> 汚濁消費量     |               | 1リットルにつき220ミリグラム未満 |

備考 この表の3の項の規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50

立方メートル未満の使用者については、適用しない。

別表第2中「（第11条関係）」を「（第11条の2関係）」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の3の項及び4の項の規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者については、適用しない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市下水道条例（以下「新条例」という。）別表第1の2の29の項に規定する水質の基準のうち、特定事業場に係るものは、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項に規定する水質の基準について、同条第5項の規定が適用されるときは、新条例別表第1の2の規定にかかわらず、同項の規定による水質の基準とする。

議案第 11 号

福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

消防組織法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 64 号)の施行に伴い、規定を整備するとともに、用語を整理したいので、本条例を改正する必要がある。

## 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例

福生市消防団に関する条例（昭和 60 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条第 1 項、第 15 条の 2 第 2 項及び第 15 条の 6 第 1 項」を「第 18 条第 1 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項」に改める。

第 5 条及び第 10 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

福生市副市長の定数を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)の施行に伴い、  
副市長の定数を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

## 福生市副市長の定数を定める条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、福生市の副市長の定数を定めることを目的とする。

### (定数)

第2条 副市長の定数は、1人とする。

### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

議案第 13 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)の施行に伴い、  
関係する条例の規定を整備するとともに、用語を整理したいので、当該条例  
を改正する必要がある。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例

(福生市表彰条例の一部改正)

第1条 福生市表彰条例（昭和58年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「、助役、収入役」を「、副市長」に改め、同条第2項ただし書中「基準」を「、基準」に改める。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「寄付」を「寄附」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(福生市監査委員条例の一部改正)

第2条 福生市監査委員条例（昭和46年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

(福生市職員定数条例の一部改正)

第3条 福生市職員定数条例（昭和24年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に、「雇傭」を「雇用」に改める。

(福生市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 福生市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、助役、収入役」を「、副市長」に改める。

第4条第3項中「、又は」を「又は」に、「、会長」を「会長」に改める。

(福生市税賦課徴収条例の一部改正)

第5条 福生市税賦課徴収条例（昭和30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合において、この条例による改正後の福生市表彰条例第3条第1項第2号、福生市職員定数条例第1条及び福生市特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、この条例による改正前の福生市表彰条例第3条第1項第2号、福生市職員定数条例第1条及び福生市特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の福生市表彰条例第3条第1項第2号及び福生市特別職報酬等審議会条例第1条中「助役」とあるのは「副市長」とし、改正前の福生市職員定数条例第1条中「助役」とあるのは「副市長」と、「雇傭」とあるのは「雇用」とする。
- 4 この条例による改正後の福生市表彰条例第3条の適用に当たっては、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条本文の施行期日より前の地方自治法（以下「旧法」という。）第162条又は同条を準用する旧法第168条第7項の規定により選任された助役又は収入役の在職した期間については、同条例第3条第1項第2号に規定する者として在職した期間とみなす。



議案第 14 号

福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することについて、必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

## 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「児童を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

### (対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、福生市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他市規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 に規定する里親に委託されている者

（所得の制限）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1 月から 9 月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の 10 月 1 日から 1 年間は対象者としなない。

2 前項に規定する所得の範囲及び額の計算方法は、規則で定める。

（医療証の交付）

第 5 条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第 6 条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下「当該医療費」という。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額から、当該医

療費の100分の20の額（以下「対象者負担額」という。）を控除した額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、当該法令が規定する高額療養費算定基準額から、当該高額療養費算定基準額の3分の2の額（以下「高額療養費に係る対象者負担額」という。）を控除した額（食事療養標準負担額を除く。）を助成する。

3 前2項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（対象者負担額等の支払方法）

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する対象者負担額、同条第2項に規定する高額療養費に係る対象者負担額又は入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出義務）

第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。



議案第 15 号

東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、東京都市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行に伴い、  
規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、  
本議案を提出するものである。

## 東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和 40 年 4 月 1 日東京都知事許可）  
の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し「(管理者、副管理者及び収入役)」を「(管理者、副管理者及び会計管理者)」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 組合に会計管理者を置き、管理者が任免する。

### 附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

## 議案第 16 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

### （提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行に伴い、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本議案を提出するものである。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和 43 年 2 月 29 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し「(管理者、副管理者及び収入役)」を「(管理者、副管理者及び会計管理者)」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 組合に会計管理者を置き、管理者が任免する。

#### 附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

## 議案第 17 号

### 東京市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、東京市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

### （提案理由）

消防組織法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 64 号）及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行に伴い、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本議案を提出するものである。

## 東京市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

東京市町村総合事務組合規約（昭和 63 年 4 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ア中「第 15 条の 7」を「第 24 条」に、同条第 2 号中「第 15 条の 8」を「第 25 条」に改める。

第 10 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第 4 項中「管理者、副管理者及び収入役」を「管理者及び副管理者」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 会計管理者は、管理者がこれを任免する。

第 11 条第 2 項中「吏員」を「職員」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、改正後の規約のうち会計管理者に係る規定は適用せず、改正前の規約第 10 条の規定は、なおその効力を有する。

## 議案第 18 号

### 瑞穂斎場組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、瑞穂斎場組合規約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

### （提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行に伴い、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本議案を提出するものである。

## 瑞穂斎場組合規約の一部を改正する規約

瑞穂斎場組合規約（昭和 27 年 11 月 10 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「収入役 1 人、監査委員」を「監査委員」に改める。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 組合に会計管理者を 1 人置き、管理者が任免する。

### 附 則

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限りなお従前の例により在職するものとし、改正前の第 10 条及び第 12 条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 19 号

西多摩衛生組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、西多摩衛生組合同規約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行に伴い、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第 290 条の規定により、本議案を提出するものである。

## 西多摩衛生組合規約の一部を改正する規約

西多摩衛生組合規約（昭和 43 年 3 月 16 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 を削る。

第 10 条を次のように改める。

（会計管理者）

第 10 条 組合に会計管理者 1 人を置き、管理者が任免する。

第 11 条を次のように改める。

（事務局）

第 11 条 組合に事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置き、管理者が任免する。

付 則

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限りなお従前の例により在職するものとし、第 10 条は適用しない。

議案第 20 号

平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



平成18年度 福生市一般会計補正予算（第4号）

平成18年度福生市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,430千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,977,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年 2月20日 提出

福生市長 野澤久人



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

| 款                    | 項                    | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|----------------------|----------------------|-----------|---------|-----------|
| 3 利子割交付金             |                      | 49,211    | 15,524  | 64,735    |
|                      | 1 利子割交付金             | 49,211    | 15,524  | 64,735    |
| 4 配当割交付金             |                      | 25,684    | 13,349  | 39,033    |
|                      | 1 配当割交付金             | 25,684    | 13,349  | 39,033    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金        |                      | 24,333    | 17,416  | 41,749    |
|                      | 1 株式等譲渡所得割交付金        | 24,333    | 17,416  | 41,749    |
| 6 地方消費税交付金           |                      | 660,994   | △18,142 | 642,852   |
|                      | 1 地方消費税交付金           | 660,994   | △18,142 | 642,852   |
| 7 自動車取得税交付金          |                      | 148,330   | 1,400   | 149,730   |
|                      | 1 自動車取得税交付金          | 148,330   | 1,400   | 149,730   |
| 8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 |                      | 1,374,796 | 4,840   | 1,379,636 |
|                      | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 | 1,374,796 | 4,840   | 1,379,636 |
| 10 地方交付税             |                      | 2,261,365 | 21,207  | 2,282,572 |
|                      | 1 地方交付税              | 2,261,365 | 21,207  | 2,282,572 |
| 13 使用料及び手数料          |                      | 481,545   | △7,099  | 474,446   |
|                      | 1 使 用 料              | 226,026   | △7,099  | 218,927   |
| 14 国庫支出金             |                      | 3,038,786 | △28,647 | 3,010,139 |
|                      | 1 国庫負担金              | 1,938,834 | 69,483  | 2,008,317 |
|                      | 2 国庫補助金              | 1,073,607 | △98,130 | 975,477   |
| 15 都支出金              |                      | 2,180,025 | 2,895   | 2,182,920 |
|                      | 1 都負担金               | 720,267   | 52,334  | 772,601   |
|                      | 2 都補助金               | 1,328,210 | △48,505 | 1,279,705 |
|                      | 3 委 託 金              | 131,548   | △934    | 130,614   |
| 16 財産収入              |                      | 11,402    | 31,991  | 43,393    |
|                      | 1 財産運用収入             | 11,401    | 4,993   | 16,394    |
|                      | 2 財産売払収入             | 1         | 26,998  | 26,999    |
| 17 寄 附 金             |                      | 1         | 680     | 681       |
|                      | 1 寄 附 金              | 1         | 680     | 681       |
| 18 繰 入 金             |                      | 1,150,880 | 160,000 | 1,310,880 |

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
|          | 2 基金繰入金 | 1,131,192  | 160,000 | 1,291,192  |
| 20 諸 収 入 |         | 156,748    | 4,316   | 161,064    |
|          | 5 雑 入   | 131,840    | 4,316   | 136,156    |
| 21 市 債   |         | 1,025,200  | △69,300 | 955,900    |
|          | 1 市 債   | 1,025,200  | △69,300 | 955,900    |
| 歳 入 合 計  |         | 21,827,377 | 150,430 | 21,977,807 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|----------|-------------|------------|---------|------------|
| 1 議 会 費  |             | 299,705    | △1,927  | 297,778    |
|          | 1 議 会 費     | 299,705    | △1,927  | 297,778    |
| 2 総 務 費  |             | 3,733,537  | 66,350  | 3,799,887  |
|          | 1 総務管理費     | 3,019,165  | 70,540  | 3,089,705  |
|          | 2 徴 税 費     | 375,793    | △1,563  | 374,230    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 224,589    | △1,957  | 222,632    |
|          | 4 選 挙 費     | 52,132     | △670    | 51,462     |
| 3 民 生 費  |             | 7,923,051  | 194,293 | 8,117,344  |
|          | 1 社会福祉費     | 2,847,533  | 193,738 | 3,041,271  |
|          | 2 児童福祉費     | 3,216,269  | 555     | 3,216,824  |
| 4 衛 生 費  |             | 2,524,802  | △19,300 | 2,505,502  |
|          | 1 保健衛生費     | 946,625    | △19,300 | 927,325    |
| 8 土 木 費  |             | 2,030,677  | △11,536 | 2,019,141  |
|          | 3 都市計画費     | 999,309    | △11,901 | 987,408    |
|          | 4 住 宅 費     | 95,175     | 365     | 95,540     |
| 9 消 防 費  |             | 891,092    | 1,726   | 892,818    |
|          | 1 消 防 費     | 891,092    | 1,726   | 892,818    |
| 10 教 育 費 |             | 2,771,434  | △76,017 | 2,695,417  |
|          | 1 教育総務費     | 316,908    | △4,383  | 312,525    |
|          | 2 小学校費      | 613,817    | △48,055 | 565,762    |
|          | 3 中学校費      | 336,121    | △7,231  | 328,890    |
|          | 4 学校給食費     | 318,878    | △2,478  | 316,400    |
|          | 5 社会教育費     | 706,548    | △1,691  | 704,857    |
|          | 6 保健体育費     | 479,162    | △12,179 | 466,983    |
|          |             |            |         |            |
| 12 諸支出金  |             | 190,891    | 1,733   | 192,624    |
|          | 1 基 金 費     | 190,891    | 1,733   | 192,624    |
| 13 予 備 費 |             | 49,504     | △4,892  | 44,612     |
|          | 1 予 備 費     | 49,504     | △4,892  | 44,612     |
| 歳 出 合 計  |             | 21,827,377 | 150,430 | 21,977,807 |

第2表 地方債補正  
(変 更)

| 起 債 の 目 的         | 補 正 前        |                                  |                                                                                                                  |                                                                                         |
|-------------------|--------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 限 度 額        | 起債の方法                            | 利 率                                                                                                              | 償 還 の 方 法                                                                               |
| 住 民 税 等 減 税 補 て ん | 千円<br>92,000 | 証 書 借 入<br><br>又は<br><br>証 券 発 行 | 5.0 %<br><br>以 内                                                                                                 | 借入れのときより据置を含<br>み30年以内に償還する。<br>ただし、財政その他の都合<br>により償還年限を短縮し、<br>若しくは低利に借換えする<br>ことができる。 |
| 臨 時 財 政 対 策       | 450,000      |                                  | ただし、利率<br>見直し方式<br>で借り入れ<br>る政府資金<br>及び公営企<br>業金融公庫<br>資金につい<br>て、利率の見<br>直しを行っ<br>た後におい<br>ては、当該見<br>直し後の利<br>率 |                                                                                         |
| 計                 | 1,025,200    |                                  |                                                                                                                  |                                                                                         |

| 補 正 後        |                |                |                |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 限 度 額        | 起債の方法          | 利 率            | 償 還 の 方 法      |
| 千円<br>82,700 | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ |
| 390,000      |                |                |                |
| 955,900      |                |                |                |



議案第 21 号

平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



平成18年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成18年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,547千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,567,248千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年 2月20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額     | 補 正 額    | 計         |
|-------------|-------------|-----------|----------|-----------|
| 2 国庫支出金     |             | 1,343,119 | △120,856 | 1,222,263 |
|             | 1 国庫負担金     | 1,188,924 | △123,356 | 1,065,568 |
|             | 2 国庫補助金     | 154,195   | 2,500    | 156,695   |
| 3 療養給付費等交付金 |             | 916,348   | 173,508  | 1,089,856 |
|             | 1 療養給付費等交付金 | 916,348   | 173,508  | 1,089,856 |
| 4 都支出金      |             | 268,342   | 895      | 269,237   |
|             | 2 都補助金      | 244,619   | 895      | 245,514   |
| 5 共同事業交付金   |             | 317,261   | △18,340  | 298,921   |
|             | 1 共同事業交付金   | 317,261   | △18,340  | 298,921   |
| 6 繰入金       |             | 648,544   | 204,340  | 852,884   |
|             | 1 他会計繰入金    | 648,544   | 204,340  | 852,884   |
| 歳 入 合 計     |             | 5,327,701 | 239,547  | 5,567,248 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項                | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 1 総 務 費 |                  | 18,922    | 4,200   | 23,122    |
|         | 1 総務管理費          | 18,922    | 4,200   | 23,122    |
| 2 保険給付費 |                  | 3,403,961 | 225,790 | 3,629,751 |
|         | 1 療養諸費           | 3,086,736 | 210,926 | 3,297,662 |
|         | 2 高額療養費          | 244,554   | 13,786  | 258,340   |
|         | 5 葬 祭 費          | 11,110    | 500     | 11,610    |
|         | 6 結核・精神医療給<br>付金 | 2,461     | 578     | 3,039     |
| 6 保健事業費 |                  | 5,252     | 5,264   | 10,516    |
|         | 1 保健事業費          | 5,252     | 5,264   | 10,516    |
| 8 諸支出金  |                  | 7,303     | 1,293   | 8,596     |
|         | 1 償還金及び還付金       | 4,303     | 1,293   | 5,596     |
| 9 予 備 費 |                  | 914       | 3,000   | 3,914     |
|         | 1 予 備 費          | 914       | 3,000   | 3,914     |
| 歳 出 合 計 |                  | 5,327,701 | 239,547 | 5,567,248 |



議案第 22 号

平成 18 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



平成18年度 福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成18年度福生市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,680千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,632,971千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、  
「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成19年 2月20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 2 国庫支出金 |         | 605,110   | △31,537 | 573,573   |
|         | 1 国庫負担金 | 490,025   | △21,300 | 468,725   |
|         | 2 国庫補助金 | 115,085   | △10,237 | 104,848   |
| 4 都支出金  |         | 315,173   | 21,300  | 336,473   |
|         | 1 都負担金  | 306,265   | 21,300  | 327,565   |
| 6 繰入金   |         | 352,478   | 11,917  | 364,395   |
|         | 2 基金繰入金 | 0         | 11,917  | 11,917    |
| 歳入合計    |         | 2,631,291 | 1,680   | 2,632,971 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 1 総 務 費 |         | 35,199    | 1,848 | 37,047    |
|         | 1 総務管理費 | 7,947     | 1,848 | 9,795     |
| 8 予 備 費 |         | 2,000     | △168  | 1,832     |
|         | 1 予 備 費 | 2,000     | △168  | 1,832     |
| 歳 出 合 計 |         | 2,631,291 | 1,680 | 2,632,971 |

第2表 繰越明許費

| 款     | 項       | 事業名      | 金額          |
|-------|---------|----------|-------------|
| 1 総務費 | 1 総務管理費 | システム改良委託 | 千円<br>1,890 |

第3表 地方債補正

(変更)

| 起債の目的  | 補正前          |       |    |                              |
|--------|--------------|-------|----|------------------------------|
|        | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法                        |
| 介護保険事業 | 千円<br>11,500 | 証書借入  | 0% | 平成21年度から平成23年度の3年間で均等割で償還する。 |
| 計      | 11,500       |       |    |                              |

| 補 正 後                    |                        |                        |                                                                                 |
|--------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 限 度 額                    | 起債の方法                  | 利 率                    | 償還の方法                                                                           |
| 千円<br><br>補 正 前<br>と 同 じ | <br><br>補 正 前<br>と 同 じ | <br><br>補 正 前<br>と 同 じ | 平成21年度から平成<br>23年度の3年間で均<br>等割で償還する。<br>ただし、財政その他の都<br>合により償還年限を短<br>縮することができる。 |
| <br><br>補 正 前<br>と 同 じ   |                        |                        |                                                                                 |



議案第 23 号

平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



平成18年度 福生市下水道事業会計補正予算（第3号）

平成18年度福生市の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,997千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,188,721千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年 2月20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款       | 項        | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|----------|-----------|---------|-----------|
| 3 国庫支出金 |          | 14,539    | △2,288  | 12,251    |
|         | 1 国庫負担金  | 13,864    | △2,288  | 11,576    |
| 5 繰入金   |          | 620,000   | △10,000 | 610,000   |
|         | 1 他会計繰入金 | 620,000   | △10,000 | 610,000   |
| 7 諸収入   |          | 23,665    | △1,209  | 22,456    |
|         | 3 雑入     | 23,663    | △1,209  | 22,454    |
| 8 市債    |          | 474,400   | △39,500 | 434,900   |
|         | 1 市債     | 474,400   | △39,500 | 434,900   |
| 歳入合計    |          | 2,241,718 | △52,997 | 2,188,721 |

## 2 歳 出

(単位 : 千円)

| 款       | 項        | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------|----------|-----------|---------|-----------|
| 1 総 務 費 |          | 584,301   | △8,215  | 576,086   |
|         | 1 総務管理費  | 584,301   | △8,215  | 576,086   |
| 2 事 業 費 |          | 211,098   | △37,168 | 173,930   |
|         | 1 下水道整備費 | 211,098   | △37,168 | 173,930   |
| 4 予 備 費 |          | 21,735    | △7,614  | 14,121    |
|         | 1 予 備 費  | 21,735    | △7,614  | 14,121    |
| 歳 出 合 計 |          | 2,241,718 | △52,997 | 2,188,721 |

第2表 地方債補正

(変 更)

| 起 債 の 目 的     | 補 正 前         |                                  |                                                                                                                                          |                                                                                                 |
|---------------|---------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 限 度 額         | 起債の方法                            | 利 率                                                                                                                                      | 償 還 の 方 法                                                                                       |
| 公 共 下 水 道 事 業 | 千円<br>104,100 | 証 書 借 入<br><br>又は<br><br>証 券 発 行 | 5.0 %<br><br>以 内<br><br>ただし、利率<br>見直し方式<br>で借り入れ<br>る政府資金<br>及び公営企<br>業金融公庫<br>資金につい<br>て、利率の見<br>直しを行っ<br>た後におい<br>ては、当該見<br>直し後の利<br>率 | 借入れのときより据置を含<br>み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合<br>により償還年限を短縮し、<br><br>若しくは低利に借換えする<br>ことができる。 |
| 流 域 下 水 道 事 業 | 78,200        |                                  |                                                                                                                                          |                                                                                                 |
| 計             | 474,400       |                                  |                                                                                                                                          |                                                                                                 |

| 補 正 後        |                |                |                |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 限 度 額        | 起債の方法          | 利 率            | 償還の方法          |
| 千円<br>60,800 | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ | 補 正 前<br>と 同 じ |
| 82,000       |                |                |                |
| 434,900      |                |                |                |



議案第 24 号

平成 18 年度福生市受託水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



平成18年度 福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）

平成18年度福生市の受託水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,408千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ409,454千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年 2月20日 提出

福生市長 野澤久人

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款          | 項         | 補正前の額   | 補 正 額   | 計       |
|------------|-----------|---------|---------|---------|
| 1 受託水道事業収入 |           | 419,862 | △10,408 | 409,454 |
|            | 1 都受託事業収入 | 419,862 | △10,408 | 409,454 |
| 歳 入 合 計    |           | 419,862 | △10,408 | 409,454 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款         | 項       | 補正前の額   | 補 正 額   | 計       |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 受託水道事業費 |         | 419,862 | △10,408 | 409,454 |
|           | 1 水道管理費 | 321,277 | △10,408 | 310,869 |
| 歳 出 合 計   |         | 419,862 | △10,408 | 409,454 |



議案第 25 号

平成 19 年度福生市一般会計予算

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

## 平成19年度 福生市一般会計予算

平成19年度福生市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,583,000 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の

方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における

同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年 2月 20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款                    | 項                    | 金 額       |
|----------------------|----------------------|-----------|
| 1 市 税                |                      | 8,499,458 |
|                      | 1 市 民 税              | 4,268,113 |
|                      | 2 固定資産税              | 3,146,067 |
|                      | 3 軽自動車税              | 53,689    |
|                      | 4 市たばこ税              | 408,264   |
|                      | 5 都市計画税              | 623,325   |
| 2 地方譲与税              |                      | 129,168   |
|                      | 1 自動車重量譲与税           | 95,086    |
|                      | 2 地方道路譲与税            | 34,082    |
| 3 利子割交付金             |                      | 65,033    |
|                      | 1 利子割交付金             | 65,033    |
| 4 配当割交付金             |                      | 37,757    |
|                      | 1 配当割交付金             | 37,757    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金        |                      | 42,125    |
|                      | 1 株式等譲渡所得割交付金        | 42,125    |
| 6 地方消費税交付金           |                      | 626,162   |
|                      | 1 地方消費税交付金           | 626,162   |
| 7 自動車取得税交付金          |                      | 157,547   |
|                      | 1 自動車取得税交付金          | 157,547   |
| 8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 |                      | 1,407,210 |
|                      | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等 | 1,407,210 |
| 9 地方特例交付金            |                      | 83,590    |
|                      | 1 地方特例交付金            | 27,390    |
|                      | 2 特別交付金              | 56,200    |
| 10 地方交付税             |                      | 2,203,000 |
|                      | 1 地方交付税              | 2,203,000 |
| 11 交通安全対策特別交付金       |                      | 16,500    |
|                      | 1 交通安全対策特別交付金        | 16,500    |
| 12 分担金及び負担金          |                      | 245,681   |
|                      | 1 負 担 金              | 245,681   |

(単位：千円)

| 款           | 項             | 金 額        |
|-------------|---------------|------------|
| 13 使用料及び手数料 |               | 479,688    |
|             | 1 使用料         | 232,525    |
|             | 2 手数料         | 247,163    |
| 14 国庫支出金    |               | 3,206,201  |
|             | 1 国庫負担金       | 1,958,418  |
|             | 2 国庫補助金       | 1,222,471  |
|             | 3 委託金         | 25,312     |
| 15 都支出金     |               | 2,320,040  |
|             | 1 都負担金        | 831,426    |
|             | 2 都補助金        | 1,289,079  |
|             | 3 委託金         | 199,535    |
| 16 財産収入     |               | 105,130    |
|             | 1 財産運用収入      | 23,424     |
|             | 2 財産売払収入      | 81,706     |
| 17 寄附金      |               | 1          |
|             | 1 寄附金         | 1          |
| 18 繰入金      |               | 1,932,114  |
|             | 1 特別会計繰入金     | 8,743      |
|             | 2 基金繰入金       | 1,923,371  |
| 19 繰越金      |               | 100,000    |
|             | 1 繰越金         | 100,000    |
| 20 諸収入      |               | 186,695    |
|             | 1 延滞金、加算金及び過料 | 6,000      |
|             | 2 市預金利子       | 359        |
|             | 3 貸付金元利収入     | 7,000      |
|             | 4 受託事業収入      | 4,471      |
|             | 5 雑入          | 168,865    |
| 21 市債       |               | 739,900    |
|             | 1 市債          | 739,900    |
|             |               |            |
| 歳 入 合 計     |               | 22,583,000 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款        | 項           | 金 額       |
|----------|-------------|-----------|
| 1 議 会 費  |             | 285,113   |
|          | 1 議 会 費     | 285,113   |
| 2 総 務 費  |             | 4,488,125 |
|          | 1 総務管理費     | 3,716,438 |
|          | 2 徴 税 費     | 367,157   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 233,558   |
|          | 4 選 挙 費     | 109,429   |
|          | 5 統計調査費     | 25,617    |
|          | 6 監査委員費     | 35,926    |
| 3 民 生 費  |             | 7,943,738 |
|          | 1 社会福祉費     | 2,895,624 |
|          | 2 児童福祉費     | 3,341,596 |
|          | 3 生活保護費     | 1,706,187 |
|          | 4 災害救助費     | 331       |
| 4 衛 生 費  |             | 2,546,652 |
|          | 1 保健衛生費     | 913,388   |
|          | 2 清 掃 費     | 1,633,264 |
| 5 労 働 費  |             | 104       |
|          | 1 失業対策費     | 4         |
|          | 2 労働諸費      | 100       |
| 6 農林水産業費 |             | 58,360    |
|          | 1 農 業 費     | 58,360    |
| 7 商 工 費  |             | 99,510    |
|          | 1 商 工 費     | 99,510    |
| 8 土 木 費  |             | 2,257,049 |
|          | 1 土木管理費     | 46,796    |
|          | 2 道路橋りょう費   | 1,167,792 |
|          | 3 都市計画費     | 932,958   |
|          | 4 住 宅 費     | 109,503   |
| 9 消 防 費  |             | 961,937   |
|          | 1 消 防 費     | 961,937   |

(単位：千円)

| 款        | 項       | 金 額        |
|----------|---------|------------|
| 10 教 育 費 |         | 2,600,815  |
|          | 1 教育総務費 | 302,181    |
|          | 2 小学校費  | 599,539    |
|          | 3 中学校費  | 297,867    |
|          | 4 学校給食費 | 293,044    |
|          | 5 社会教育費 | 707,735    |
|          | 6 保健体育費 | 400,449    |
| 11 公 債 費 |         | 1,291,679  |
|          | 1 公 債 費 | 1,291,679  |
| 12 諸支出金  |         | 4,890      |
|          | 1 基 金 費 | 4,890      |
| 13 予 備 費 |         | 45,028     |
|          | 1 予 備 費 | 45,028     |
|          |         |            |
| 歳 出      | 合 計     | 22,583,000 |

第2表 債務負担行為

| 事 項          | 期 間           | 限 度 額         |
|--------------|---------------|---------------|
| 防災行政無線施設改良事業 | 平成19年度～平成20年度 | 千円<br>250,167 |

第3表 地方債

| 起 債 の 目 的     | 限 度 額         | 起債の方法                            | 利 率                                                                                                    | 償 還 の 方 法                                                                                   |
|---------------|---------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新 庁 舎 建 設 事 業 | 千円<br>162,200 | 証 書 借 入<br><br>又は<br><br>証 券 発 行 | 5.0 %<br><br>以 内<br><br>ただし、利率<br>見直し方式<br>で借り入れ<br>る場合、利率<br>の見直しを<br>行った後<br>においては、当<br>該見直し後<br>の利率 | 借入れのときより据置を含<br>み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合<br>により償還年限を短縮し、<br>若しくは低利に借換えする<br>ことができる。 |
| 拝島駅自由通路整備事業   | 268,000       |                                  |                                                                                                        |                                                                                             |
| 防災行政無線施設改良事業  | 9,700         |                                  |                                                                                                        |                                                                                             |
| 臨 時 財 政 対 策   | 300,000       |                                  |                                                                                                        |                                                                                             |
| 計             | 739,900       |                                  |                                                                                                        |                                                                                             |

議案第 26 号

平成 19 年度福生市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成19年度 福生市国民健康保険特別会計予算

平成19年度福生市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,593,585 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の  
各項の間の流用

平成19年 2月 20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

## 第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

| 款           | 項             | 金 額       |
|-------------|---------------|-----------|
| 1 国民健康保険税   |               | 1,705,967 |
|             | 1 国民健康保険税     | 1,705,967 |
| 2 国庫支出金     |               | 1,339,201 |
|             | 1 国庫負担金       | 1,184,779 |
|             | 2 国庫補助金       | 154,422   |
| 3 療養給付費等交付金 |               | 1,025,664 |
|             | 1 療養給付費等交付金   | 1,025,664 |
| 4 都支出金      |               | 279,936   |
|             | 1 都負担金        | 24,259    |
|             | 2 都補助金        | 255,677   |
| 5 共同事業交付金   |               | 561,489   |
|             | 1 共同事業交付金     | 561,489   |
| 6 繰入金       |               | 635,447   |
|             | 1 他会計繰入金      | 635,447   |
| 7 繰越金       |               | 40,000    |
|             | 1 繰越金         | 40,000    |
| 8 諸収入       |               | 5,881     |
|             | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2,030     |
|             | 2 預金利子        | 49        |
|             | 3 雑入          | 3,802     |
|             |               |           |
| 歳 入 合 計     |               | 5,593,585 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款          | 項            | 金 額       |
|------------|--------------|-----------|
| 1 総 務 費    |              | 26,394    |
|            | 1 総務管理費      | 26,394    |
| 2 保険給付費    |              | 3,569,951 |
|            | 1 療養諸費       | 3,219,357 |
|            | 2 高額療養費      | 269,898   |
|            | 3 移 送 費      | 600       |
|            | 4 出産育児諸費     | 63,000    |
|            | 5 葬 祭 費      | 13,850    |
|            | 6 結核・精神医療給付金 | 3,246     |
| 3 老人保健拠出金  |              | 978,076   |
|            | 1 老人保健拠出金    | 978,076   |
| 4 介護給付費納付金 |              | 366,776   |
|            | 1 介護給付費納付金   | 366,776   |
| 5 共同事業拠出金  |              | 610,484   |
|            | 1 共同事業拠出金    | 610,484   |
| 6 保健事業費    |              | 18,401    |
|            | 1 保健事業費      | 18,401    |
| 7 公 債 費    |              | 268       |
|            | 1 公 債 費      | 268       |
| 8 諸支出金     |              | 13,044    |
|            | 1 償還金及び還付金   | 4,303     |
|            | 2 他会計繰出金     | 8,741     |
| 9 予 備 費    |              | 10,191    |
|            | 1 予 備 費      | 10,191    |
|            |              |           |
| 歳 出        | 合 計          | 5,593,585 |



議案第 27 号

平成 19 年度福生市老人保健医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成19年度 福生市老人保健医療特別会計予算

平成19年度福生市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,018,826 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年 2月 20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

## 第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]





議案第 28 号

平成 19 年度福生市介護保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成19年度 福生市介護保険特別会計予算

平成19年度福生市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,643,772 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 介護給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の  
各項の間の流用

平成19年 2月 20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款         | 項             | 金 額         |
|-----------|---------------|-------------|
| 1 介護保険料   |               | 558, 596    |
|           | 1 介護保険料       | 558, 596    |
| 2 国庫支出金   |               | 558, 282    |
|           | 1 国庫負担金       | 438, 611    |
|           | 2 国庫補助金       | 119, 671    |
| 3 支払基金交付金 |               | 783, 243    |
|           | 1 支払基金交付金     | 783, 243    |
| 4 都支出金    |               | 386, 124    |
|           | 1 都負担金        | 376, 017    |
|           | 2 財政安定化基金交付金  | 1           |
|           | 3 都補助金        | 10, 106     |
| 5 財産収入    |               | 1           |
|           | 1 財産運用収入      | 1           |
| 6 繰入金     |               | 357, 380    |
|           | 1 一般会計繰入金     | 357, 380    |
| 7 繰越金     |               | 1           |
|           | 1 繰越金         | 1           |
| 8 諸収入     |               | 145         |
|           | 1 延滞金、加算金及び過料 | 10          |
|           | 2 預金利子        | 132         |
|           | 3 雑入          | 3           |
| 歳 入 合 計   |               | 2, 643, 772 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款            | 項               | 金 額       |
|--------------|-----------------|-----------|
| 1 総 務 費      |                 | 31,962    |
|              | 1 総務管理費         | 5,680     |
|              | 2 賦課徴収費         | 2,467     |
|              | 3 認定審査会費        | 23,815    |
| 2 介護給付費      |                 | 2,506,567 |
|              | 1 介護サービス等諸費     | 2,345,206 |
|              | 2 高額介護サービス費     | 45,360    |
|              | 3 特定入所者介護サービス等費 | 116,001   |
| 3 地域支援事業費    |                 | 57,573    |
|              | 1 介護予防事業費       | 20,026    |
|              | 2 包括的支援事業・任意事業費 | 37,547    |
| 4 財政安定化基金拠出金 |                 | 731       |
|              | 1 財政安定化基金拠出金    | 731       |
| 5 基金積立金      |                 | 1         |
|              | 1 基金積立金         | 1         |
| 6 公 債 費      |                 | 44,634    |
|              | 1 公 債 費         | 134       |
|              | 2 財政安定化基金償還金    | 44,500    |
| 7 諸支出金       |                 | 304       |
|              | 1 償還金及び還付金      | 303       |
|              | 2 他会計繰出金        | 1         |
| 8 予 備 費      |                 | 2,000     |
|              | 1 予 備 費         | 2,000     |
|              |                 |           |
| 歳 出          | 合 計             | 2,643,772 |



議案第 29 号

平成 19 年度福生市下水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



## 平成19年度 福生市下水道事業会計予算

平成19年度福生市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,872,630 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第230条第1項の規定により起こすことができる

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と

定める。

平成19年 2月 20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

| 款          | 項             | 金 額       |
|------------|---------------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 |               | 12,327    |
|            | 1 負 担 金       | 12,327    |
| 2 使用料及び手数料 |               | 1,019,456 |
|            | 1 使 用 料       | 1,019,456 |
| 3 国庫支出金    |               | 15,219    |
|            | 1 国庫負担金       | 14,589    |
|            | 2 国庫補助金       | 630       |
| 4 財産収入     |               | 1         |
|            | 1 財産売払収入      | 1         |
| 5 繰入金      |               | 620,000   |
|            | 1 他会計繰入金      | 620,000   |
| 6 繰越金      |               | 30,000    |
|            | 1 繰越金         | 30,000    |
| 7 諸収入      |               | 20,227    |
|            | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1         |
|            | 2 預金利子        | 1         |
|            | 3 雑 入         | 20,225    |
| 8 市 債      |               | 155,400   |
|            | 1 市 債         | 155,400   |
| 歳 入 合 計    |               | 1,872,630 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項        | 金 額       |
|---------|----------|-----------|
| 1 総務費   |          | 564,673   |
|         | 1 総務管理費  | 564,673   |
| 2 事業費   |          | 185,216   |
|         | 1 下水道整備費 | 185,216   |
| 3 公債費   |          | 1,105,320 |
|         | 1 公債費    | 1,105,320 |
| 4 予備費   |          | 17,421    |
|         | 1 予備費    | 17,421    |
| 歳 出 合 計 |          | 1,872,630 |

第2表 地方債

| 起債の目的   | 限度額           | 起債の方法                      | 利率                                                                                                    | 償還の方法                                                                                       |
|---------|---------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共下水道事業 | 千円<br>110,200 | 証書借入<br><br>又は<br><br>証券発行 | 5.0 %<br><br>以内<br><br>ただし、利率<br>見直し方式<br>で借り入れ<br>る場合、利率<br>の見直しを<br>行った後に<br>おいては、当<br>該見直し後<br>の利率 | 借入れのときより据置を含<br>み30年以内に償還する。<br><br>ただし、財政その他の都合<br>により償還年限を短縮し、<br>若しくは低利に借換えする<br>ことができる。 |
| 流域下水道事業 | 45,200        |                            |                                                                                                       |                                                                                             |
| 計       | 155,400       |                            |                                                                                                       |                                                                                             |

議案第 30 号

平成 19 年度福生市受託水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人



平成19年度 福生市受託水道事業会計予算

平成19年度福生市の受託水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 466,836 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年 2月 20日 提出

福生市長 野 澤 久 人

1 歳 入

[illegible]

(単位：千円)

—173—



## 議案第 31 号

### 不動産の譲与について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

福生市長 野 澤 久 人

### 不動産の譲与について

次のとおり建物を譲与する。

#### 1 譲与する建物

- (1) 所在地 福生市南田園一丁目 4 番 12
- (2) 名称 つくし保育園園舎
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
- (4) 延べ床面積 313.81 平方メートル

#### 2 譲与の相手方

八王子市左入町 373 番地 1

社会福祉法人清心福祉会 理事長 青木訓行

#### 3 譲与の目的

つくし保育園の民設民営化に伴い、保育園園舎について社会福祉法人清心福祉会へ譲与する。

#### (提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、本案を提出する必要がある。



写

福総文発第 129 号

平成 19 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 19 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名           | 氏 名     |
|---------------|---------|
| 助 役           | 高 橋 保 雄 |
| 収 入 役         | 並 木 茂   |
| 企 画 財 政 部 長   | 野 崎 隆 晴 |
| 総 務 部 長       | 田 辺 恒 久 |
| 総 務 部 参 事     | 田 中 益 雄 |
| 市 民 部 長       | 石 川 弘   |
| 生 活 環 境 部 長   | 吉 沢 英 治 |
| 福 祉 部 長       | 星 野 恭一郎 |
| 都 市 建 設 部 長   | 清 水 喜久夫 |
| 企画財政部企画調整課長   | 野 島 保 代 |
| 企画財政部財政課長     | 大 越 英 世 |
| 企画財政部秘書広報課長   | 福 島 秀 男 |
| 企 画 財 政 部 主 幹 | 渡 辺 良 郎 |

|               |         |
|---------------|---------|
| 企画財政部情報システム課長 | 田 村 博 敏 |
| 総務部総務課長       | 村 野 光 治 |
| 総務部文書職員課長     | 坂 本 勝 久 |
| 市民部市民課長       | 島 田 兼 男 |
| 市民部課税課長       | 岡 野 康 弘 |
| 市民部収納課長       | 薄 田 道 夫 |
| 市民部保険年金課長     | 田 中 実   |
| 生活環境部地域振興課長   | 森 田 秀 司 |
| 生活環境部環境課長     | 土 井 真   |
| 生活環境部協働推進課長   | 宮 田 満   |
| 福祉部社会福祉課長     | 羽 生 潤 子 |
| 福祉部介護福祉課長     | 古 谷 久 雄 |
| 福祉部保育課長       | 西 湖 均   |
| 福祉部子育て支援課長    | 町 田 正 春 |
| 福祉部健康管理課長     | 板 垣 俊 和 |
| 都市建設部都市計画課長   | 小 峯 勝   |
| 都市建設部地域整備課長   | 山 崎 勇   |
| 都市建設部土木課長     | 滝 島 肇   |
| 都市建設部水道事務所長   | 荒 井 公 雄 |
| 会計課長          | 小 林 重 雄 |
| 市民会館長         | 坂 本 幸 雄 |

福教庶発第 123 号

平成 19 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市教育委員会委員長 清 水 希 益 岡

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 19 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名             | 氏 名     |
|-----------------|---------|
| 教 育 長           | 宮 城 眞 一 |
| 教 育 次 長         | 吉 野 栄 喜 |
| 参 事             | 嶋 崎 政 男 |
| 庶 務 課 長         | 古 谷 光 好 |
| 指 導 室 長         | 嶋 崎 政 男 |
| 主 務 取 扱 幹       | 中 澤 正 人 |
| 学 校 給 食 課 長     | 中 村 守 一 |
| 社 会 教 育 課 長     | 戸 室 幸 治 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 野 方 孝   |
| 公 民 館 長         | 坂 本 幸 雄 |
| 図 書 館 長         | 森 田 秀 敏 |



写

福農委発第 36 号

平成 19 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市農業委員会会長 野 崎 博 嗣

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 19 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名         | 氏 名     |
|-------------|---------|
| 生 活 環 境 部 長 | 吉 沢 英 治 |
| 生活環境部地域振興課長 | 森 田 秀 司 |



②

福 選 発 第 31 号

平成 19 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市選挙管理委員会

委員長 樋 口 拓 行 氏

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 19 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 山 崎 典 雄 |



⑤

福 監 発 第 53 号

平成 19 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市代表監査委員 沖 倉 強 固

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 19 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職 名     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 伊 藤 章 一 |

②

福固審発第7号

平成19年1月4日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森田展州 閣下

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第121条の規定により、次の者を平成19年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

| 職名        | 氏名   |
|-----------|------|
| 総務部長      | 田辺恒久 |
| 総務部文書職員課長 | 坂本勝久 |



福 議 発 第 196 号  
平成 19 年 2 月 8 日

様

福生市議会議長  
石 川 和 夫

議案説明員の出席要求について

平成19年第1回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

1 期 日          平成19年2月20日（火）

2 場 所          福生市議会議場



⑤

福 監 発 第 5 2 号

平成 1 9 年 1 月 4 日

福生市長 野 澤 久 人 様

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 今 林 昌 茂

平成 1 8 年 1 1 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 1 2 月 2 1 日 (木)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 8 年 1 1 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1 1 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 1 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 18 年 11 月分

平成 18 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本月末現在高          |
|----------|------------------|---------------|----------------|------|-----------------|
|          |                  | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額       | 執行率  |                 |
| 一 般 会 計  | 千円<br>22,000,948 | 1,412,886,117 | 10,683,571,271 | 48.6 | 運 890,000,000   |
|          |                  | 1,008,621,986 | 11,585,234,034 | 52.7 | △901,662,763    |
| 国 保 会 計  | 5,327,701        | 671,785,972   | 3,071,207,237  | 57.6 | 運 220,000,000   |
|          |                  | 500,912,149   | 3,215,135,940  | 60.3 | △143,928,703    |
| 老人保健医療会計 | 3,235,762        | 240,394,950   | 1,846,233,707  | 57.1 | 11,977,698      |
|          |                  | 249,592,077   | 1,834,256,009  | 56.7 |                 |
| 下水道事業会計  | 2,225,118        | 61,699,546    | 1,296,416,748  | 58.3 | 79,461,018      |
|          |                  | 36,137,392    | 1,216,955,730  | 54.7 |                 |
| 介護保険会計   | 2,631,291        | 235,863,600   | 1,526,251,964  | 58.0 | 76,347,877      |
|          |                  | 203,905,680   | 1,449,904,087  | 55.1 |                 |
| 受託水道事業会計 | 419,862          | 10,224,000    | 210,187,610    | 50.1 | 72,958,804      |
|          |                  | 13,848,177    | 137,228,806    | 32.7 |                 |
| 合 計      | 35,840,682       | 2,632,854,185 | 18,633,868,537 | 52.0 | 運 1,110,000,000 |
|          |                  | 2,013,017,461 | 19,438,714,606 | 54.2 | △804,846,069    |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 98,316,797  | 283,443,775 | 313,867,895 | 67,892,677  |
| 都 税     | 97,002,923  | 135,168,455 | 97,002,923  | 135,168,455 |
| 合 計     | 195,319,720 | 418,612,230 | 410,870,818 | 203,061,132 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高                           | 本月中収入額                     | 本月中支出額                     | 本月末現在高                           |
|-----------------------|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 退職手当特別負担金準備基金         | 116,454,586                      | 0                          | 0                          | 116,454,586                      |
| 庁舎建設基金                | 2,336,328,422                    | 0                          | 0                          | 2,336,328,422                    |
| 都市施設整備基金              | 1,351,388,054                    | 0                          | 貸 5,487,826                | 1,345,900,228                    |
| 育 英 基 金               | 15,350,000                       | 0                          | 0                          | 15,350,000                       |
| 市営住宅等管理基金             | 352,158,079                      | 0                          | 0                          | 352,158,079                      |
| 財政調整基金                | 運△1,600,000,000<br>1,662,922,102 | 戻 810,000,000<br>0         | 運 320,000,000<br>0         | 運△1,110,000,000<br>1,662,922,102 |
| 学校施設等整備基金             | 1,949,212,913                    | 0                          | 0                          | 1,949,212,913                    |
| ふるさと人づくりまちづくり基金       | 413,782,023                      | 0                          | 0                          | 413,782,023                      |
| 介護給付費準備基金             | 11,917,532                       | 0                          | 0                          | 11,917,532                       |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000                        | 0                          | 0                          | 2,000,000                        |
| 国保高額療養費等資金貸付基金        | 5,720,000                        | 返 1,738,663                | 貸 2,018,663                | 5,440,000                        |
| 合 計                   | 運△1,600,000,000<br>8,217,233,711 | 戻 810,000,000<br>1,738,663 | 運 320,000,000<br>7,506,489 | 運△1,110,000,000<br>8,211,465,885 |

・ 運は運用金      ・ 返は返済金      ・ 貸は貸付金      ・ 戻は戻入金



⑤

福 監 発 第 5 5 号  
平成 1 9 年 2 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議員  
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 今 林 昌 茂

平成 1 8 年 1 2 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 1 月 3 0 日 (火)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 8 年 1 2 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1 2 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 2 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 18 年 12 月分

平成 18 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位: 円・%)

| 会 計 名    | 予算現額<br>千円 | 本 月 中 歳 入 額   | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本 月 末 現 在 高     |
|----------|------------|---------------|----------------|------|-----------------|
|          |            | 本 月 中 歳 出 額   | 本月末歳出累計額       | 執行率  |                 |
| 一 般 会 計  | 21,827,377 | 1,103,333,157 | 11,786,904,428 | 54.0 | 運 1,620,000,000 |
|          |            | 1,839,367,421 | 13,424,601,455 | 61.5 | △1,637,697,027  |
| 国 保 会 計  | 5,327,701  | 461,026,741   | 3,532,233,978  | 66.3 | 運 180,000,000   |
|          |            | 467,377,197   | 3,682,513,137  | 69.1 | △150,279,159    |
| 老人保健医療会計 | 3,235,762  | 272,104,951   | 2,118,338,658  | 65.5 | 19,835,723      |
|          |            | 264,246,926   | 2,098,502,935  | 64.9 |                 |
| 下水道事業会計  | 2,241,718  | 136,809,645   | 1,433,226,393  | 63.9 | 200,616,132     |
|          |            | 15,654,531    | 1,232,610,261  | 55.0 |                 |
| 介護保険会計   | 2,631,291  | 215,636,450   | 1,741,888,414  | 66.2 | 41,742,354      |
|          |            | 250,241,973   | 1,700,146,060  | 64.6 |                 |
| 受託水道事業会計 | 419,862    | 27,225,000    | 237,412,610    | 56.5 | 40,121,709      |
|          |            | 60,062,095    | 197,290,901    | 47.0 |                 |
| 合 計      | 35,683,711 | 2,216,135,944 | 20,850,004,481 | 58.4 | 運 1,800,000,000 |
|          |            | 2,896,950,143 | 22,335,664,749 | 62.6 | △1,485,660,268  |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位: 円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 67,892,677  | 401,946,565 | 384,297,559 | 85,541,683  |
| 都 税     | 135,168,455 | 76,096,746  | 135,168,455 | 76,096,746  |
| 合 計     | 203,061,132 | 478,043,311 | 519,466,014 | 161,638,429 |

## 3 基金の状況

(単位: 円)

| 区 分                   | 前月末現在高                           | 本月中収入額                    | 本月中支出額                     | 本月末現在高                           |
|-----------------------|----------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 退職手当特別<br>負担金準備基金     | 116,454,586                      | 0                         | 0                          | 116,454,586                      |
| 庁舎建設基金                | 2,336,328,422                    | 0                         | 0                          | 2,336,328,422                    |
| 都市施設整備基金              | 1,345,900,228                    | 0                         | 運 140,000,000<br>0         | 運△140,000,000<br>1,345,900,228   |
| 育 英 基 金               | 15,350,000                       | 0                         | 0                          | 15,350,000                       |
| 市営住宅等管理基金             | 352,158,079                      | 0                         | 0                          | 352,158,079                      |
| 財 政 調 整 基 金           | 運△1,110,000,000<br>1,662,922,102 | 戻 70,000,000<br>0         | 運 620,000,000<br>0         | 運△1,660,000,000<br>1,662,922,102 |
| 学校施設等整備基金             | 1,949,212,913                    | 0                         | 0                          | 1,949,212,913                    |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金   | 413,782,023                      | 0                         | 0                          | 413,782,023                      |
| 介護給付費準備基金             | 11,917,532                       | 0                         | 0                          | 11,917,532                       |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000                        | 0                         | 0                          | 2,000,000                        |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金    | 5,440,000                        | 返 2,560,989               | 貸 2,560,989                | 5,440,000                        |
| 合 計                   | 運△1,110,000,000<br>8,211,465,885 | 戻 70,000,000<br>2,560,989 | 運 760,000,000<br>2,560,989 | 運△1,800,000,000<br>8,211,465,885 |

・ 運は運用金    ・ 返は返済金    ・ 貸は貸付金    ・ 戻は戻入金



## 給与構造改革と給与の適正化資料

(議案第4号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係資料)

### (1) 第4条第1項及び第12条(特殊勤務手当)

・特殊勤務手当の廃止 平成19年4月1日

現在ある12手当を、社会情勢の変化、支給実績または、危険性・不健康性について検討したところ、著しい特殊性があるとは認め難いため全廃する。

### (2) 第6条第3項から第8項(新たな昇給制度)

① 昇給時期を年1回、原則として4月1日とする。

② 新給料表(4分割表)の導入 平成19年4月1日

現行の号給の昇給幅を4分割し、能力・業績・意欲の評価によりきめ細かく昇給に反映できる仕組みとする。

行政職給料表(一) 1級部分の抜粋

(現 行)

| 職務の級<br>号 給 | 1 級<br>給料月額 |
|-------------|-------------|
| 1           |             |
| 2           |             |
| 3           |             |
| 4           | 138,300     |
| 5           | 142,700     |
| 6           | 147,100     |

(改正後)

| 職務の級<br>号 給 | 1 級<br>給料月額 |
|-------------|-------------|
| 1           | 138,300     |
| 2           | 139,400     |
| 3           | 140,500     |
| 4           | 141,600     |
| 5           | 142,700     |
| 6           | 143,800     |
| 7           | 144,900     |

③ 昇給方法は昇給なしから6号給までの範囲とする。 平成20年4月1日

| 昇 給 幅 | 前年度末年齢<br>55歳未満の者 | 6号  | 5号  | 4号  | 3号   | 2号 | 1号 | 昇給なし |
|-------|-------------------|-----|-----|-----|------|----|----|------|
|       | 前年度末年齢<br>55歳以上の者 | 3号  | 2号  | 1号  | 昇給なし |    |    |      |
| 勤務成績  | 昇給区分              | 最上位 | 上 位 | 標 準 | 下 位  |    |    |      |

- ④ 55歳昇給停止措置の廃止 平成20年4月1日  
能力・業績をより一層反映した給与制度への転換を図る新たな昇給制度  
の元では、高齢層においても勤務実績の評価を適切に反映させる。

- ⑤ 枠外昇給の廃止 平成19年4月1日  
・職務給の原則を徹底するため、枠外昇給は廃止する。

- ⑥ 退職時の特別昇給の廃止 平成19年4月1日  
20年以上勤続して退職する場合。

(3) 第9条第3項(扶養手当)

- ・扶養手当(配偶者)の見直し

昨年の東京都人事委員会の勧告に基づき1,000円引き下げし、13,500円  
といたします。

(4) 第11条の2及び第11条の5(期末・勤勉手当)

- ・期末・勤勉手当の割合について

人事考課制度の本格実施に伴い、勤務成績を手当に反映していくため支給割合を  
改定いたします。

(一般職員)

| 年間支給月数 |     | 期 末  |     |      |      | 勤 勉 |     |      |     |
|--------|-----|------|-----|------|------|-----|-----|------|-----|
|        |     | 小計   | 6月期 | 12月期 | 3月期  | 小計  | 6月期 | 12月期 | 3月期 |
| 4.45   | 改正前 | 3.35 | 1.5 | 1.4  | 0.45 | 1.1 | 0.5 | 0.6  | —   |
| 4.45   | 改正後 | 3.25 | 1.4 | 1.5  | 0.35 | 1.2 | 0.6 | 0.6  | —   |

(再任用職員)

| 年間支給月数 |  | 期 末  |      |      |      | 勤 勉 |      |      |     |
|--------|--|------|------|------|------|-----|------|------|-----|
|        |  | 小計   | 6月期  | 12月期 | 3月期  | 小計  | 6月期  | 12月期 | 3月期 |
| 2.35   |  | 1.85 | 0.75 | 0.85 | 0.25 | 0.5 | 0.25 | 0.25 | —   |

(5) 第21条(死亡賜金)

- ・死亡賜金制度の廃止 平成19年4月1日

(6) 施行期日

平成19年4月1日 ただし、第6条第5項の改正規定は、平成20年4月1日  
から施行する。

(7) 経過措置

この条例による改正前の福生市の一般職の職員の給与に関する条例第6条第7項  
本文の規定は、平成20年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

(8) 職務の級及び号給の切替え

附則別表第1 4級部分の抜粋

| 旧<br>号<br>給 | 旧 級       | 4 級    |             |
|-------------|-----------|--------|-------------|
|             | 経過期間      | 新<br>級 | 新<br>号<br>給 |
| 1           | 3月未満      | 3      | 1           |
|             | 3月以上6月未満  | 3      | 2           |
|             | 6月以上9月未満  | 3      | 3           |
|             | 9月以上12月未満 | 3      | 4           |
|             | 12月以上     | 3      | 5           |



## 平成19年第1回定例会会期日程(案)

(会期25日間)

| 月 | 日  | 曜 | 種 別   | 内 容               |
|---|----|---|-------|-------------------|
| 2 | 20 | 火 | 本 会 議 | 一般質問              |
|   | 21 | 水 | 本 会 議 |                   |
|   | 22 | 木 | 本 会 議 |                   |
|   | 23 | 金 | 休 会   |                   |
|   | 24 | 土 | 〃     |                   |
|   | 25 | 日 | 〃     |                   |
|   | 26 | 月 | 本 会 議 | 議案審議              |
|   | 27 | 火 | 休 会   |                   |
|   | 28 | 水 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
| 3 | 1  | 木 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
|   | 2  | 金 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
|   | 3  | 土 | 〃     |                   |
|   | 4  | 日 | 〃     |                   |
|   | 5  | 月 | 〃     | 予算審査特別委員会(予定) A9  |
|   | 6  | 火 | 〃     |                   |
|   | 7  | 水 | 〃     | 建設環境委員会 A10       |
|   | 8  | 木 | 〃     | 市民厚生委員会 A10       |
|   | 9  | 金 | 〃     | 総務文教委員会 A10       |
|   | 10 | 土 | 〃     |                   |
|   | 11 | 日 | 〃     |                   |
|   | 12 | 月 | 〃     | 横田基地対策特別委員会 P1:30 |
|   | 13 | 火 | 〃     | 庁舎建設特別委員会 A10     |
|   | 14 | 水 | 〃     | 議会運営委員会 A10       |
|   | 15 | 木 | 〃     |                   |
|   | 16 | 金 | 本 会 議 | 審査報告              |



# 一 般 質 問

平成19年第1回福生市議会定例会

| 通 告 者        | 質 問 内 容                                                                                                                                     | 時 間   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1<br>大 野 聰   | 1 安全安心なまちづくりについて<br>(1) 安全安心なまちづくり施策の現状について<br>(2) 今後の取り組みについて<br>2 放課後児童対策について<br>(1) 放課後児童対策の現状について<br>(2) 今後の取り組み方策について                  | 1 時間  |
| 2<br>青 海 俊 伯 | 1 障害者福祉について<br>(1) 障害者自立支援法の改正のポイントと利用者に対する周知方法について<br>(2) 心身障害学級の現状と今後のあり方について<br>(3) 視覚障害者の日常生活給付支援事業について                                 | 1 時間  |
| 3<br>沼 崎 満 子 | 1 福祉交通網について<br>(1) 前回の一般質問後の進捗状況について<br>2 市民の健康づくりへの運動施策について<br>3 あいさつ運動と地域社会の活性化について<br>4 市の地球温暖化対策について<br>(1) 市の取り組みについて<br>(2) 今後の対策について | 1 時間  |
| 4<br>原 島 貞 夫 | 1 校庭の芝生化について<br>(1) 小・中学校の校庭の芝生化事業の取り組みについて<br>2 都市基盤整備について<br>(1) 五日市街道の歩道等の整備について                                                         | 4 0 分 |
| 5<br>前 田 正 蔵 | 1 道路行政について<br>(1) 五日市街道拡幅計画につき、その後の進展について<br>(2) 基地引き込み線の踏み切り遮断機を、信号機に変えることについて<br>2 公園行政について<br>(1) 日光橋公園のトイレ清掃管理について                      | 4 5 分 |
| 6<br>阿 南 育 子 | 1 緊急時の子どもの安全を守る連絡体制について<br>(1) 現状と、現状の問題点について<br>(2) 市民との協働による安全なまちづくりについて<br>2 全児童対策の早期実現に向けての取り組みについて                                     | 3 0 分 |

| 通 告 者            | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 時 間           |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7<br><br>今 林 昌 茂 | 1 健康医療行政について<br>(1) 鳥インフルエンザ(H5N1型)対策について<br>2 少子化対策について<br>(1) 子育て支援について<br>3 防犯行政について<br>(1) 安全安心なまちづくりについて<br>4 地場産業の活性化について<br>(1) 福生市を取り巻く地域経済について<br>5 教育行政について<br>(1) 学力低下、いじめ、不登校の対策について                                                                                                                                           | 1 時間          |
| 8<br><br>串 田 金 八 | 1 公立福生病院について<br>(1) 医師不足について<br>(2) 平成21年に完成する新病院の構想について                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 3 0 分         |
| 9<br><br>遠 藤 洋 一 | 1 横田基地について<br>(1) 航空自衛隊航空総隊司令部の横田移駐について<br>(2) 横田へのハワイからの、ミサイル防衛用の分遣隊の派遣について<br>(3) 米軍機に搭載されている、放射性物質(劣化ウラン)について<br>(4) 日米共同統合演習(指揮所演習)について<br>(5) C-130輸送機の、夜間低空での旋回訓練について<br>(6) 正月三が日の飛行状況について<br>2 2007年度(平成19年度)市長の施政方針について<br>(1) 米軍再編、自衛隊移駐などによって交付金の変化はどうか<br>(2) 市民参加条例など、市民の主体づくりはどのように計画されるのか<br>(3) 基地西住宅の一部返還についての新年度の計画はないのか | 1 時間<br>3 0 分 |
| 10<br><br>羽 場 茂  | 1 商業振興について<br>(1) 高齢者が安心して歩ける商店街の創出について<br>(2) 福生市の個性を生かした商店街の活性化について<br>2 学校の安全対策について<br>(1) 安全安心対策として学校へ安全専門員の配置について<br>(2) スクールゾーンや通学路の車の通行について                                                                                                                                                                                         | 4 5 分         |

| 通 告 者         | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                           | 時 間        |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 11<br>大 野 悦 子 | 1 我が街福生を思う<br>(1) 福生でいま対外的に誇れるものを何と考えるか                                                                                                                                                                           | 30分        |
| 12<br>田 村 正 秋 | 1 市内の地下埋設管の老朽化について<br>(1) ガスと他の埋設管の関係について<br>2 校庭整備について<br>(1) 都の事業が上げられているがどのようなものか<br>(2) 四小等の現在のひもの整備の改修について<br>3 永田橋周辺整備について<br>(1) 周辺の整備と補償等について<br>4 フットサルができるコートの整備について<br>(1) テニスコート内でフットサルができるコートの整備について | 1時間        |
| 13<br>加 藤 育 男 | 1 指定管理者制度について<br>(1) 現状と現時点までの課題、問題点について<br>(2) 財政効果について<br>(3) 今後の目標設定について<br>2 教育行政について<br>(1) 学校給食費の収納状況について<br>(2) 市内小・中学校の現状について                                                                             | 45分        |
| 14<br>高 橋 章 夫 | 1 道路行政について<br>(1) 狭隘道路（赤道）の現在の状況について<br>2 生活環境行政について<br>(1) 地域猫制度について<br>3 福生第一中学校南門の避難路対策について<br>(1) 福生第一中学校南門のバリアフリー化と避難路対策について                                                                                 | 45分        |
| 15<br>中 森 富 久 | 1 環境行政について<br>(1) 環境基本計画の進捗状況について<br>(2) 容器包装等のリサイクルについて<br>2 福祉行政について<br>(1) 障害者自立支援法について<br>(2) 福生市の障害児・保護者の置かれている状況について<br>3 教育行政について<br>(1) いじめ問題について、その状況と対策について<br>(2) 市内学校の学校保健委員会の設置状況について                | 1時間<br>10分 |

| 通 告 者           | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                       | 時 間           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 16<br><br>松 山 清 | 1 子育て支援について<br>(1) 経済的な負担軽減施策の充実について<br>2 片倉自転車跡地について<br>(1) 地元住民の意向調査を行い、都に活用提言をすべきではないか<br>3 福祉センター内郵政公社のATMについて<br>(1) 撤去の候補となっていると聞くが存続を<br>4 横田基地について<br>(1) 飛来する軍用機の部品の放射性物質の使用問題について<br>(2) 航空自衛隊総隊司令部の移転計画の現況は<br>(3) 第13空軍分遣隊の移転について | 1 時間<br>3 0 分 |
| 17<br><br>小野沢 久 | 1 拝島駅の工事及び北口周辺整備等について<br>(1) 拝島駅の工事の遅れ等について<br>(2) 北口周辺整備等について<br>2 生活基盤整備について<br>(1) 永田橋のサイクリングロードの立体化について<br>(2) 福東地区滑走路下の活用について<br>3 教育行政について<br>(1) 給食費の滞納について<br>(2) 修学旅行等について<br>(3) 地域会館等の和室の畳がえについて<br>(4) 学校等公共施設の屋上緑化について           | 1 時間<br>1 5 分 |

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成19年2月20日第1回福生市議会定例会

| 付託委員会名  | 議案（請願・陳情）番号 | 付託件名                                          |
|---------|-------------|-----------------------------------------------|
| 総務文教委員会 | 議案第1号       | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例        |
|         | 議案第4号       | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                 |
|         | 議案第2号       | 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例                      |
|         | 議案第3号       | 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例           |
|         | 議案第5号       | 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例                      |
|         | 議案第6号       | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例                         |
|         | 議案第9号       | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例                            |
|         | 議案第11号      | 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例                        |
|         | 議案第12号      | 福生市副市長の定数を定める条例                               |
|         | 議案第13号      | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例            |
|         | 議案第20号      | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） |
|         | 議案第31号      | 不動産の譲与について                                    |
| 建設環境委員会 | 議案第10号      | 福生市下水道条例の一部を改正する条例                            |
|         | 議案第20号      | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）     |
|         | 議案第23号      | 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）                     |
|         | 議案第24号      | 平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）                    |
|         | 議案第29号      | 平成19年度福生市下水道事業会計予算                            |
|         | 議案第30号      | 平成19年度福生市受託水道事業会計予算                           |

| 付託委員会名    | 議案（請願・陳情）番号 | 付 託 件 名                                   |
|-----------|-------------|-------------------------------------------|
| 市民厚生委員会   | 議案第7号       | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例                     |
|           | 議案第8号       | 福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例              |
|           | 議案第14号      | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例                   |
|           | 議案第20号      | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分） |
|           | 議案第21号      | 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）              |
|           | 議案第22号      | 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）                |
|           | 議案第26号      | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算                     |
|           | 議案第27号      | 平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算                     |
|           | 議案第28号      | 平成19年度福生市介護保険特別会計予算                       |
| 特 別 委 員 会 | 議案第25号      | 平成19年度福生市一般会計予算                           |